

総務部会 行政制度比較表

前橋市・富士見村合併協議会

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
1	市村章		<ul style="list-style-type: none"> ・明治42年制定 ・旧藩主松平氏の馬印の「輪貫」からとったもの ・外円と内円の半径の比を1対0.73とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和53年9月1日制定 ・富士山の図案化 ・富士見(三)村の輝かしい歴史の伝承 ・村民(老若、男女)の和(輪)を強調 ・村の力強い発展を希う ・村民の豊かな心を表現 ・簡潔、力強さ、明快さ、作図の単純さ 	○前橋市の制度に統一する	
2	市村民憲章		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年7月1日制定 ・市民の願い わたくしたちは 水と緑と詩のまち前橋の市民です 日々のしあわせと伸びゆくこのふるさと 明日をめざして 1 やさしい心をもとう 1 強いからだをつくろう 1 たのしく働こう 1 自然をまもろう 1 文化を大事にしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年4月1日制定 わたくしたちのふるさと富士見村は、赤城山の豊かな自然に抱かれ、先人たちのためめぬ努力と英知によって発展してきました。 わたくしたちは、この歴史と自然を誇りとし、更に豊かな、文化の薫る村づくりに努めるため、ここに村民憲章を定めます。 1 わたくしたちは、祖先を敬い、歴史を尊び富士見村民であることを誇りとします。 1 わたくしたちは、自然を愛し、教養を高め心豊かな人間になります。 1 わたくしたちは、体をきたえ、いたわりあって、明るい家庭をつくります。 1 わたくしたちは、きまりを守り、心の触れ合いを大切にして、住みよい村をつくります。 1 わたくしたちは、仕事にはげみ、産業をおこし、豊かな村をつくります。 	○前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村民憲章は、富士見地区の憲章として継承していく。	
3	市村の歌		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年11月1日制定 ・交声曲 赤城嶺に ・作詞 和田利男 作曲 川崎祥悦 	なし	○前橋市の制度により調整する	
4	市村の木・花		<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年4月1日制定 ・前橋市の木：けやき、いちじょう ・前橋市の花：ばら、つつじ 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和58年4月1日制定 ・富士見村の木：くろまつ ・富士見村の花：れんげつつじ ・富士見村の鳥：きじ 	○前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村の木及び花は、富士見地区の推奨の木及び花として伝承していく。なお、富士見村の鳥は、富士見地区の推奨の鳥として伝承していく。	
5	総合計画		<ul style="list-style-type: none"> ・名称：「第六次前橋市総合計画」 ・策定：平成19年度中予定 ・期間：平成20年度～平成29年度 ・将来都市像：「生命都市いきいき前橋」 ・基本構想：平成20年度～平成29年度 ・基本計画(前期)：平成20年度～平成24年度 ・実施計画(前期)：平成20年度～平成24年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称：「富士見村第4次総合計画」 ・策定：平成15年3月 ・期間：平成15年度～平成24年度 ・基本理念：「みんなであつむぎ、次代につなぐ ふるさとの村・富士見」 ・目標像：「新・田園居住の村 富士見」 ・基本構想：平成15年度～平成24年度 ・基本計画：平成15年度～平成24年度を前期、後期 ・実施計画：3か年計画を毎年ローリング策定 	○第六次総合計画の後期計画策定時に、富士見地区も含めた計画を策定する。なお、後期計画策定までの間については、第六次総合計画実施計画の進行管理を実施する中で、新市基本計画との整合性を勘案しながら、事業の進捗状況を確認していくこととする。	
6	地域づくり推進事業		<ul style="list-style-type: none"> ・地区自治会連合会単位の23地区を対象にモデル地区を指定 ○第1次モデル地区 上川淵、桂萱、南橋、清里、大胡 ○第2次モデル地区 若宮、芳賀、総社、宮城、粕川 	なし	○前橋市の制度により調整する ・富士見全域を1地区とする。 ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
7	一地区一自慢事業		<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度より事業実施（3町村との合併を契機に） 目的：各地区から自慢できるものをあげてもらい、その魅力や特色を市内外に情報発信し、特色ある地域づくりを進める。 テーマ：H17「元気」 応募数102件 H18「楽」 応募数74件 H19「花・緑」 応募数69件 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 	
8	地域審議会		<ul style="list-style-type: none"> ○設置に関する条項 「市町村の合併の特例に関する法律」第5条の4 ○設置に関する協議書 「前橋市、勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書」（平成15年12月） ○名称及び対象区域 ・前橋市大胡地区地域審議会 旧大胡町区域 ・前橋市宮城地区地域審議会 旧宮城村区域 ・前橋市粕川地区地域審議会 旧粕川村区域 ○所掌事項 ・対象区域に係る、新市建設計画の執行状況や変更、その他市長が必要と認めることについて、市長の諮問に応じ審議、答申。 ・対象区域に係る必要と認められる事項について、市長に意見を述べる事ができる。 ○設置期間 ・平成16年12月5日～平成27年3月31日 ○委員 ・それぞれの対象区域に住所を有する者（学識経験者、公募）20人以内 ○任期 ・2年（再任を妨げない） ○開催時期 ・4月頃と10月頃の年2回を基本に開催している。 	なし	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村の区域に市町村の合併の特例等に関する法律第22条の規定に基づく地域審議会を設置する 	
9	庁議		<ul style="list-style-type: none"> ○政策会議 ・市政運営の基本方針の決定に関する事 ・重要な事務事業の計画決定及び事業調整に関する事 ・重要事項に対する市の見解の統一に関する事 ・重要な行事の決定に関する事 ・その他市長が特に認める事 構成者：市長、副市長、教育長、公営企業管理者、総務部長、政策部長、財務部長、関係部長 開催：毎月第3火曜日及び市長が必要と認めるとき ○調整会議 ・行政部門間の総合調整に関する事 ・政策会議に付議する事案 構成者：副市長、総務部長、政策部長、財務部 	<ul style="list-style-type: none"> ○総合施策調整会議 次の事項について、調査、研究、協議又は調整し、その経過及び結果を村長に報告すること ・基本構想に関する事 ・基本計画及び実施計画に関する事 ・土地利用計画に関する事 ・複数の課等に関係すること ・新規又は重要な事務事業に関する事 ・住民参画に関する事 ・組織改革及び事務改善に関する事 ・その他村長が指示した事項に関する事 構成者：副村長（会長）、教育長（副会長）、会計管理者、各課長・局長、所長・室長 開催：会長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>長、秘書課長、職員課長、行政管理課長、政策課長、財政課長、関係部課長 開催：毎月第2火曜日及び副市長が必要と認めるとき</p> <p>○部長会議 ・重要な事務事業に係る報告又は連絡に関する事 ・市議会に付議する事案に関する報告又は連絡に関する事 ・法令等の制定及び改廃並びにこれに伴う国、県等の動向に関する事 ・政策会議及び調整会議において決定された事案の報告等に関する事 ・その他必要な事項 構成者：市長、副市長、教育長、公営企業管理者、部長等 開催：原則第2・第4火曜日及び市長が必要と認めるとき</p> <p>○部課長会議 ・市政運営の基本方針等の周知徹底又は指示に関する事 ・その他必要な事項 構成者：市長、副市長、教育長、公営企業管理者、部課長等 開催：市長が必要と認めるとき</p>	<p>○庁議 ・重要な事務事業に係る報告又は連絡に関する事 構成者：村長、副村長、教育長、各課長 (会計管理者、課長、局長、) 開催：毎月第1・第3月曜日及び村長が必要と認めるとき</p>		
		統計調査員確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・統計功労者表彰 市長表彰(15人程度) ・統計調査員研修 バス2台(80人程度) (日帰り) 県補助1/2 ・新任統計調査員研修 年1回6月頃 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民手帳配付 ・記念品贈呈 	○前橋市の制度により調整する	
10	統計	受託統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査 (5年毎) 国勢調査調査区設定 (5年毎) 国勢調査試験調査 (5年毎) 事業所・企業統計調査 (5年毎) 事業所・企業統計調査調査区設定 (5年毎) 事業所・企業統計調査 [簡易調査] (5年毎) 住宅・土地基本調査 (5年毎) 住宅・土地基本調査単位区設定 (5年毎) 全国消費実態調査 (5年毎) 全国物価統計調査 (5年毎) サービス業基本調査 (5年毎) 就業構造基本調査 (5年毎) ・経済産業省 <ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査 (毎年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省 <ul style="list-style-type: none"> 国勢調査 (5年毎) 国勢調査調査区設定 (5年毎) 国勢調査試験調査 (5年毎) 事業所・企業統計調査 (5年毎) 事業所・企業統計調査調査区設定 (5年毎) 事業所・企業統計調査 [簡易調査] (5年毎) 住宅・土地基本調査 (5年毎) 住宅・土地基本調査単位区設定 (5年毎) 全国消費実態調査 (5年毎) 全国物価統計調査 (5年毎) サービス業基本調査 (5年毎) 就業構造基本調査 (5年毎) ・経済産業省 <ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査 (毎年) 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査 (5年毎) 商業統計調査 [簡易調査] (5年毎) ・文部科学省 学校基本調査 (毎年) ・農林水産省 農林業センサス (5年毎) ・群馬県 群馬県移動人口調査 (毎月) 市町村民経済計算 (毎年) 	<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査 (5年毎) 商業統計調査 [簡易調査] (5年毎) ・文部科学省 学校基本調査 (毎年) ・農林水産省 農林業センサス (5年毎) ・群馬県 群馬県移動人口調査 (毎月) 市町村民経済計算 (毎年) 		
		統計書刊行	<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市のあらまし 2,000部(毎年) ・工業統計調査結果報告書 50部(毎年) ・商業統計調査結果報告書 300部(5年毎) ・事業所・企業統計調査結果報告書 400部(5年毎) ※平成14年度より前橋市統計書は市のホームページに掲載	なし ※統計資料は村のホームページに掲載	○前橋市の制度により調整する	
		調査員の選考	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査、農林業センサスは自治会に推薦依頼し選考 ・その他の調査は登録調査員から選考、不足する場合は自治会に推薦依頼し選考 ・登録調査員数 622人 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録統計調査協力員の中から選考。国勢調査、農林業センサス等で調査員が不足する場合は、区長会に推薦 依頼し選考 ・工業統計調査は商工会職員から選考 ・登録調査員 60人 (平成19年度) 	○前橋市の制度により調整する	
		指導員の選考	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査は市職員を選考 ・その他の調査は登録調査員の中から選考 	・登録調査員又は統計経験のある一般村民から選考	○前橋市の制度により調整する	
11	土・日・祝日の窓口業務		<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直職員対応 (大胡支所は、日直のみ) 戸籍届受理、埋火葬許可等 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿日直職員対応 戸籍届受付、埋火葬許可 	○前橋市の制度により調整する ・支所については、大胡支所の体制により調整する。	
12	窓口時間の延長		<ul style="list-style-type: none"> ○年度末(3月)・年度始(4月)の日曜4回、8:30～17:15 (平成19年度の年度初めは県議選のため全部で3回となった) ・住民基本台帳関係[市民課・城南支所・大胡支所] ・印鑑登録[市民課・大胡支所] ・戸籍関係[市民課・城南支所・大胡支所] ・外国人登録関係[市民課・大胡支所] ・埋火葬許可[市民課・城南支所・大胡支所] ・諸証明発行[市民課・城南支所・大胡支所] ・福祉医療給付[国保年金課・大胡支所] ・保育所入所関係[児童家庭課] ・児童手当関係[児童家庭課・城南支所] ・小中学校新入学・転校関係[学校教育課・大胡支所] ・納税・納税相談[収納課・城南支所・大胡支所・宮城支所・粕川支所] 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎週月曜日(祝日を除く。)17:30～19:30 ・住民票、戸籍等の証明書交付 ・印鑑登録、印鑑登録証明書の交付 ・納税相談、納税証明書の交付 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
13	年末年始の業務		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ゴミの収集：12月29日まで ・家庭ゴミの自己搬入：12月28日まで ・犬猫の死体処理：12月29日まで ・夜間急病診療所：年末年始休み無し ・その他施設は期間に差がある。 ※上記は平成18年度実績	家庭ゴミの収集：12月29日まで ※上記は平成18年度実績	○前橋市の制度により調整する <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ゴミの収集等については、環境部会で調整する。 	
14	名誉市村民制度		前橋市名誉市民条例、前橋市名誉市民条例施行規則 3人（18年度末） 下村、石井、藤井	富士見村名誉村民条例、富士見村名誉村民施行規則 名誉村民 1人 猪谷千春（H17.11.5）	○前橋市の制度により調整する	
15	職員		<ul style="list-style-type: none"> ・市長部局 1,683人 一般部局 1,598人 工科大学 85人 ・議会事務局 13人 ・選管事務局 7人 ・監査事務局 11人 ・農委事務局 16人 ・教委事務局 558人 ・水道局 168人 ・消防本部 400人 合計 2,856人（教育長除く） （平成19年4月1日現在 実職員数） 	<ul style="list-style-type: none"> ・村長部局 118人 ・議会事務局 3人 ・選管事務局 4人（総務課と兼務） ・監査事務局 3人（議会と兼務） ・農委事務局 5人（産業課と兼務） ・教委事務局 19人 ・公営企業（水道課） 7人 合計 147人（教育長除く） （兼務12人を重複計算すると159人） （平成19年4月1日現在 実職員数） 	○富士見村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の任免給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。	
16	特別職の職員		<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の職員 市長 副市長 教育長 監査委員 公営企業管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤の職員 村長 副村長 教育長 	○富士見村の特別職の職員（村長、副村長及び教育長）の身分の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定める。なお、両市村の合併に伴い、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。	
17	服務		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例 ・前橋市職員の定年等に関する条例 ・前橋市職員の定年等の実施に関する規則 ・前橋市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例 ・前橋市職員の懲戒処分に関する基準 ・前橋市職員の服務の宣誓に関する条例 ・前橋市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 ・前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・前橋市職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ・一般職員の勤務時間により難しいものの勤務時間及び休憩時間に関する規程 ・前橋市職員服務規程 ・ボランティア休暇運用要綱 ・前橋市当直規程 ・前橋市職員記章着用規則 ・前橋市職員証に関する規則 ・前橋市職員の育児休業等に関する条例 ・前橋市職員の育児休業等に関する規則 ・前橋市職員の行政処分審査委員会規則 ・前橋市職員の交通事故等審査委員会規程 ・私有自動車の公務使用に関する取扱要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例 ・富士見村職員の定年等に関する条例 ・富士見村職員の定年等の実施に関する規則 ・職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例 ・富士見村の懲戒処分に関する指針 ・富士見村職員の服務の宣誓に関する条例 ・富士見村職務に専念する義務の特例に関する条例 ・富士見村職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・富士見村職員の勤務時間、休暇等に関する規則 ・富士見村役場処務規程 ・職員の病気休暇に関する規程 ・富士見村職員の記章はい用規程 ・富士見村職員の育児休業等に関する条例 ・富士見村職員の育児休業等に関する規則 	○前橋市の制度により調整する	
18	職員団体の登録に関する条例		・あり（前橋市職員の職員団体の登録に関する条例）	・あり（職員団体の登録に関する条例）	○前橋市の制度により調整する	
19	定年前管理職措		・個別勧奨退職実施要綱に含まれる。	・富士見村退職勧奨取扱要領に含まれる。	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
20	職員勸奨退職		・個別勸奨退職実施要綱 平成19年度より当分の間実施しない	・富士見村退職勸奨取扱要領	○前橋市の制度により調整する	
21	特別職の給与		<ul style="list-style-type: none"> 市長 1, 125, 000円 副市長 900, 000円 教育長 765, 000円 常勤監査委員 655, 000円 公営企業管理者 755, 000円 <p>・期末手当 一般職の職員に準じる 年4. 45月 役職加算割合 20%</p> <p>「前橋市特別職の職員の給与に関する条例」 「前橋市監査委員の諸給与条例」 「前橋市教育委員会委員及び教育長の諸給与条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長 900, 000円 副市長 810, 000円 教育長 688, 500円 常勤監査委員 622, 200円 公営企業管理者 679, 500円 <p>「前橋市特別職の職員の給与の特例に関する条例」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 村長 783, 000円 副村長 627, 000円 教育長 588, 000円 <p>・期末手当 一般職の職員に準じる 年4. 45月 役職加算割合 20%</p> <p>「富士見村特別職の職員の給与に関する条例」 「富士見村教育委員会委員及び教育長の諸給与条例」</p> <ul style="list-style-type: none"> 村長 707, 000円 副村長 564, 000円 教育長 529, 000円 <p>「富士見村特別職の職員の給与の特例に関する条例」</p>	○前橋市の制度により調整する	
22	職員の給与	給料	<ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表 8級制 (国公行一8級まで) (技労職給料表も同じ 最高4級まで) 企業職 8級制 (〃) 168人 教育職 (大学) 4級制 61人 教育職 (高校) 4級制 49人 教育職 (幼稚園) 4級制 31人 消防職 8級制 399人 指定職 1級制 1人 合計 2, 856人 	<ul style="list-style-type: none"> 行政職給料表 6級制 (国公行一6級まで) (技労職給料表も同じ 最高3級まで) 147人 	○前橋市の制度により調整する	
		給料等の支給日	<ul style="list-style-type: none"> ○給料 ・毎月20日 ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日 ○期末勤勉手当 ・6月30日、12月10日 ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日 	<ul style="list-style-type: none"> ○給料 ・毎月20日 ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その前日においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日 ○期末勤勉手当 ・6月30日、12月10日 ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日 		
		行政職給料表初任給基準	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職以外のもの 大学卒 1級25号給 短大卒 1級15号給 高校卒 1級 5号給 ・技能労務職 18歳 1級 1号給 19歳 1級 3号給 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職以外のもの 大学卒 1級21号給 短大卒 1級13号給 高校卒 1級 5号給 ・選考 その他 1級 1号給 ・技能労務職 なし 		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			20歳 1級 5号給 22歳 1級 13号給 24歳 1級 19号給 26歳 1級 23号給 28歳 1級 29号給 30歳 1級 33号給 32歳 1級 37号給 34歳 1級 41号給 36歳 1級 45号給 38歳 1級 49号給 40歳 1級 53号給	21歳 1級 9号給 23歳 1級 17号給 25歳 1級 21号給 27歳 1級 25号給 29歳 1級 31号給 31歳 1級 35号給 33歳 1級 39号給 35歳 1級 43号給 37歳 1級 47号給 39歳 1級 51号給		
		行政職給料表職務分類表	1級 主事 2級 主事 3級 主任 4級 係長、副主幹、主査 5級 課長補佐、主幹 6級 課長、副参事 7級 参事 8級 部長	1級 主事補、主事 2級 主事 3級 主任 4級 係長、主査 5級 課長補佐、室長、所長、次長、(係長、主査) 6級 会計管理者、課長、局長、(所長、室長)		
		管理職手当	1種(部長) 94,000円 2種(参事) 77,400円 3種(課長) 72,700円 4種(副参事) 62,300円 5種(課長補佐) 59,500円 7種(係長) 46,300円	・村長部局 本庁 会計管理者 1種 6級1種 63,300円 課長 2種 6級2種 59,900円 室長 3種 6級3種 52,400円 課長補佐・次長 4種 6級4種 43,700円 ・出先機関 所長 3種 5級3種 52,400円 次長 4種 5級4種 43,700円 所長 3種 5級3種 52,400円 ・議会 局長 2種 6級2種 59,900円 局長補佐 4種 5級4種 43,700円 ・教育委員会 局長 2種 6級2種 59,900円 次長 3種 5級3種 52,400円 事務局以外所長 3種 5級3種 52,400円 次長 4種 5級4種 43,700円		
		初任給調整手当	・平成元年度以降採用される職員には支給しない	なし		
		扶養手当	・国と同じ	・国と同じ		
		地域手当	・1級地(前橋・高崎) 100分の3 (国公6級地) ※平成19.4.1現在 100分の2	なし		
		住居手当	・職員の居住する借家・借間 国と同じ ・自宅 4,000円(ただし、新築加算なし)	・職員の住居する借家、借間 国と同じ ・自宅 新築又は購入から5年 2,500円		
		通勤手当	・交通機関等の利用者 国と同じ ・自動車等の使用者 5km未満 4,000円 5km～10km 5,000円 10km～15km 8,000円 15km～20km 11,100円 20km～25km 13,300円	・交通機関等の利用者 国と同じ ・自動車等の使用者 2km～5km未満 2,000円 5km～10km未満 4,100円 10km～15km未満 6,500円 15km～20km未満 8,900円 20km～25km未満 11,300円		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			2.5km～3.0km 16,100円 3.0km～3.5km 18,500円 3.5km以上 20,900円	2.5km～3.0km未満 13,700円 3.0km～3.5km未満 16,100円 3.5km～4.0km未満 18,500円 4.0km以上 20,900円		
		○企業職員以外 ・市税業務手当 徴収業務 日額 330円 ・強制執行業務手当 日額 500円 ・公害業務手当 日額 300円 ・特殊作業場手当 斎場機械操作 日額 2,200円 斎場自動車運転 日額 1,100円 斎場その他 日額 800円 ・社会福祉業務手当 生活保護等 月額 6,000円 行旅病人収容 1件 1,700円 行旅死亡人等 1体 5,000円 ・保健業務手当 保健師 月額 4,500円 看護師 月額 3,500円 理学療法士 月額 3,500円 作業療法士 月額 3,500円 ・清掃業務手当 ごみ収集、処理 日額 650円 し尿処理 日額 690円 炉内等点検清掃 日額加算400円 小動物死体処理 1件 加算150円 スズメバチ駆除 1件 150円 変則勤務 月額 7,700円 ・工科大学入学者選抜業務手当 入試問題作成 1科目10,000円 ・大学院担当手当 教授 月額 22,000円 准教授 月額 17,000円 講師又は助教 月額 14,000円 ・大学院の博士前期課程及び博士後期課程担当 月額 10割加算 ・災害出動手当 1回 550円 ・消防業務手当 救急業務 1回 200円 夜間特殊業務 1回 600円 救急救命士 月額 3,500円 ○企業職員 ・滞納整理・停水執行手当 日額 330円 ・高所・深所作業手当 日額 220円 ・水処理業務手当 水質検査等 日額 170円 現場作業 日額 180円 ・浄化処理業務手当 水質浄化センター 日額 230円 水質検査等 日額 620円 汚水等の浄化処理 日額 780円 ・緊急出動手当 1回 1,500円	なし			
		時間外勤務手当	・勤務1時間当たり支給額の算出方法 $\frac{\text{給料の月額} \times 1.2 \times 1.02}{40\text{時間} \times 52\text{週} - 8\text{時間} \times (\text{祝休日} + \text{年末年始休日})}$ ・支給割合 国と同じ 上限はなし	・算出方法及び支給割合は国と同じ		
		宿日直手当	・宿日直 4,700円 ・常直 月 21,000円	・宿日直 4,200円		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		管理職員特別勤務手当	・週休日等において緊急・臨時性のある3時間以上の勤務 部長・参事 10,000円 課長・副参事 9,000円 課長補佐・係長 8,000円 ※6時間を超える場合は1.5倍の額	・週休日等において緊急・臨時性のある3時間以上の勤務 課長、局長、室長、所長 7,500円 その他の管理職員 6,000円 ※6時間を超える場合は1.5倍の額		
		期末手当	一般職員 特定幹部職員 6月期 1.40月分 1.20月分 12月期 1.60月分 1.40月分	一般職員 特定幹部職員 6月期 1.40月分 1.20月分 12月期 1.60月分 1.40月分		
		勤勉手当	一般職員 特定幹部職員 6月期 0.75月分 0.95月分 12月期 0.75月分 0.95月分	一般職員 特定幹部職員 6月期 0.75月分 0.95月分 12月期 0.75月分 0.95月分		
		期末勤勉手当役職加算割合	・行政職給料表 8級 部長 20% 7級 参事 20% 6級 課長・副参事 15% 5級・4級 課長補佐・係長・副主任 10% 主査(経験4年以上) 4級 主査(経験4年未満) 5% 3級 主任(経験1年以上) 5%	・行政職給料表 6級 15% 5級、4級 10% 3級 5%		
23	福利厚生		・前橋市職員共済会条例 ・会 員 前橋市職員 ・掛け金 (月) 給料×5/1000 ・助 成 掛け金の1.5倍以内 ※H19予算 12,904,000円(人間ドック助成金含む)	・みふじ会会則 ・会 員 富士見村職員 ・掛け金 (月) 給料×3/1000 ・助 成 80万円(人間ドック助成金を含む)	○前橋市の制度により調整する	
24	健康管理		・前橋市職員健康管理規程 ・健康診断 一般定期健康診断 年1回 (ドック対象者は除く) 特別定期健康診断 年2回(業種限定) (ドック対象者は年1回)	・職員安全衛生管理規程 ・健康診断 一般定期健康診断 年1回 (ドック対象者は除く)	○前橋市の制度により調整する	
25	公務災害補償		・地方公務員災害補償基金 ・前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例	・地方公務員災害補償基金に加入 ・群馬県市町村総合事務組合に加入	○前橋市の制度により調整する	
26	研修		・前橋市職員研修規則 ・前橋市職員研修委員会規程	・群馬県地方自治研修所の町村職員研修に参加 ・群馬県町村会で実施する研修会を活用	○前橋市の制度により調整する	
27	安全衛生		・労働安全衛生委員会設置(最低年2回開催) ※水道局、消防は別途設置 ・産業医 前橋医師会に委託(職場巡視各月1回・健康相談各月2回) ・前橋市職員労働安全衛生管理規程	・職員安全衛生管理規程	○前橋市の制度により調整する	
28	児童手当		・支給日 6月、10月、2月の20日 ・支給方法 給与振り込み	・支給日 6月、10月、2月の20日 ・支給方法 給与振り込み	○前橋市の制度により調整する	
29	退職手当		・前橋市職員の退職手当に関する条例 ・失業者の退職手当支給規則	・群馬県市町村総合事務組合に加入し、当組合の退職手当条例を適用	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
30	嘱託職員・臨時職員		<ul style="list-style-type: none"> ○雇用形態 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託 週30時間勤務 1年ごとに更新 通算最長3年(月給) ・臨時 1日5時間、週25時間=最長11か月 1日5時間超=最長2か月(時給) ○社会保険等 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託職員のみ 社会保険事務所への社会保険加入の届出 466人 (平成19年4月1日現在 実職員数) 	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用形態 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託 1日8時間 1年ごと更新(月給) ・臨時 1日6時間 半年ごと更新(日給・時給) ○社会保険等 <ul style="list-style-type: none"> ・嘱託・臨時職員の一部 社会保険事務所への社会保険、厚生年金保険 加入等届出者数 嘱託 15人 臨時 13人 	○前橋市の制度により調整する	
31	セクシャル・ハラスメント対策		・職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱	なし	○前橋市の制度により調整する	
32	表彰		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市功労者表彰規則 ・前橋市職員表彰規則 ・前橋市民特別栄誉賞規則 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見村職員表彰規程 ・富士見村文化賞受賞者選考委員会設置規則 ・功最賞・文化賞を毎年選考し表彰している 	○前橋市の制度により調整する	
33	事務服貸与		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市職員の事務服貸与に関する規程 対象 貸与年数 第1種 事務職・男性 【H13.10.1廃止】 第2種 // 女性 【 // 】 第3種 清掃、公園及び道路維持業務に従事する職員 夏、冬 各1年 第4種 畜場勤務 夏2、冬3 第5種 保育業務 冬3、作業2 第6種 技術職 夏2、冬3 第7種 保育所調理技士 8か月 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見村職員事務服貸与規程 現在、事務服の貸与なし 作業服、不定期貸与 	○前橋市の制度により調整する	
34	旅費等		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市職員等の旅費に関する条例 ・前橋市実費弁償条例 ・前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見村職員等の旅費に関する条例 ・富士見村旅費支給に関する規則 	○前橋市の制度により調整する	
35	恩給		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市吏員恩給条例に基づき支給 支給日 1月、4月、7月、10月の12日 	なし	○前橋市の制度により調整する	
36	人事・給与システム		<ul style="list-style-type: none"> ・富士通製の人事給与システム(パッケージ) 【自主運用】 平成16年2月～平成20年1月 平成20年1月に機器更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・人事システム H19.4～H20.2 再リス中 ・給与システム H19.4～H20.2 再リス中 	○前橋市の制度により調整する	
37	情報公開制度	情報公開条例	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市情報公開条例 ・平成9年9月制定。平成10年4月から施行。 ・特徴：原則公開。何人も請求できる。手数料は、無し。写しの交付は、1面10円外郭団体に協力要請等 ・情報公開審査会(委員5人) ・情報公開コーナー(臨時職員1人) ・情報提供コーナー(大胡支所・宮城支所・粕川支所) 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村情報公開条例 ・平成13年3月制定、平成13年10月から施行 ・特徴：地方自治の本旨に即した市政の実現に寄与することを目的とし、手数料は無し。写しの交付は1面10円。外郭団体等に協力要請等。 ・情報公開審査会(委員5人) ・情報公開コーナー・提供コーナーはなし 	○前橋市の制度により調整する ・合併後の富士見支所に情報提供コーナーを設ける	
		個人情報保護条例	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市個人情報保護条例 ・平成9年9月制定。平成10年4月から施行。 ・個人情報保護審査会(委員5人：3人は、情報公開審査会委員と兼務) 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村個人情報保護条例 ・平成17年3月制定。平成17年4月から施行。 ・個人情報保護審査会(委員5人) 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		長の資産公開に関する条例	○前橋市長の資産等の公開に関する条例 ・平成7年12月制定、施行。	○政治倫理の確立のための富士見村長の資産等の公開に関する条例 ・平成7年12月制定、施行。	○前橋市の制度により調整する	
		文書管理の方法	・簿冊（行政情報管理システム）	・簿冊（文書管理システム）	○前橋市の制度により調整する	
38	行政手続		○前橋市行政手続条例 ・平成9年9月制定。平成10年4月から施行。 ・審査基準、標準処理期間、処分基準の設定	○富士見村行政手続条例 ・平成9年3月制定。平成9年10月から施行 ・審査基準、標準処理期間、処分基準等の設定	○前橋市の制度により調整する	
39	行政組織		平成20年4月1日現在 18部81課（外部機関を含む） ※詳細は、別添の組織機構図のとおり	平成19年6月1日現在 村長 ——— 副村長 ——— ① 総務課 ② 企画財政課 ③ 合併推進課 ④ 税務課 ⑤ 住民課 ⑥ 健康福祉課 ⑦ 生活環境課 ⑧ 産業課 ⑨ 建設課 ⑩ 下水道課 会計管理者 — ⑪ 出納室 水道課 教育委員会 — 教育長 — 教育委員会事務局 議会 — 議会事務局 (選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局については他課で兼務)	○合併時までに調整する ・富士見村役場は、支所とする。支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。	
40	行財政改革	大綱・実施計画	○前橋市行財政改革大綱 ・平成17年10月策定 【3つの柱】 ①行政運営の改革 ②自立性の高い財政運営の確保 ③市民協働 ○行財政改革実施計画（H17年度～21年度） ・平成18年3月策定 施策数…92（約7割が計画どおり進捗）	○第三次富士見村行政財政改革大綱 ・平成17年3月策定 ○大綱の実施期間（平成17年度～平成19年度。ただし、合併の日の前日まで延長） ・大綱の理念に基づき、全庁的に行革を推進している。 ○自立に向けての集中改革プラン ・平成18年3月策定 ○改革プランの実施時期 （平成17年度～平成21年度まで）	○新たに制度等を創設する	
		懇談会	○行財政改革推進懇談会 ・民間有識者14人及び公募委員3人で構成 ・大綱、実施計画等を作成する際の意見、提言	○富士見村行政改革懇談会委員 10人	○新たに制度等を創設する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
41	指定管理者制度		<p>○前橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年9月制定）</p> <p>○指定管理者の指定に関する事務取扱要綱（平成17年3月制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入済施設数 77施設（うち公募23施設） 内訳 公共的団体 72施設 民間企業 4施設 NPO法人 1施設 	<p>○富士見村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年9月制定）</p> <p>○指定管理者の指定に関する事務取扱要綱（平成16年9月制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度導入済施設数 4施設（うち公募1施設） 内訳 民間企業 1施設 NPO法人 2施設 社会福祉法人 1施設 	○前橋市の制度により調整する	
42	審議会等の指針		<p>○審議会等の設置の指針及び運営に関する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性委員の登用（H19年度に30%） 委員の兼務は5件以内 委員の在任期間は連続して12年を超えない 市議会議員及び市職員は選任しない <p>○審議会等の数</p> <ul style="list-style-type: none"> 96機関（平成19年4月現在） 	<p>○平成11年7月に「附属機関の委員に関する取扱方針」を制定し、幅広い村民の参画を促進し、村政の発展に資することを目指している</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の兼務は5以内 委員に10年を超えて再任しない 女性の登用を30%以上を目標とする 村職員は選任しない <p>○附属機関等の数</p> <ul style="list-style-type: none"> 36機関（平成19年4月1日現在） 	○前橋市の制度により調整する	
43	パブリックコメント		<p>○前橋市パブリックコメント手続実施要綱（平成17年4月制定）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となるもの <p>①市の基本的制度や市民等の権利義務等に関する条例の制定又は改廃</p> <p>②市の基本政策を定める計画、各行政分野の基本方針を定める計画の策定又は重要な改定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施状況 H17…9件（意見提出数147） H18…7件（意見提出数88） 	<p>○行政手続条例を改正し意見公募手続等を定めた。（平成18年12月制定・平成19年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象となるもの <p>村の機関が定める次に掲げるもの 規則、審査基準、処分基準、行政指導指針</p>	○前橋市の制度により調整する	
44	公益通報		<p>○公益通報者保護法に基づく外部の労働者からの通報に関する処理の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報窓口…処分又は勧告等の権限を有するなど通報内容を所管する部署 通報件数…0件（平成18年度） <p>○公益通報者保護法に基づく職員等からの通報に関する処理の指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報窓口…職員課又は行政管理課 通報件数…0件（平成18年度） 	<p>○富士見村職員等の公益通報に関する要綱（平成17年12月制定・平成18年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> 通報窓口…総務課 通報件数…0件（平成18年度） <p>○外部の労働者からの通報については、規定なし</p>	○前橋市の制度により調整する	
45	公告		<p>○前橋市公告式条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所掲示場に掲示 <p>条例・規則は市長が署名したものの複写を掲示 訓令・告示は市長名を記入し、市長印を押印の上公表</p>	<p>○富士見村公告式条例</p> <ul style="list-style-type: none"> 役場掲示場（1箇所）に掲示 <p>条例・規則は村長が署名したものの複写を掲示 訓令・告示は村長名を記入し、村長印を押印の上公表</p>	○前橋市の制度により調整する	<ul style="list-style-type: none"> 合併後の富士見支所に、写しを備え、閲覧に供す。

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
46	公印	公印規則等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 序印 市印、市印（専用印）、市役所印、市役所印（専用印）、支所印、出張所印、福祉事務所印、消防本部印 ・ 職印 市長印、市長印（専用印）、副市長印、副市長印（専用印）、会計管理者印、支所長印、出張所長印、出納員印、企業出納員印、水と緑と詩のまち前橋文学館長印、福祉事務所長印、福祉事務所長印（専用印）、保育所長印、建築指導課長印、建築主事印、消防長印、消防署長印、建築審査会会長印、民生委員推薦会委員長印、計量検査所長印、都市計画審議会会長印、水と緑のまちをつくる審議会会長印、開催執務委員長印、都市景観審議会会長印、放置自動車判定委員長印、情報公開審査会長印、個人情報保護審査会長印、高齢者施策推進協議会長印、介護認定審査会長印、環境審議会会長印、開発審査会長印 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 序印 村印 ・ 職印 村長印、村長印（各課専用印）、副村長印、会計管理者印 	○前橋市の制度により調整する	
		市村長印の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理課では、市長印及び賞状用市長印を管理。特定の用途に使用する市長印について、それぞれ所管する所属の専用印を調製し、各所属で管理。納入通知書等の公印使用の枚数が多い場合は、電子公印等を利用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村長印については、総務課で管理し押印。その他一般文書用に、各課に課専用印を置き管理。 	○前橋市の制度により調整する	
47	法令審査	法規審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前橋市法規審査委員会規程 委員長…副市長 副委員長…総務部長 委員…政策部長、財務部長、秘書課長、行政管理課長、政策課長及び財政課長 会議…定例市議会開会前に開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 富士見村法規審査委員会設置規程 委員長…副村長 副委員長…総務課長 委員…会計管理者、企画財政課長、合併推進課長、税務課長、住民課長、健康福祉課長、生活環境課長、産業課長、建設課長、下水道課長、水道課長、教育委員会事務局長及び議会事務局長 会議…定例庁議にあわせて開催 	○前橋市の制度により調整する	
		法令審査体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政管理課文書法規係5人（係長含む）で、市議会常任委員会毎に担当を分け、条例、規則、訓令及び要綱等の審査を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法規審査委員会の下に幹事会（運営要領）を置き、法規に明るい職員及び法規に関心のある職員のうちから村長が任命しており、任期は1年。幹事会は、委員会に付議する原案の審査を行い、意見を付して委員長に提出している。毎月1回開催 	○前橋市の制度により調整する	
48	郵送、使送業務	郵送業務	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市行政情報等取扱規程 ・ 受領 行政管理課内の各課の集配棚に正規職員及び嘱託員で配布 ・ 発送 一括料金後納方式 各課で発送する文書は、午後4時までに行政管理課でとりまとめ、事業予算毎に整理し、市内特別郵便等の処理を行う。（嘱託員1人で対応） 郵便事業株式会社前橋支店が午後4時半頃に集配支払いは月締め、各課予算毎に契約課で一括執行 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村行政文書取扱規程 ・ 受領 郵送されたものを総務課で各課ボックスへ課員が配布 ・ 発送 一括料金後納方式 各課で発送する文書は（火金）午後1時までに企画財政課へ送付しとりまとめのうえ、市内特別郵便又は宅配業者による送付等の処理を行う。 富士見郵便局へ持ち込み又は宅配業者の集荷支払いは月締めで、各事業予算毎に企画財政課で一括執行 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		使送業務	○前橋市使送業務取扱要綱 ・使送先は、主な市の出先機関、県及び国の主な機関、行政自治委員、民生委員その他行政委員会委員等 正規職員2人で毎日支所・出張所（各地区公民館）及び本庁管内の役職者及び各施設へ車両2台で配送 支所・出張所の管内の役職者及び各施設は、支所・出張所の用務技士が配送 大胡・宮城・粕川3支所との間ではゆうパックを利用 大胡・宮城・粕川3支所では、行政自治委員のみに支所職員が配送	・使送先は、区長 毎週木曜日に担当区職員が配送	○前橋市の制度により調整する	
49	公平委員会		○公平委員会の設置有り ・設置形態 単独設置 ・委員数 3人 ・委員長報酬額 9,600円/日 ・委員報酬額 8,700円/日	○公平委員会の設置有り ・設置形態 単独設置 ・委員数 3人 ・委員長報酬額 7,800円/日 ・委員報酬額 7,800円/日	○前橋市の制度により調整する	
50	情報化の推進	推進計画	○新前橋市総合情報化推進計画 平成20年3月策定 計画期間 平成20～24年度 〔計画の目的〕 第六次前橋市総合計画の将来都市像「生命都市いきいき前橋」をICTの利活用により効果的に実現 〔施策の大綱〕 ①快適で暮らしやすいまちづくり ②恵み豊かな自然と共生するまちづくり ③個々が光り輝くまちづくり ④地域資源を活かした活力あるまちづくり ⑤豊かな心を育むまちづくり ⑥市民協働のまちづくり 基盤・体制づくり 質の高いサービスを提供する電子市役所の推進 〔施策展開の視点〕 ①「地域情報化」と「行政情報化」の連携を促進 ②ICTの「利活用」を促進 ③市民と行政の「接点」を重視	なし	○前橋市の制度により調整する	
		推進組織	○前橋市情報化推進委員会 ・関連部課長16名 委員長 総務部長 副委員長 情報政策課長、行政管理課長 ・所掌事務 情報化の推進にかかわる総合調整 情報化計画の策定、変更	なし	○前橋市の制度により調整する	
51	情報セキュリティ	セキュリティの方針、対策	前橋市情報セキュリティポリシー 平成14年8月策定 ①情報セキュリティの基本的な考え方 ②基本方針 ③対策基準	富士見村セキュリティポリシー 平成16年3月22日施行 ①基本方針 ②対策基準（管理者編） ③対策基準（利用者編）	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
52	情報システム、ネットワーク等の管理、運用規程	汎用電子計算機管理、運用	汎用電子計算機運用管理規準 汎用電子計算機運用利用規準	富士見村電子計算機業務管理運営及びデータ管理に関する規則（平成12年3月制定・平成12年月施行）	○前橋市の制度により調整する	
		システム開発	○システム開発等業務遂行適正化等要綱 平成19年7月1日施行 目的：市が委託するシステム開発等業務遂行の適正化を図るとともに、データ保護等の万全を期するため、受託状況報告書の提出、開発業務等作業場所の管理及び開発等に係るデータの取扱等の手続きに関し必要な事項を定める。 ○システム開発及び変更に関する規準 目的：システム開発・変更に関する手続きを定める。	なし	○前橋市の制度により調整する	
		パソコン、ネットワーク管理、運用	○パソコン及びネットワーク等の管理運用規準 ・パソコン及びプリンタ等の適正な利用管理及び行政ネットワークの適正な管理運用を図るため。	なし	○前橋市の制度により調整する	
		インターネット利用	○インターネットの適正な利用を図るための規準 ・インターネットの利用範囲 ・インターネットの利用制限 ・運用時間 ・特定ホームページの利用（フィルタリング）他	なし	○前橋市の制度により調整する	
53	ハードウェア	汎用コンピューター	○ホストコンピューター NEC ACOS N-1PX7600 リース期間 平成16年1月～平成20年12月 〔導入形態 単独導入 運営形態 委託（日本情報産業、GCC）〕 NEC ACOS AX7300-80V 保健予防課 健康管理システムで使用 リース期間満了後継続使用中 〔導入形態 単独導入 運営形態 委託（日本情報産業）〕	ホストコンピューターなし	○前橋市の制度により調整する	
		パソコン等	○ホストコンピュータ接続端末 330台 ・OS Windows2000 SP4 ・機器リース期間：平成16年1月～平成19年12月 ○行政事務用パソコン 1,710台（1人1台化） OS WindowsXP SP2 Windows2000 SP4 機器リース期間：平成18年9月から22年8月	○基幹系パソコン 37台（e-SUITE） ・OS WindowsXP SP2 機器リース期間：平成16年7月～平成21年6月 平成18年11月～平成23年10月 ○情報系パソコン 161台（1人1台化） ・OS WindowsXP SP2 ・OS Windows2000 SP4 機器リース期間：平成15年5月～平成20年4月 平成16年3月～平成21年2月 平成16年4月～平成21年3月 平成16年6月～平成21年5月 平成16年9月～平成21年8月 平成16年12月～平成21年11月	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ○サーバ 96台 <ul style="list-style-type: none"> ・Expres5800/Rh-2 etc ・Unix ・Linux 機器リース期間：システムにより異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ○サーバ 10台 <ul style="list-style-type: none"> PRIMERGYRX300 etc 機器リース期間：システムにより異なる 	○前橋市の制度により調整する	
		アプリケーションソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・Office 2003 Professional SP2 2520ライセンス ・ウイルスバスター (Client/Server Suite) 2,535ライセンス ・Windows Server 2003 デバイスCAL 2,515ライセンス 	<ul style="list-style-type: none"> ・Office Personal 2003 91ライセンス ・Office Professional Enterprise Edition 2003 507ライセンス ・Office XP Personal 307ライセンス ・Office XP Professional 187ライセンス ・ウイルスバスター (Client/Server Suite) 507ライセンス ・eTrust Antivirus 1607ライセンス ・Windows Server 2003 67ライセンス ・Windows Server 2000 17ライセンス 	○前橋市の制度により調整する	
		プリンタ	<ul style="list-style-type: none"> ○プリンタ <ul style="list-style-type: none"> ・Ricoh製NX860e 175台 ・Ricoh製G7570 25台 ・Xerox製DocuPrint205 21台 ・Canon製LBP5900 5台 機器リース期間：平成18年9月から22年8月 ○オンラインプリンタ <ul style="list-style-type: none"> ・NEC製MultiImpact (ドットプリンタ) 36台 ・NEC製MultiWriter (ページプリンタ) 52台 	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹系プリンタ <ul style="list-style-type: none"> ・Ricoh製IPS10 NX750 5台 ・Ricoh製IPS10 NX850 1台 (買取) ○農業共用プリンタ <ul style="list-style-type: none"> ・Ricoh製IPS10 NX750 1台 ○情報系プリンタ <ul style="list-style-type: none"> ・Ricoh製NX750 3台 (買取) ・Ricoh製NX760 17台 ・Ricoh製NX850 2台 (買取) ・Ricoh製CX7200 1台 ・Ricoh製IMAGIONE0352D 1台 ・Ricoh製IMAGIONE0353 1台 ・Ricoh製IMAGIONE0753 1台 ・Canon製PIXUS 6500i 8台 (買取) ・Canon製PIXUS 6100i 1台 (買取) ・Canon製Lasersyot 1台 ・Canon製LBP1870 1台 ・Canon製LBP5700 1台 ・EPSON製Colorio 1台 ・EPSON製LP-9000C 1台 ・EPSON製MJ8000C 1台 ・EPSON製PX9500S 1台 ・FUJIXEROX製DocuColor4000 1台 機器リース期間：機種により異なる 	○前橋市の制度により調整する	
		事後処理機等	<ul style="list-style-type: none"> ○事後処理機 <ul style="list-style-type: none"> ・バースター 平成8年11月導入 ・メールシーラ機 平成15年11月導入 ・製本機 H13年9月導入 ・CVCF (無停電電源装置150KVA) 平成2年導入 ・OCR装置 平成19年9月導入 ・データエントリー機器 平成11年1月導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○UPS (無停電電源装置) <ul style="list-style-type: none"> ・全サーバーに設置 ・クライアントについては、窓口端末10台に設置 APC CS 500 (型番BK500JP) 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
54	汎用コンピューター(オンライン)	市民税	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン(市民税課) ・市民税普通徴収異動 ・事業所照会異動 ・法人市民税賦課 ・市民税特別徴収異動 ・市民税照会証明 ・市民税扶養マスター異動 ・事業所照会異動 	システムリリース(委託先:㈱GCC) CS系システム(e-SUITE) ○システムリリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 ・村民税普通徴収異動 ・事業所照会異動 ・村民税特別徴収異動 ・村民税照会証明 (法人村民税) ・法人村民税異動 ・法人村民税照会証明 ・法人村民税賦課 (軽自動車税) ・軽自動車税異動 ・軽自動車税照会証明 ・軽自動車税賦課	○前橋市の制度により調整する	
		固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン(資産税課) ・固定資産税異動 ・固定資産税照会証明 ・固定資産税月例処理 ・住登外照会異動 ・共有者台帳異動 	システムリリース(委託先:㈱GCC) CS系システム(e-SUITE) ○システムリリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 ・固定資産税異動 ・固定資産税照会証明 ・住登外異動 バッチ処理 ・償却資産物件異動	○前橋市の制度により調整する	
		納税	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン(収納課) ・市税口座異動処理 ・【平成19年7月 滞納整理システム稼動による】 ・収納管理 	システムリリース(委託先:㈱GCC) CS系システム(e-SUITE) ○システムリリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 ・市税口座異動処理 ・納税管理 ・収納管理	○前橋市の制度により調整する	
		住民記録	<ul style="list-style-type: none"> ○住民記録システム(市民課) 処理概要 ・住民記録照会異動(国保資格、介護資格連動) ・外国人登録照会異動 ・印鑑登録 ・住民票、転出証明、火葬許可証、外国人登録証 ・印鑑証明の発行 ・各種統計リスト、異動者リスト出力 稼動年月 平成5年1月 開発業者 NEC 運用形態 自庁 処理形態 汎用機 利用形態 オンライン・バッチ 	システムリリース(委託先:㈱GCC) CS系システム(e-SUITE) ○システムリリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 ・住民票発行 ・転出証明書発行 ・住民記録発行 ・印鑑証明発行 ・住民記録照会異動(国保資格、介護資格連動) ・外国人登録	○前橋市の制度により調整する	
		支所、出張所証明書発行	<ul style="list-style-type: none"> ○支所、出張所証明書発行システム(市民税課) 処理概要 住民票、印鑑証明、戸籍発行 稼動年月 平成5年10月 開発業者 NEC 運用形態 自庁 処理形態 汎用機 利用形態 オンライン 	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		国保年金	オンライン（国保年金課） ・国保資格照会異動・老人医療助成資格照会異動 ・国保給付照会異動・老人医療助成給付照会異動 ・国保賦課照会異動・福祉医療助成資格照会異動 ・国民年金照会異動・福祉医療助成給付照会異動 ・福祉年金照会異動 開発業者 NEC/GCC 運用形態 自庁 処理形態 汎用機 利用形態 オンライン・バッチ	システムリリース（委託先：㈱GCC） CS系システム（e-SUITE） ○リリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 （国民健康保険）（国民年金システム） ・資格照会 ・照会異動 ・被保険者証再発行 ・国保滞納対策システム	○前橋市の制度により調整する	
		児童手当	○オンライン（児童家庭課） ・児童手当異動照会 ・児童手当資格審査	システムリリース（委託先：㈱GCC） CS系システム（e-SUITE） ○リリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 ・台帳管理 ・支払管理 ・現況処理 ・報告統計	○前橋市の制度により調整する	
		介護保険	○介護保険事務処理システム 処理概要：共通管理、資格管理、保険料納付記録管理、受給者管理、給付実績管理 稼働年月日：平成11年12月 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：オンライン・バッチ	CS系システムであるe-SUITEにて介護保険業務（台帳管理、資格管理、認定管理、保険料賦課管理等）を処理している。 e-SUITE介護保険システムの詳細については、「項目名：CS系システム、細項目：介護保険・介護認定」の欄を参照のこと。	○前橋市の制度により調整する	
		健康管理	○健康管理システム 処理概要：母子保健事業、老人保健事業、予防接種事業 稼働年月日： 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：オンライン・バッチ その他：日次ACOSFTデータ送信あり	システムリリース（委託先：㈱GCC） CS系システム（e-SUITE） ○リリース期間 平成18年11月1日～平成23年10月31日 ○システム内容 母子保健事業（妊婦届出のみ）、老人保健事業、予防接種事業	○前橋市の制度により調整する	
55	汎用コンピューター (バッチ)	工業統計	○工業統計調査（バッチ処理）（政策課） 処理概要：統計処理 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	なし	○前橋市の制度により調整する	
		統計調査協力員	○原課においてパソコン処理	なし	○前橋市の制度により調整する	
		市民所得調査	○市民所得調査（バッチ処理）（政策課） 処理概要：統計処理 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		市民アンケート	○市民アンケート（バッチ処理）（市政発信課） 処理概要：アンケート対象者を無作為抽出し、宛名シール作成 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ その他：他課においても市民意識調査を行っているため、随時に処理がある	なし	○前橋市の制度により調整する	
		収入日計	○収入日計処理（バッチ） 処理概要：消し込み準備ファイル作成 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	財務会計システムにより処理	○前橋市の制度により調整する	
		住居表示	○住居表示一括更新システム（市民課） 処理概要：区画整理による住居表示の変更を一括で行う 稼働年月 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	なし	○前橋市の制度により調整する	
		畜犬登録	○畜犬登録（バッチ処理）（保健予防課） 処理概要：はがきプリント 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	○畜犬登録（バッチ処理）	○前橋市の制度により調整する	
		都市計画	○都市計画基礎調査（バッチ処理）（都市計画課） 処理概要：3月末、9月末時点における都市計画区域別の人口集計 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ その他：データ渡し	○都市計画基礎調査（建設課） 都市計画基礎調査については、全て外部委託です。電算会社には委託しておりません。	○前橋市の制度により調整する	
		道路台帳	○道路台帳管理システム（道路管理課） ・本庁 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ ・大胡、宮城、粕川 平成18年度は技研測量（株）に台帳管理業務を委託契約。（毎年入札により委託業者を選定している）	○道路台帳管理システム（建設課） 平成18年度は技研測量（株）に台帳管理業務を委託契約。（毎年随意契約により委託業者を選定している）	○新市移行後、速やかに調整する	
		奨学金	○奨学金（学校教育課） 処理概要：新規貸与、異動、消し込み 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		選挙システム	○選挙バッチシステム（選管） 処理概要：選挙人名簿抄本の作成、登録、入場券作成 稼働年月日：平成5年2月 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ	○選挙システム（選管） GCCに委託。 処理概要：選挙人名簿抄本の作成、登録、入場券作成	○前橋市の制度により調整する	
56	CS系システム	人事給与システム（委託含む）	○人事給与システム（職員課） 処理概要：人事管理、給与管理 稼働年月日：平成16.4 開発業者：富士通 運用形態：自庁 処理形態：サーバー 機器のリース期間：平成16年3月～平成20年2月	○人事システム 機器のリース期間：平成18年11月～平成19年10月（再リース） ※委託先：両毛システムズ ○給与システム 機器のリース期間：平成19年3月～平成20年2月（再リース） ※委託先：両毛システムズ	○前橋市の制度により調整する	
		情報管理	○システム：平成12年8月本稼働 概要：グループウェア（LotusNotes）を活用した職員情報共有及び事務の、全庁利用システム等の総合窓口の利用 導入（運用支援）業者：日本電気株式会社 ○グループウェア利用 ・電子メール（LotusNotes7.0） （現業以外の職員全員にメールアドレス配布） ・電子掲示板（LotusNotes7.0） ・スケジュール管理（LotusNotes7.0）	○システム：平成16年3月本稼働 ○概要：グループウェア（公開羅針盤）を活用した職員情報共有及び庁舎利用システム等の総合窓口の利用（Webシステム） ○導入（運用支援）業者：（株）両毛システムズ □グループウェア利用 ・電子メール（職員全員にメールアドレス配布） ・掲示板 ・スケジュール管理 ・施設（会議室・公用車）予約 ・共通様式ダウンロード ・在庁確認ランプ	○前橋市の制度により調整する	
		会議室予約	○会議室予約（LotusNotes7.0） システム稼働開始年月：平成12年8月 システム開発業者：株式会社NECソフト システム保守業者：日本電気株式会社 システム運用形態：自庁処理	グループウェア（公開羅針盤）に含む。	○前橋市の制度により調整する	
		出退勤管理	○出退勤管理システム（管理職出退管理） システム稼働開始年月：平成11年8月 システム開発（保守）業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理	グループウェア（公開羅針盤）に含む。	○前橋市の制度により調整する	
		行政情報管理	○行政情報管理システム（行政情報件名入力管理） システム稼働開始年月：平成12年4月 システム開発（保守）業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理	なし	○前橋市の制度により調整する	
		議事録検索	・議事録検索システム「DBサーチ」（議会会議録検索） システム稼働開始年月：平成11年4月 システム開発業者：株式会社大和速記情報センター システム保守業者：株式会社富士ビジネスシステム システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成17年4月～平成20年8月	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		例規検索	○例規検索システム(例規集検索) システム稼働開始年月：平成13年3月 システム開発(保守)業者：株式会社ぎょうせい システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成17年4月～平成20年8月	○例規検索システム(例規集検索) システムの使用に関しては、例規集追録印刷代に含むもので、年度ごとに契約している。 システム開発(保守)業者：株式会社ぎょうせい Webアプリケーション「REIKI-BASE」	○前橋市の制度により調整する	
		共通宛名システム	○共通宛名システム(情報政策課) ・CS系システム(農業、住宅、保育、償却)共用DB ・CS系システムへの異動連絡ファイルの受け渡し 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成11年 システム開発業者：日本電気株式会社 システム保守業者：日本電気株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成16年3月1日～20年2月28日 ライセンス数：サーバ機のためのクライアントは0	なし	○前橋市の制度により調整する	
		共通宛名検索システム	○共通宛名検索システム(情報政策課) ・住基、税データ等の検索照会 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成16年 システム開発業者：株式会社ジーシーシー システム保守業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：- ライセンス数：無制限	なし	○前橋市の制度により調整する	
		電子申請等受付	○ぐんま電子申請等受付システム インターネットを利用して市への申請、届出を行う ・群馬県広域行政ネットワーク運営協議会電子申請部会で運営 運用形態：自治体ASP方式 開発業者：NTT東日本 契約期間：平成16年10月～21年9月 手続数：16手続	○ぐんま電子申請等受付システム(公共施設予約を除く) インターネットを利用して市への申請、届出を行う ・群馬県広域行政ネットワーク運営協議会電子申請部会で運営 運用形態：自治体ASP方式 開発業者：NTT東日本 契約期間：平成16年10月～21年9月 手続数：21手続(平成19年9月末)	○前橋市の制度により調整する	
		ホームページ作成	○CMS(コンテンツマネジメントシステム) ・市のホームページに掲載するテキストや画像等のコンテンツを総合的に管理し、配信するなど必要な処理を行う 運用形態：自庁処理 開発業者：NEC 運用、支援業者：NEC 機器リース：群馬総合リース リース期間：平成18年1月1日～平成21年12月31日	IBMホームページビルダーを使用 v7、v8 ソフトは、買い取り	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		地域SNS	<p>○まえばし市民ネットワークシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの日記や地図などを使って、市民同士、市民と行政とで地域情報の発信、共有を行う <p>総務省の開発した住民参加モデルシステム 運用開始時期：平成18年10月～ 運用形態：ハウジング方式</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		庁内用共用GIS	<p>○共用GIS</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課地図データの作成、管理、共有 ・住宅地図データの参照 <p>【共通項目】 システム稼働開始年月：平成18年11月 システム開発業者：アジア航測株式会社 システム保守業者：アジア航測株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年11月1日～22年10月31日 ライセンス数：同時処理12</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		都市計画GIS	<p>○都市計画情報システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画に関する地図情報（現形図、都市計画決定データ等）や数値情報（面積、人口など）の管理。 <p>【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年 システム開発業者：アジア航測株式会社 システム保守業者：アジア航測株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：同時接続1</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		固定資産GIS	<p>○固定資産税地図情報システム（資産税課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税客体資料の管理 <p>【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年 システム開発業者：三陽測量株式会社 システム保守業者：三陽測量株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：同時接続3</p>	<p>○固定資産税地図情報システム（税務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税客体資料の管理 <p>【共通項目】 システム稼働開始年月：平成19年（現使用のシステム） システム開発業者：株式会社パスコ システム保守業者：株式会社パスコ システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成19年4月1日～平成24年3月31日 ライセンス数：同時接続4</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
			<p>○大胡支所固定資産税地図情報システム（大胡支所税務課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税課税客体資料の管理 <p>【共通項目】 システム稼働開始年月：平成12年 システム開発業者：アジア航測株式会社 システム保守業者：アジア航測株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：1台</p>			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>○宮城支所固定資産税地図情報システム（宮城支所税務課） ・固定資産税課税客体資料の管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年 システム開発業者：技研測量設計株式会社 システム保守業者：技研測量設計株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：1台</p> <p>○粕川支所固定資産税地図情報システム（粕川支所税務課） ・固定資産税課税客体資料の管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年 システム開発業者：プロファ設計株式会社 システム保守業者：プロファ設計株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：1台</p>			
		官民境界確定管理システム	<p>○官民境界確定図面文書管理システム（道路管理課） ・官民境界確定位置及び関係文書・図面の管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成18年2月 システム開発業者：技研測量設計株式会社 システム保守業者：技研測量設計株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年2月1日～23年1月31日 ライセンス数：同時接続5</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		法定外公共物管理システム	<p>○法定外公共物管理システム（道路管理課） ・法定外公共物の管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成13年 システム開発業者：技研測量設計株式会社 システム保守業者：技研測量設計株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：1台</p> <p>○法定外公共物管理システム（東部建設事務所） ・法定外公共物の管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成16年 システム開発業者：技研測量設計株式会社 システム保守業者：技研測量設計株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：1台</p>	<p>○法定外公共物管理システム（建設課） ・法定外公共物の管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年 システム開発業者：技研測量設計株式会社 システム保守業者：技研測量設計株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：1台</p>	○新市移行後、速やかに調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		財務会計システム	<p>○財務会計システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算編成システム-予算編成 ・予算執行システム-予算管理、歳入管理、歳出管理、 歳計外・基金管理、債権債務者管理、決算統計、監査資料、資金管理、業者管理、契約管理、備品管理、 起債管理、公有財産管理、 ・決算管理システム-決算管理、決算統計システム稼働開始年月： ・予算編成系 …平成14年8月稼働 ・予算執行系ほか…平成15年4月稼働 ・財産管理系 …平成15年10月稼働 ・決算管理系 …平成16年6月稼働 <p>【共通項目】</p> <p>システム開発業者：日本電気株式会社 システム保守業者：日本電気株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成14年8月1日～18年7月31日 ライセンス数：CS50、ﾊｯｼﾞ45、skylink37</p>	<p>○財務会計システム</p> <p>運用：Webシステム システムリース：日本電子計算機 保守委託：両毛システムズ 処理内容：予算編成、予算執行、会計管理、決算、決算統計 リース期間：平成18年11月1日～平成23年10月31日 (長期継続契約)</p>	○前橋市の制度により調整する	
		起債管理システム	<p>○システム</p> <p>※財務会計システムへ含む。</p>	<p>○起債管理システム</p> <p>委託先：㈱両毛システムズ ※再リース期間 平成20年4月1日～平成21年3月31日</p>	○前橋市の制度により調整する	
		財産管理システム	<p>○財産管理システム(管財課)</p> <p>※財務会計システムへ含む。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		役務等業務	<p>○業者登録等システム</p> <p>※財務会計システムへ含む。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		過年度台帳	<p>○過年度台帳検索システム</p> <p>処理概要：過年度台帳の保存・管理、証明書発行等。 稼働年月日：資産税(平成7)、収納(平成8)稼働 開発業者：日本電気㈱ 運用形態：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態：CSS 機器リースの期間：平成18年10月1日～平成22年9月30日 その他特記事項：ホストからのデータ連携あり(年次)</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		償却資産管理システム	<p>○償却資産管理システム 処理概要：償却資産賦課にかかる申告書審査、データ入力、税額変更等の処理 稼動年月日：平成15年1月6日稼動 開発業者：㈱ジーシーシー 運用形態：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態：CSS 機器リースの期間：平成18年10月1日～平成22年9月30日 その他特記事項：ホストとのデータ連携あり（年次）・共通宛名SVと連携あり。</p>	<p>項目名：汎用コンピューター 細項目：固定資産税に包含</p>	○前橋市の制度により調整する	
		家屋評価システム	<p>○家屋評価システム 処理概要：新增築等家屋の評価計算及び評点マスターの管理 稼動年月日：平成16年1月4日稼動 開発業者：㈱富士通 運用形態：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態：CSS その他特記事項：ホストへのデータ吸い上げあり（年2回）</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		滞納整理システム	<p>○滞納整理システム 処理概要：滞納整理・処分等の管理 稼動年月日：平成19年7月9日稼動 開発業者：㈱シンク 運用形態：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態：PresentationServer（一部CSS） 機器リースの期間（平成19年1月1日～平成23年12月31日） その他特記事項：ホストからのデータ連携あり（日次・月次・年次）</p>	<p>○滞納整理システム システム概要：滞納整理・処分等の管理、一覧表作成、統計処理 稼働：平成19年6月1日稼働 開発業者：（株）GCC 運用：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態：E-SUITEにパッケージで組み込みシステムの使用期間：（平成19年6月1日～）毎年使用契約締結</p>	○前橋市の制度により調整する	
		日赤社員	<p>○日赤社員台帳管理業務システム（いきいき生活課） 処理概要：社員管理、寄付金管理 開発業者：（株）ソフトハウスプレーン 運用形態：自庁 処理形態：パソコン その他：年次宛名データ連携あり、スタンドアロン日赤台帳管理（バッチ処理）（生活課） 処理概要：納付書プリント 運用形態：自庁 処理形態：汎用機 利用形態：バッチ</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		戸籍	○戸籍システム（市民課） 処理概要：戸籍管理、除籍管理、証明発行 稼働年月：平成16年12月 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：サーバー 利用形態：オンライン リース期間：平成17年4月1日～平成20年12月31日	○Civic-Station戸籍情報総合システム（住民課） 処理概要：戸籍管理、除籍管理、証明発行 稼働年月：平成12年10月 開発業者：両毛システムズ 運用形態：自庁 処理形態：サーバー リース期間：平成19年4月1日～平成22年9月30日	○前橋市の制度により調整する	
		除籍（戸籍）	○システム（市民課） 平成16年12月 戸籍システムに統合	○（住民課） Civic-Station戸籍情報総合システムに統合	○前橋市の制度により調整する	
		後期高齢者医療	○後期高齢者医療システム 処理概要：特徴管理、収納管理、宛名管理、資格広域連携、住基連携 稼働年月日：平成20年4月（予定） 開発業者：GCC（e-SUITEパッケージ） 運用形態：自庁 処理形態：サーバー 利用形態：オンライン・バッチ 機器機器リース期間：平成20年1月～（予定） その他特記事項：パッケージは買取り	○後期高齢者医療システム 処理概要：特徴管理、収納管理、宛名管理、資格広域連携、住基連携 稼働年月日：平成20年4月（予定） 開発業者：GCC（e-SUITEパッケージ） 運用形態：自庁 処理形態：サーバー 利用形態：オンライン・バッチ 機器機器リース期間：平成20年1月～（予定） その他特記事項：パッケージは買取り	○前橋市の制度により調整する	
		生活保護	○生活保護システム（社会福祉課） （生活保護法に基づく各種サービスの提供、給付金・助成金交付） 【共通項目】 障害者・高齢者福祉と合わせてシステムを構築しているため、上記「福祉」の項と同じ	なし	○前橋市の制度により調整する	
		保育	○保育料システムe-SUITE（児童家庭課） 処理概要：入所管理・保育料の賦課・収納管理 稼働年月日：平成18年4月稼働 開発業者：㈱ジーシーシー 運用形態：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態： 機器リースの期間（介護のサーバと同じ） その他特記事項：宛名サーバーとのデータ連携あり	なし	○前橋市の制度により調整する	
		福祉	○福祉総合高齢福祉システム（介護高齢福祉課） （高齢者への各種サービス提供、給付金・助成金交付） 福祉総合障害福祉システム（障害福祉課） （障害者自立支援法に基づく各種サービスの提供、給付金・助成金交付） 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年1月 システム開発業者：日本電気株式会社 システム保守業者：同上 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年12月に無償譲渡済み ライセンス数：70	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		介護保険	○介護保険WEBソリューションシステム（GU） 処理概要：滞納整理、給付管理、集計処理 稼働年月日：平成14年10月 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：サーバー	○e-SUITE介護保険システム（健康福祉課） 処理概要：被保険者資格管理、保険料賦課、収納管理 稼働年月：平成17年8月（5年リース：H17.08～H22.07末） 開発業者：株式会社ジーシーシー 運用形態：自庁 処理形態：サーバー	○前橋市の制度により調整する	
		介護認定	○介護認定支援システム（介護高齢福祉課） （介護保険制度に基づき、介護を要する状態であるかどうかを公的に認定する） 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成18年1月 システム開発業者：株式会社ジーシーシー システム保守業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年1月から21年12月 ライセンス数：33	○e-SUITE介護保険システム（健康福祉課） 【共通項目】 システム稼働開始年月日：平成17年8月 システム開発業者：株式会社ジーシーシー システム保守会社：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成17年8月～平成22年7月末 ライセンス数：7（ORACLEライセンスにより）	○前橋市の制度により調整する	
		介護保険 包括支援センター	○地域包括支援システム（介護高齢福祉課） （介護保険法に基づき、要支援者・要介護度1の高齢者に対し、生活機能の維持・向上に有効であるサービスを提供。また、日常生活の相談の受付、地域ケアマネジャーの支援を実施） 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成18年9月 システム開発業者：株式会社ナブアシスト システム保守業者：株式会社ナブアシスト システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年9月～平成22年8月 ライセンス数：46	○地域包括支援システム（健康福祉課） （介護保険法に基づき、要支援者1・2の高齢者、特定高齢者に対し、生活機能の維持・向上に有効である介護予防サービスを提供。また、日常生活の相談の受付、地域ケアマネジャーの支援を実施） 【共通項目】 システム稼働開始年月日：平成18年9月 システム開発業者：株式会社ナブアシスト システム保守業者：株式会社ナブアシスト システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年9月～平成23年8月 ライセンス数：3 機器リース契約業者：日立キャピタル株式会社	○前橋市の制度により調整する	
		特定事業場届出システム	○特定事業場届出システム（環境課） 工場・事業場に関する情報の維持管理支援 ・事業者届出データ管理、立入検査結果の管理 システム稼働開始年月：平成16年4月 システム開発業者：富士通エフ・アイ・ピー株式会社 システム保守業者：富士通エフ・アイ・ピー株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成16年2月～平成20年1月 ライセンス数：5	なし	○前橋市の制度により調整する	
		窓口交付	○窓口交付システム（にぎわい観光課・自動交付機） 処理概要：住民票の写し、印鑑証明、戸籍発行 稼働年月：平成16年4月 開発業者：NEC 運用形態：自庁 処理形態：サーバー 利用形態：オンライン その他：住記ネット中間サーバー利用	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		建築確認システム	○建築確認システム（建築指導課） ・建築基準法における確認申請内容の各情報管理 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成14年 システム開発業者：日本情報産業株式会社 システム保守業者：日本情報産業株式会社 運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：無制限	なし	○前橋市の制度により調整する	
		移転補償	○移転補償積算システム（区画一・二課） ・土地区画整理事業の移転補償事務 ・過年度データの台帳管理 システム稼働開始年月：平成12年3月 システム開発業者：株式会社ジーシーシー システム保守業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理 ライセンス数：20	なし	○前橋市の制度により調整する	
		区画整理清算金収納管理	○区画整理清算金収納管理システム（区画一・二課） ・区画整理地区の換地処分にもなう清算徴収金収納管理 システム稼働開始年月：平成17年2月 システム開発業者：ニッセイ情報テクノロジー株式会社 システム保守業者：ニッセイ情報テクノロジー株式会社 システム運用形態：自庁処理 ライセンス数：10	なし	○前橋市の制度により調整する	
		道路占用管理	○道路占用管理システム（道路管理課） （道路占用許認可事務及び占用料金の収納管理を行う） 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成8年 システム開発業者：ソフトハウスブレイン株式会社 システム保守業者：ソフトハウスブレイン株式会社 システム運用形態：自庁処理 ※再構築中	なし	○前橋市の制度により調整する	
		CALS/ECCAD	○V-NAS（建設監理課） ・国土交通省の基準に則ったCADアプリケーション 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成18年 システム開発業者：川田テクノシステム株式会社 システム保守業者：川田テクノシステム株式会社 運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：同時接続100	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考	
		電子納品	○電子納品保管管理システム（建設監理課） ・国土交通省提供アプリケーション 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成18年 システム開発業者：川田テクノシステム株式会社 システム保守業者：川田テクノシステム株式会社 運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：無制限	なし		○前橋市の制度により調整する	
		市営住宅	○市営住宅管理システム（住宅課） 処理概要：入居管理・家賃の賦課・収納管理 稼働年月日：平成16.3稼働（再構築） 開発業者：(株)ジーシーシー 運用形態：自庁処理 処理形態：サーバー 利用形態：CSS 機器リースの期間（自－至） ※実証実験に使用したサーバー その他特記事項：宛名サーバーとのデータ連携あり	なし		○前橋市の制度により調整する	
		墓園	○墓地管理システム（公園管理事務所） 処理概要：墓地の管理および墓地管理料・使用料等の賦課・収納管理 稼働年月日：平成15年4月稼働 開発業者：(株)ジーシーシー 運用形態：自庁処理 処理形態：PC（windows2000環境で稼働） 利用形態：スタンドアローン（MSアクセス） 機器リースの期間（自－至） その他特記事項：ホストとのデータ連携あり →一般墓園管理（バッチ処理）（公園緑地課） ・賦課，異動，口座振替，消込	なし		○前橋市の制度により調整する	
		学生情報	○学生情報管理システム（工科大） （入学希望者・在学生・卒業生の単位取得状況の管理、カリキュラム作成・更新、入試情報管理） 【共通項目】 システム稼働開始年月：平成15年2月 システム開発業者：富士通フロンテック システム保守業者：同上 システム運用形態：自事務局処理 機器リース期間：平成15年2月～平成19年1月に無償譲渡 （保守期間：平成19年2月～平成21年3月） ライセンス数：12	なし		○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		工科大	○工科大図書館情報（工科大） （工科大付属図書館における図書・利用者、貸出履歴の管理） 【共通項目】 システム稼働開始年月：2005年2月 システム開発業者：富士通フロンテック システム保守業者：同上 システム運用形態：自大学処理 機器リース期間：平成15年2月～平成21年1月 ライセンス数：7	なし	○前橋市の制度により調整する	
		決算審査	○決算審査資料（バッチ処理）（会計） ※財務会計システムへ含む。	なし（財務会計システムを活用）	○前橋市の制度により調整する	
		定期監査	○定期監査資料（バッチ処理）（会計） ※財務会計システムへ含む。	なし（財務会計システムを活用）	○前橋市の制度により調整する	
		給食献立システム	○学校給食献立システム ・栄養価・概算単価計算及び給食献立の作成支援 ・発注管理、給食人数管理 システム稼働開始年月：平成18年4月 システム開発業者：株式会社ジーシーシー システム保守業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：－ ライセンス数：16	○学校給食献立システム（学校給食センター） ・栄養価・概算単価計算及び給食献立の作成支援 ・発注管理、給食人数管理 システム稼働開始年月：平成17年4月 システム開発業者：株式会社ジーシーシー システム保守業者：株式会社ジーシーシー システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日 ライセンス数：1	○前橋市の制度により調整する	
		給食費システム	なし	○給食管理システム（学校給食センター） 株式会社ジーシーシーに委託。 処理概要：給食者台帳管理、徴収管理、未納者管理 稼働開始年月：平成16年4月1日 リース期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日	○新市移行後、速やかに調整する	
		学齢簿	○学齢簿システム（学校教育課） ・児童、生徒住民異動管理、区域外通学管理 ・就学予定者管理 システム稼働開始年月：平成16年4月 システム開発業者：日本電気株式会社 システム保守業者：日本電気株式会社 システム運用形態：自庁処理 機器リース期間：平成15年12月1日～19年11月30日 ライセンス数：5	なし	○前橋市の制度により調整する	
		生涯学習	○生涯学習情報（イベント、指導者、団体等）をインターネットで提供するシステム ・システム構築 平成12年、自庁方式 ・開発、運用、保守 NEC ・リース期間終了 ・機器老朽化によりシステム再構築が必要となり、外部への情報提供機能をホームページで、内部の人材バンク機能をノーツDBで再構成中（平成19年8月現在）。平成19年10月頃スタート予定。	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		公共施設利用案内	<p>○まえばしネット(公共施設利用案内システム) 街頭端末、パソコン、携帯電話からスポーツ施設の空き情報の確認や予約を行う(スポーツ課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム更新 平成17年2月 ・運用形態:自庁処理 ・開発業者:富士通 ・運用、保守業者:富士通 ・機器リース:日本電子計算機 ・機器リース期間:平成17年4月1日～平成21年1月31日 	<p>○ぐんま電子申請等受付システム インターネットを利用して公共施設の予約を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群馬県広域行政ネットワーク運営協議会電子申請部会で運営 ・運用形態:自治体ASP方式 ・開発業者:NTT東日本 ・契約期間 平成16年10月～平成21年9月 ・施設数 2施設 	○前橋市の制度により調整する	
		投開票システム	<p>○不在者投票管理システム(選管) (期日前・不在者投票情報の管理) 【共通項目】 システム稼働開始年月:平成14年2月 システム開発業者:日本電気株式会社 システム保守業者:同上 システム運用形態:自庁処理 機器リース期間:(サーバ)平成15年3月～20年2月 (クライアント)平成15年2月～20年1月 ライセンス数:23 開票集計システム(選管) 【共通項目】 システム稼働開始年月:平成13年7月 システム開発業者:株式会社ムサン システム保守業者:株式会社ムサン システム運用形態:自事務局処理 機器リース期間:買取(平成15年度) ライセンス数:5</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		投票速報システム	<p>○投票速報システム(選管) (投票速報値を携帯電話にて入力し報告) 【共通項目】 システム稼働開始年月:平成17年9月 システム開発業者:株式会社ムサン システム保守業者:株式会社ムサン システム運用形態:自事務局処理 機器リース期間:買取 ライセンス数:サーバ機のためのクライアントは0</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		農業情報	<p>○農業情報システム(農業委員会) 【共通項目】 システム稼働開始年月:平成17年2月 システム開発業者:NEC システム保守業者:同上 システム運用形態:自庁処理 機器リース期間:平成18年12月～22年12月 ライセンス数:無制限</p>	<p>○農地基本台帳管理システム ①認定農業者等の育成支援、農地流動化の促進のため、農地・農家の横断的な情報をデータベースに蓄積し、農業振興施策等に活用するため平成19年3月からシステムを導入している。</p>	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
57	広報関係	広報紙の発行	<ul style="list-style-type: none"> ・広報まえばし 131, 100部発行 ・ページ数 通常22ページ ・月2回(1日・15日)発行 ・各自治会に配布を依頼 ・平成19年4月より広告掲載、4色フルカラー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報ふじみ 7, 700部発行 ・ページ数 通常17ページ ・月2回発行、各区長に配布依頼 	○前橋市の制度により調整する	
		声の広報	<ul style="list-style-type: none"> ・月2回発行(広報まえばし、議会だより掲載内容) ・視覚障害者60人へ郵送 ・朗読・ダビングボランティア(10人)に依頼し、60分テープ2本に録音 	<ul style="list-style-type: none"> (社会福祉協議会) ・広報ふじみ及び議会だよりを音声訳し、視覚障害者並びに77歳以上の希望者9人へ郵送、朗読・ダビングボランティア(11人)に依頼し、120分テープ2本に録音、テープ残量により民話、新聞コラム等を音声訳 	○前橋市の制度により調整する	
		ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成8年11月開設 ・電子広報、生活便利帳、観光情報、イベント情報、市議会情報、統計データ等を掲載 ・原則として年1回リニューアル ・平成14年度 各課更新(一部)を開始(サイトマネージャー導入) ・平成18年1月CMS導入し、各課で承認 ・平成19年動画を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年4月開設 ・行政情報、観光情報、イベント情報、歴史・文化情報、統計データ、広報等を掲載、随時更新 	○前橋市の制度により調整する	
		市村要覧	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に作成(2年に1回)発行 ・3,000部、A4判 48ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月発行 ・発行時村内全世帯に無料配布、対外向け A4版 44ページ、資料編 8,000部 	○前橋市の制度により調整する	
		転入者用冊子	<ul style="list-style-type: none"> ・生活便利帳として年1回(3月)発行(市民課窓口で転入者に配布) ・8,000部、A4判、75ページ 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入者用リーフレットを住民課窓口で配布 	○前橋市の制度により調整する	
		テレビ放送	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第4火曜日午後12時30分から約7分間市政ガイドを放映(地元テレビ局) ・毎週月曜日午前8時ごろから約2分間市政だよりを放映 	なし	○前橋市の制度により調整する	
		ラジオ放送	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日午後1時28分から4分間市政情報を放送(地元ラジオ局) 金曜日再放送 	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		有線放送	(事業主体：前橋市) ・前橋市有線放送施設の設置及び管理に関する条例により運営 放送局 1か所 (J A前橋市宮城支所内) 加入率 宮城地区46%、粕川地区21% ・人命に関わる事等については、日時を問わず緊急放送を行っている。	(事業主体：J A前橋市) 富士見村の有線放送は、事業主体であるJ A前橋市の営業時間外に、役場の職員が緊急放送等を行っている。	○合併時までに調整する	
		定例記者会見	・第2・4火曜日を中心に原則月2回開催	なし	○前橋市の制度により調整する	
		報道機関への情報提供	・週間・月間ジャーナル等提供 ・投げ込み等により市政情報を提供	随時	○前橋市の制度により調整する	
		フォト・ビデオコーナー	・市庁舎1階市民ロビーに設置 ・常時、取材で撮影した広報写真を展示 ・市政ガイドなどをビデオコーナーで放映	なし	○前橋市の制度により調整する	
58	広聴関係	市長への手紙制度 (住民の声、ホームページ等)	・料金受取人払いによる広聴ハガキ「市長への手紙」を市有施設等52か所に設置している。 内訳 市庁舎1階 3支所 公民館14か所 老人センター4か所 図書館・水道局等の市有施設25か所 前橋商工会議所・群馬銀行等5か所 ・通信用ハガキの他、ファクス・Eメールも受け付けている。	なし	○前橋市の制度により調整する ・広聴ハガキ「市長への手紙」を、富士見支所、ふれあい館、公民館に設置する。	
		発言箱制度	・市庁舎に来庁の際に率直な意見や要望を聴き、市政の参考にする。1階と2階に設置	・役場にご意見箱を設置し、意見、提言、質問等を受け付けている。 ・富士見村ホームページでEメールによる意見等を受け付けている。	○前橋市の制度により調整する ・富士見村の「ご意見箱」は廃止する	
		職員通報制度	・地域における身近な問題や要望を職員に積極的に通報してもらう	なし	○前橋市の制度により調整する	
		市(行)政懇談会	・市民と市長が直接対話する機会として、市内23地区市政懇談会を開催している。 参加者：開催地区内各自治会が募集した開催地区内に居住し、又は勤務する者50人程度 開 催：年23回	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		市民アンケート	<p>○市民意識や要望などを把握して市政に反映させるとともに、長期計画・実施計画策定の基礎資料とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月実施 ・対象者：5,000人 ・2年に1回実施 	<p>○村民の基本的な意識の分布や動向を探りだし計画策定等の基礎資料とする。</p>	○前橋市の制度により調整する	
59	友好都市との交流	友好都市提携	<ul style="list-style-type: none"> ・オルヴィエート市(イタリア ウンプリア州) 平成9年12月12日提携 ・バーミングハム市(アメリカ アラバマ州) 平成10年10月21日提携 ・山口県萩市 平成14年12月18日提携 ・メナーシャ市(アメリカ ウィスコンシン州) 平成17年8月22日提携 	なし	○前橋市の制度により調整する	
60	国際交流の推進	国際交流推進事業	<p>○前橋市国際交流協会へ事業委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解や国際交流を深めるイベント等 ・在住外国人を対象とした日本語教室 ・ホームステイ・ホームビジット・ホストファミリーの提供、協力 ・国際交流ボランティアのための講演会、研修会等 ・国際交流ボランティアの活動支援等 	なし	○前橋市の制度により調整する	
		国際交流協会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称：「前橋市国際交流協会」(任意団体) ・平成元年10月26日設立 ・役員：名誉会長 高木政夫(前橋市長) 会長 中村 宏(前橋ユネスコ協会会長) 副会長 白石昭夫(前橋YMCA理事長) 副会長 高橋秀一(前橋商工会議所国際交流委員会委員長) 副会長 大塚克巳(前橋市副市長) 事務局：職員研修会館1階 ・市補助金：平成19年度 8,340千円 	なし	○前橋市の制度により調整する	
61	私学振興	大学等新設の補助	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等新設に対する補助 前橋市大学等新設補助金交付要項 (1)補助率 <ul style="list-style-type: none"> ①建物の建設経費(校舎等) 補助率は原則として経費の3分の1以内 ②用地購入費 補助率は原則として経費の4分の1以内 	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
62	外国人学校通学費の支援	外国人学校通学費補助	<ul style="list-style-type: none"> 外国人学校前橋市内在学児童・生徒に対する補助金(通学助成) ○外国人学校通学費補助金交付要項 対象：群馬朝鮮学園市内在学児童・生徒の保護者 <ul style="list-style-type: none"> ①児童(初級学年) 年間12,000円/1人 通学基本額2,000円×12月×1/2 ②生徒(中級学年) 年間18,000円/1人 通学基本額3,000円×12月×1/2 	なし	○前橋市の制度により調整する	
63	芸術・文化関係事業	芸術文化活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○市民芸術文化祭(文化協会委託) 俗曲のつどい、邦楽のつどい、歴史講演会、市民短歌大会、市民俳句大会、吟剣詩舞道発表会、民謡民舞発表会、八木節のつどい、市民川柳大会、ビデオ作品発表会、短歌・俳句・川柳合同作品展、趣味の彫塑工芸絵画展、自然趣味盆栽展、市民音楽のつどい、演劇発表会、茶道茶会、バレエフェスティバル、日本舞踊のつどい、華道展、漢詩発表会 ○郷土芸能大会 ○市民展覧会 美・写・書 	<ul style="list-style-type: none"> ○村民文化祭(文化協会委託) 村文化協会へ運営委託、委託金65万円 11月初旬から11月下旬 中央公民館 美術展、写真展、詩吟発表会、菊花展、書道展、手芸展、陶芸展、盆栽展、郷土資料展、古美術展、短歌会、俳句会、囲碁大会、将棋大会、子供映画会、呈茶会、芸能発表会、名作映画会 	○前橋市の制度により調整する ・村民文化祭については、大胡地区文化祭(合併前は大胡町文化祭)の例を参考とし、調整する。 ※大胡町文化祭 合併前、大胡町では、大胡町文化協会が町から助成を受けて町民文化祭を実施した。合併後は、大胡公民館の文化祭として、前橋市文化協会大胡支部が主体となり実施している。 富士見村の場合は、助成ではなく委託を受け富士見村文化協会が村民文化祭を実施している。	
		芸術文化振興事業	<ul style="list-style-type: none"> (前橋市施設管理公社に委託) ○市民文化会館 市民文化会館を利用して、市民へ優れた芸術鑑賞の機会や場の提供をすることにより、市民の文化性を高めることに資する <ul style="list-style-type: none"> ・まえばし市民名曲コンサート ・キャラクターショー ・管弦楽団コンサート ・ミュージカル ・落語講演会等 ○前橋文学館 ・萩原朔太郎賞受賞者展覧会、各種企画展、文学館講座などを実施 	<ul style="list-style-type: none"> (教育委員会と文化協会の共催) ○中央公民館 ・芸術文化振興コンサート(ニューイヤーコンサート) 	○前橋市の制度により調整する	
		美術文化振興事業	<ul style="list-style-type: none"> これまでに収集した作品を中核として、郷土ゆかりで中央画壇で活躍した作家の作品を展覧し、市民の芸術文化の振興を図る。 	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		詩文化振興事業	<p>○萩原朔太郎賞 市制施行100周年を記念して、日本近代詩史に多大な貢献を残した朔太郎の功績を永く顕彰するため、平成5年に全国レベルの賞「萩原朔太郎賞」を制定した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催：前橋市・萩原朔太郎賞の会 ・協力：新潮社 協賛：東和銀行 ・表彰 年一回 ・受賞者に表彰状、正賞・朔太郎胸像、副賞100万円 <p>○若い芽のポエム 小学生・中学生・高校生を対象とした、全国公募の詩のコンクールである。若い世代が本コンクールをおして詩に親しむ機会を得、詩を創作する楽しさや喜びを味わうことを願うとともに、「詩のまち前橋」の詩文化の土壌を豊かにし、詩文化の発展を図ることを目的とする。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		文化団体助成	<p>○前橋市文化協会（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立 昭和56年11月3日 ・目的 本会は各種文化団体の連絡調整を行うとともに、その活動の発展に努め、市民の文化意識の高揚及び芸術文化の向上を図ることを目的とする。 ・平成19年度現況 部会数 22部会 3支部 参加会員数 358団体 構成員数 9,341人 ・主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市民芸術文化祭の開催 今年で、30回を数える。前橋市民文化会館、前橋中央公民館、を主な会場として、22部会が、主管して、開催される。 ・会報 前橋文化「比刀砵」を年2回発行 ・「ふれあい体験事業」 子供達や市民に地域文化を広め、継承するという趣旨で、希望する部会の申し出を受けて実施。 ・助成額（19年度予算） 1,755,000円 	<p>○富士見村文化協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設立 昭和56年1月17日 ・目的 文化団体相互の連絡調整と村民文化の高揚を図ることにより、明るい地域づくりに寄与すること。 ・平成19年度現況 会員数 6,100戸（原則 全戸） 登録団体 47団体 ・主な事業 <ul style="list-style-type: none"> ・村より受託事業として村民文化祭を主催する他、納涼の集いなど各種の文化事業を実施。 ・村助成額 1,500,000円 ・村民文化祭委託料 650,000円 ・会報 富士見文化 年1回発行 ※納涼の集い 例年8月に開催する富士見村文化協会の自主事業。富士見中学校吹奏楽部と他の演奏団体との公演。 	<p>○文化協会については、団体の動向を踏まえ、前橋市文化協会または地区文化団体（地区公民館利用者連絡協議会）としての活動に参加できるよう働きかけを行う</p> <p>○文化団体（事業推進）助成については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後段階的に調整する</p>	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
64	文化施設	市民文化会館	<p>○市民文化会館の運営・管理 (前橋市施設管理公社に管理委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 ・休館日 火曜日(祝日の場合はこの日後においてもっとも近い休日でない日)・12月28日～翌年1月4日まで ・施設内容(主な施設) 大ホール(1,200席) 小ホール(600席) 大展示ホール(669.28㎡) 小展示ホール(190.00㎡) 第1会議室～第5会議室 <p>○前橋市民文化会館大胡分館の運営・管理 (前橋市施設管理公社に管理委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 午前9時～午後10時 ・休館日 月曜日(祝日の場合はこの日後においてもっとも近い休日でない日)、12月28日～翌年1月4日まで ・施設内容(主な施設) ホール(483席) ギャラリー(64㎡) 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		文学館	<p>○文学館の運営・管理 (前橋市施設管理公社に管理委託)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開館時間 ホール等 9:00～21:00 展示室等 9:30～17:00 ・休館日 月曜日(祝日の場合はこの日後においてもっとも近い休日でない日)、12月28日～翌年1月4日まで ・観覧料(1人1回につき) 一般・大学生 100円 高校生以下 無料 ・主な施設 朔太郎展示室 近代文学展示室 企画展示室 資料閲覧室 ホール 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
65	共催・後援 市長賞の贈呈		<p>○各種団体からの共催・後援・市長賞申請の承認事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、芸術文化、経済、教育、地域活動等の振興、福祉の増進又は地域社会の発展に寄与する事業に対し、「前橋市共催・後援等に関する要綱」に基いて市が共催若しくは後援又は市長賞の贈呈を行う。 	<p>○各種団体からの共催・後援・協賛村長賞申請の承認事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ、芸術文化、経済、教育、地域活動等の振興、福祉の増進又は地域社会の発展に寄与する事業に対し、村が共催、後援、協賛又は村長賞の贈呈を行う。 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
66	財務会計システム		<p>○運用 自主運用</p> <p>○処理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画システム-実施計画、財政計画 ・予算編成システム-予算編成 ・予算執行システム-予算管理、歳入管理、歳出管理、契約管理、物品管理、備品管理、起債管理、基金管理、財産管理 ・決算管理システム-決算管理、決算統計 	<p>○運用 クライアントサーバーシステム 保守委託（両毛システムズ）</p> <p>○処理内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画（未稼働） ・予算編成 ・予算執行-予算管理、歳入・歳出管理 ・決算管理-決算管理、決算統計 <p>※リース期間 平成18年11月1日～平成23年10月末日（5年契約）</p>	○前橋市の制度により調整する	
67	財務関係例規集		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市財務規則（昭和40年4月1日） ・前橋市補助金等交付規則（平成10年3月31日） ・前橋市特別会計設置条例（平成11年12月9日） ・前橋市手数料条例（昭和51年9月28日） ・前橋市税外収入金の督促及び滞納処分等に関する条例（昭和39年3月30日） <p>※ 特別会計関連を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見村予算事務規則（平成12年3月23日） ・富士見村会計事務規則（平成12年3月23日） ・富士見村契約規則（平成12年3月23日） ・富士見村財産規則（平成12年3月23日） ・富士見村補助金等に関する規則（昭和41年4月1日） ・富士見村農業集落排水事業特別会計条例（昭和62年3月13日） ・富士見村下水道事業特別会計条例（昭和63年3月12日） ・富士見村土地取得事業特別会計条例（平成7年4月1日） ・富士見村水道事業の設置等に関する条例（平成12年3月21日） ・富士見村手数料徴収条例（平成12年3月21日） 	○前橋市の制度により調整する	
68	財政状況の公表に関する条例		<ul style="list-style-type: none"> ・前橋市財政状況の公表に関する条例（昭和53年3月14日） <p>○公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算の執行状況の概況 ・財産、地方債及び一時借入金の高 ・住民の負担の状況 ・公営事業の経理の状況 ・その他市長が必要と認める事項 <p>○公表時期</p> <p>年2回公表 上半期のものを12月1日に公表 下半期のものを6月1日に公表</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に合わせ、12月15日号、6月15日号の広報紙に財政状況を掲載 ・前橋市ホームページ等に家計簿に例えた財政状況の説明などを掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・富士見村財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和60年11月8日） <p>○公表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算の執行状況 ・財産、地方債及び一時借入金の高 ・その他村長において必要と認める事項 <p>○公表時期</p> <p>年2回公表 上半期のものを11月末日までに公表 下半期のものを5月末日までに公表</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村の広報誌及びホームページに、上記の財政状況、当初予算及び決算状況（バランスシートを含む）を掲載 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
69	基金の取扱い		<p>○18年度末基金残高：単位千円</p> <p>1 財政調整基金(8,934,402)</p> <p>2 減債基金(408,782)</p> <p>3 国際交流基金(214,935)</p> <p>4 国民健康保険基金(602,227)</p> <p>5 介護給付費準備基金(199,165)</p> <p>6 前橋公園イベントホール建設等助成基金(1,536,434)</p> <p>7 公共施設等整備基金(626,876)</p> <p>8 社会福祉基金(1,096,389)</p> <p>9 職員退職手当基金(1,570,422)</p> <p>10 交通安全基金(73,394)</p> <p>11 土地開発基金(1,586,493土地分含む。)</p>	<p>○18年度末基金残高：単位千円</p> <p>1 財政調整基金(土地、立木あり)(645,416)</p> <p>2 減債基金(68,799)</p> <p>3 ふるさとづくり基金(84,143)</p> <p>4 国際交流基金(32,889)</p> <p>5 公共施設等整備基金(9,488)</p> <p>6 役場庁舎整備基金(351,972)</p> <p>7 社会福祉基金(193,528)</p> <p>8 社会体育施設整備基金(31,509)</p> <p>9 国民健康保険基金(49,239)</p> <p>10 介護保険介護給付費準備基金(52,924)</p> <p>11 土地開発基金(402,755土地含む)</p> <p>12 交通安全基金(6,389)</p>	○富士見村の基金は、前橋市の基金へすべて統合することを基本とする	
70	特別会計、企業会計		<p>1 国民健康保険特別会計</p> <p>2 老人保健特別会計</p> <p>3 競輪特別会計</p> <p>4 農業集落排水事業特別会計</p> <p>5 介護保険特別会計</p> <p>6 簡易水道事業等特別会計</p> <p>7 水道事業会計</p> <p>8 下水道事業会計</p> <p>9 農業共済事業会計</p>	<p>1 国民健康保険特別会計</p> <p>2 老人保健特別会計</p> <p>3 介護保険特別会計</p> <p>4 農業集落排水事業特別会計</p> <p>5 下水道事業特別会計</p> <p>6 土地取得事業特別会計</p> <p>7 水道事業会計</p> <p>8 農業共済事業会計</p>	○富士見村の特別会計は、前橋市の特別会計へすべて統合することを基本とする	
71	一部事務組合	群馬県市町村総合事務組合	○群馬県市町村総合事務組合(平成2年10月1日) ・県内市町村及び一部事務組合をもって組織する。 前橋市は、非常勤消防団員に関する事務のみ共同処理するもの。	○群馬県市町村総合事務組合(平成2年10月1日) ・県内市町村及び一部事務組合をもって組織する。	○富士見村は、群馬県市町村総合事務組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする	
		群馬県市町村会館管理組合	○群馬県市町村会館管理組合(昭和47年2月25日) ・県内市町村をもって組織する。 群馬県市町村会館の管理、運営及び処分に関する事務を共同処理するもの	○群馬県市町村会館管理組合(昭和47年2月25日) ・県内市町村をもって組織する。	○富士見村は、群馬県市町村会館管理組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする	
		榛名興産市町村組合	○榛名興産市町村組合(昭和47年4月25日) ・前橋市、高崎市、榛東村、吉岡町をもって組織する。 ・高崎市内に所有する山林の維持管理に関する事務を共同処理するもの	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		前橋工業団地造成組合	○前橋工業団地造成組合(昭和35年5月31日) ・群馬県と前橋市で組織する ・工業団地及びこれに付随する住宅団地の取得、造成、管理及び処分に関する事務を行うもの	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
72	税外未収金対策		<p>使用料、財産収入、給食費等の税外収入未集金対策について、組織的な対応を徹底するもの。</p> <p>○特別滞納整理の実施</p> <p>○少額訴訟等支援相談員の設置</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
73	広告収入確保		<p>広告掲載要綱を定め、印刷物、ホームページ等への広告を募集し、財源確保に努めている。</p> <p>○平成18年度広告収入実績 5,110千円</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
74	補助要項の公表等		<ul style="list-style-type: none"> ○市民に分かりやすいよう補助要項を表形式としている ○毎年、制定・改定事務を徹底してる ○すべての補助要項をホームページで公表している 	<ul style="list-style-type: none"> ○補助要項をホームページで公表している 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	
75	庁舎及び構内の維持管理及び清掃		<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市役所位置条例 ○庁舎の維持管理及び清掃等 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等設備運転管理業務（通年） ・中央監視盤保守点検業務（年2回） ・ボイラー等保守点検業務（年2回） ・自家用電気工作物保守点検業務（年1回） ・エレベータ・エスカレータ保守点検業務（本庁舎：月1回 議会棟：月2回） ・ゴンドラ等保守点検（年3回） ・庁舎自動ドア保守点検業務（年3回） ・ポンプ等保守点検業務（年1回） ・庁舎等警備業務（通年：24時間勤務） ・庁舎等清掃業務（通年） <ul style="list-style-type: none"> 日常清掃：月～金（8：00～17：00） 定期清掃：土・日（月：2回） ・庁舎等トイレ衛生管理業務（年6回） ・ボイラー等排ガス測定業務（年2回） ・庁舎等消防設備点検業務（年2回） ・非常用発電機設備保守点検業務（年2回） ・非常用直流電源装置保守点検業務（年2回） ・庁舎等空調設備保守点検業務（通年） ○前橋市庁舎構内等駐車場使用料条例 <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市庁舎構内等駐車場管理規則 <ul style="list-style-type: none"> 30分150円（上限：昼間900円・夜間600円） ・駐車場料金管理等業務（通年）…都市整備振興公社 ○構内（駐車場）の維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場入・出庫管理機器保守点検業務（年4回） ・駐車場夜間警備業務（通年） ・駐車場内誘導管理業務（通年・シルバー人材センター） 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村役場位置条例 ○庁舎の維持管理及び清掃等 <ul style="list-style-type: none"> ・日常清掃（毎日実施（早朝）月～金 7:30～10:30） ・床面清掃（年2回） ・消防用設備点検委託（年2回） ・電気湯沸点検委託（年2回） ・空調設備点検委託（年2回） ・地下タンク点検委託（2年に1回） ・植木剪定委託（年1回） ・庁舎暖房機器保守点検委託（年1回） ・自家用電気工作物の保安業務委託（年12回） 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	
76	電話交換、機器管理業務	電話交換手服務規則	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市電話交換手服務規則 <ul style="list-style-type: none"> ・電話交換業務は正職員1名・嘱託員2名・派遣1名（常時）で対応。 ・ダイヤルインを併用（市役所・水道局） 	<ul style="list-style-type: none"> ○電話交換手服務規則 なし ・電話交換業務は嘱託職員1名・総務課職員で対応 ・ダイヤルインを併用 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	
		電話機器管理委託	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎構内電話管理業務 ・支所・出張所行政電話管理業務 <ul style="list-style-type: none"> …電話交換機の円滑な管理を図るため週3回常駐。 ・庁舎の電話回線はNTTとKDDIを併用（NTTとマイラインプラス契約） ・携帯電話保有状況 <ul style="list-style-type: none"> 議長用：1台 秘書課：4台、選挙管理委員会事務局：1台 各課貸出用：5台 計11台 	<ul style="list-style-type: none"> ・リース 6年（エヌ・ティ・ティ・リース㈱） ・庁舎の電話回線については、NTT（割引制度を活用）NTTとマイラインプラス契約 ・携帯電話保有状況 <ul style="list-style-type: none"> バス用：1台、各課貸出用：3台 計4台 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
77	その他の庁舎管理業務	庁舎等管理規則 (処務規則等)	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市庁舎等管理規則 ・市庁舎及び構内の管理に必要な事項を定める ・防火管理組織 <ul style="list-style-type: none"> 防火管理者：管財課長 その他：防火担当責任者、火元責任者、自衛消防隊 ・庁舎使用・見学申請書 ・会議室使用申請書（PC処理） ・庁舎内掲示許可申請書 ・本庁舎内における販売行為の登録・許可制度 平成18年5月1日より開始 117社登録許可（H19.8月現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ○富士見村庁舎管理規程 ・防火管理者：総務課長 	○前橋市の制度により調整する	
		施設賠償保険	<ul style="list-style-type: none"> ・市が所有・使用・管理するすべての施設・業務において、市の瑕疵により賠償が生じた場合の補償保険。その他見舞金制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・村が所有・使用・管理するすべての施設・業務において、村の瑕疵により賠償が生じた場合の補償保険 	○前橋市の制度により調整する	
78	公有財産の取得管理及び処分	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例等	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ・予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は売払い（土地は1件5,000㎡以上のもの） ○前橋市議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的利用に関する条例 ○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 ・普通財産及び物品 ・自治会集会所敷地としての市有地を貸し付ける場合の取扱方針 ○前橋市行政財産使用料条例 ・行政財産使用許可取扱基準 ・行政財産使用許可取扱手引 ○前橋市公舎利用規則 ・利用料 - - - - 国家公務員宿舎法施行令第13条により算定 ○前橋市不動産取得、処分等検討委員会設置要綱 ・委員一副市長以下7人 ○公共事業の執行に伴う代替地媒介制度 ・（社）群馬県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会と協定 ○講和記念共有林の管理一持分10/17 ・条例規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ・予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負 ・予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は売払い（土地は1件5,000㎡以上のもの） ○財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 ・普通財産及び物品 ○富士見村財産規則 ・公有財産の取得、管理及び処分 ・物品の取得、管理及び処分 ・債権 ・基金 ○富士見村財政調整基金条例 ・山林管理は臨時職員4人雇用 ○講和記念共有基本財産管理条例 持分1/17 	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の講和記念共有林と富士見村の講和記念共有基本財産は、同一のものである。	
		土地開発基金	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市土地開発基金条例 ・前橋市土地開発基金条例管理要綱 	○富士見村土地開発基金条例 (平成19年度で廃止)	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> 前橋市土地開発公社 ・事務局長（兼務）一用地課長（1人）一用地係（1人） 	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
79	公有林管理事業	公有林管理	必要に応じて業務委託により公有林を管理(枯損木伐採等)している。 【管財課所管】	村有林維持管理のため、作業員(4人)を臨時(嘱託)職員として雇用し、間伐等を含めた山林の維持管理・保全を行っている。 【産業課所管】	○新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する	
80	公有財産台帳の整備及び保管		○前橋市財務規則 ・公有財産の状況(決算書のとおり) ・公有財産管理システム(H15年12月～)	○富士見村財産規則 ・公有財産の状況(決算書のとおり) ・建物災害共済は、(財)全国自治協会町村有建物災害共済会に加入している ・公有財産管理(市販表計算ソフトで管理)	○前橋市の制度により調整する	
81	庁用自動車保管及び整備		○前橋市公有自動車管理規程 ・総台数725台(一般会計・H19・4月現在) 集中管理車両(管財課) 9台 専用管理車両(議会議務局) 1台 …議長 共用管理車両(管財課) 3台 分散(各課)管理車両 712台 借上自動車(タクシー券利用) 群馬県ハイヤー協会と年間契約 ・ETCによる有料道路利用 車載器搭載車 15台(救急車含む) ・安全運転管理者25人 副安全運転管理者10人を任命 ・自賠責保険は民間 任意保険は全国市有物件災害共済会へ加入 ・車検整備等の経費は各課負担 (関係経費は管財課) ・交通事故については全国市有物件災害共済会による示談代行。保険適用は管財課	○富士見村役場自動車管理規則 ・総台数 79台(一般会計) 集中管理車両(総務) 27台 専用管理車両(総務) 11台 分散(各課)管理車両 41台 ・安全運転管理者 1人 副安全運転管理者2人を任命 ・自賠責保険は民間、任意保険は(財)全国自治協会群馬県支部へ加入 ・車検整備等の経費は各課負担 (関係経費は総務課) ・交通事故については町村会示談代行、保険適用は総務課	○前橋市の制度により調整する	
82	庁用自動車使用調整及び運行		○前橋市公有自動車管理規程 ・中型バス(42人)1台 ・マイクロバス(24人)1台 ・エルブランド(8人)1台 …1日走行距離300キロ以内、運行時間1日9時間以内。 ・いずれも管財課運転技士が運転すること。 白ナンバーとしての適正運行(使用)を徹底中。 ・使用簿及び申請書による調整。	○富士見村公用バス使用管理規則 ・中型バス(40人)1台 …1日走行距離概ね250キロ、原則8時30分～17時00分とし、休憩時間を設ける。また、無理な運行はしてはならない。 ・専属運転手による運行 ・使用簿及び申請書による調整	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
83	庁舎内目的外使用許可	行政財産使用料 条例	<p>○行政財産使用料条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュース10台 タバコ 3台 (職員互助会) 自販機定格電力量 屋内 屋外 200w/h以下 780円 870円 200w/h～500w/h 2,870円 3,510円 500w/h～800w/h 3,870円 4,700円 800w/h超 5,680円 6,840円 <p>○その他(目的外使用許可内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下1階食堂及び厨房(職員共済会) ・12階厨房(たかべん) ・群馬銀行前橋市役所出張所事務室・CD3台 ・両替機 1台 ・東和銀行・ぐんま信用金庫・群馬県労働金庫CD1台 ずつ ・地下売店(職員互助会) ・9階組合書記局(職員組合) ・電波監視基地局設置(関東総合通信局) ・郵便差出箱(前橋中央郵便局) ・公衆電話設備(東日本電信電話) ・バス停上屋根(群馬県バス協会) ・ガスガバナ(調整室)室(東京ガス) ・携帯電話アンテナ(NTTドコモ) ・CATV設置用電柱(ジェイコム群馬) 	<p>○行政財産使用料条例 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ 業者設置 無料 ・ジュース 観光協会 2,500円/月 <p>○その他(目的外使用許可内容等) なし</p>	○前橋市の制度により調整する	
84	土地賃貸借契約		<p>○前橋市財務規則</p> <p>※平成16年に定めた普通財産貸付料の算定基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付(平成18年度) 87件 109,879,180円 ・借受(庁舎周辺駐車場用地) 5件 11,830,433円 ・無償貸付(自治会集会所用地等) 	<p>○富士見村財産規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付(平成18年度) 5件 3,485,924円 (赤城青年の家、桧山山林等) ・借受 10件 2,965,000円 (白川小敷地、公民館駐車場等) ・無償貸付 4件 (村商工会敷地、行政区集会所敷地18行政区等) ・無償借受 6件 (赤城山分校敷地、大洞下水道処理場敷地等) 	○新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する	
85	建物賃貸借契約		<p>○前橋市財務規則</p> <p>※平成16年に定めた普通財産貸付料の算定基準による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付(平成18年度) 2件 2,082,192円 ・借受(事務室) 1件 48,000,000円 	<p>○富士見村財産規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付(平成18年度) 3件 1,476,000円 ・借受(学童、児童館) 2件 720,000円 ・無償貸付(箕輪公民館・旧給食センター) 2件 ・無償借受 0件 	○新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する	
86	財産の取り扱い		<p>1 公有財産(土地、建物、山林、動産、物権、有価証券、出資による権利等)</p> <p>2 物品</p> <p>3 債権</p> <p>4 基金</p>	<p>1 公有財産(土地及び建物、山林、動産、物権、有価証券、出資による権利等)</p> <p>2 物品</p> <p>3 債権</p> <p>4 基金</p>	○富士見村の財産(権利及び義務を含む)は、すべて前橋市に引き継ぐものとする	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
87	滞納者対策	納税相談	<ul style="list-style-type: none"> ・国保税を滞納している世帯に納税相談を実施 ・定期的な納税相談としては、10月の保険証の更新に併せて7月に国保税の滞納繰越分がある世帯に対して「相談+弁明通知」を送付し、1週間相談期間を設けて実施 また、短期証発行世帯の証の有効期限は半年間のため、4月の保険証の更新に併せて2月に相談+弁明通知を送付し、1週間納税相談期間を設けて実施 ・18年度7月実績 対象者数 6,316人、相談者数 820人、納付金額 18,415,286円 	<ul style="list-style-type: none"> ・国保税を滞納している世帯に納税相談を実施 ・定期的な納税相談としては、10月の保険証の更新に併せて8月に国保税の滞納繰越分がある世帯に対して「相談+弁明通知」を送付し、2日間相談期間を設けて実施 また、9月末まで納税相談については随時実施 ・18年度実績 対象者数 394人、相談者数 45人、納付金額 1,461,320円 	○前橋市の制度により調整する	
		資格証明書交付の判定基準	1 資格証明書 ① 国保税本税の滞納が2年以内の場合 一部納付と納税誓約が行われなかったとき ② 2年以上で次のいずれかに該当する場合 ア 過去2年分の滞納額の1/2以上の納税及び納税誓約が行われないうとき イ 過去1年間の国保税額相当額以上となる納税がされなかったとき 2 短期証 ① 国保税本税の滞納が2年以内の場合 一部納付と納税誓約を行ったとき ② 2年以上で次のいずれかに該当する場合 ア 過去2年分の国保税滞納額相当額の1/2以上の納税があり、かつ、納税誓約が行われたとき イ 判定時に過去1年間の国保税額相当額以上となる納税がされているとき	1 資格証明書 ① 何度も約束はするが、納付が全く得られない場合 ② 前年度中の納付履歴無し等 2 短期証 ① 前年度中に納付履歴が1回以上ある場合 ② 納税相談実施済み、または弁明書が提出されている場合 ③ 分納誓約が履行されている場合 ④ 資格証明書・普通証以外	○前橋市及び富士見村の制度により調整する	
		税充当	滞納者から高額療養費、出産育児一時金等の申請があった場合に国保年金課への申請受付前に収納課にて納付相談を行う 給付金を滞納市税に充当する承諾を得られた場合、給付金の全部又は一部を国保税等へ充当している。 平成18年度実績 ・高額療養費 12,518,831円 ・療養費 437,844円 ・出産育児一時金 6,761,890円 ・葬祭費 140,000円 ・福祉医療費 235,113円	滞納者から高額療養費、出産育児一時金等の申請があった場合、申請受付前に納付相談を行い、承諾を得られたならば、給付金の全部又は一部で国保税を納付してもらっている。 平成18年度実績 ・高額療養費 1,292,492円 ・療養費 11,746円 ・出産育児一時金 160,800円 ・葬祭費 257,000円	○前橋市の制度により調整する	
		不納欠損	地方税法に基づき執行停止したものを滞納繰越分については3月末に、現年度分については5月末に不納欠損処理を行っている。 4月1日～5月末日まで現年度分の即時での執行停止入力禁止	地方税法に基づき執行停止したものを滞納繰越分及び現年度分は3月末に、不納欠損処理を行っている。	○前橋市及び富士見村の制度により調整する	
		滞納処分	国保税も他の一般税と同様に区別することなく滞納処分を行っている	国保税も他の一般税と同様に区別することなく滞納処分を行っている	○前橋市の制度により調整する	
		特別滞納整理	一般税と同時期に実施	一般税と同時期に実施	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
88	住民税個人市村民税	納税義務者	・市内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 で市内に住所を有しない者 均等割	・村内に住所を有する個人 均等割+所得割 ・村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 で村内に住所を有しない者 均等割	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		均等割	・税率 3,000円/年(標準税率) ・非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 ×315,000円+189,000円	・税率 3,000円/年(標準税率) ・非課税標準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 ×280,000円+168,000円	○前橋市の制度により調整する ただし、合併年度はそれぞれの旧市村の例による。	
		所得割	・税率 標準税率 ・非課税標準 350,000円 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 ×350,000円+320,000円 (加算額は、所得割、均等割とも控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合のみ加算)	・税率 標準税率 ・非課税標準 350,000円 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 ×350,000円+320,000円 (加算額は、所得割、均等割とも控除対象配偶者 又は扶養親族を有する場合のみ加算)	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		納期	○普通徴収 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 10月1日から同月31日まで ・第4期 翌年1月1日から同月31日まで ○特別徴収 翌月10日まで	○普通徴収 ・第1期 6月1日から同月30日まで ・第2期 8月1日から同月31日まで ・第3期 10月1日から同月31日まで ・第4期 12月1日から同月25日まで ○特別徴収 翌月10日まで	○前橋市の制度により調整する	
		納税通知書	・普通徴収 個人あてに1期から4期分までの納税通知書を送付 ・管外の納税者について、郵便振替用紙は同封してない。(問い合わせがあった場合は送付)	・普通徴収 個人あてに1期から4期分までの納税通知書を送付 ・県外の納税者については郵便振替用紙を同封。	○前橋市の制度により調整する	
		減免措置	・条例及び規則で規定	・条例で規定	○前橋市の制度により調整する	
89	法人市村民税	納税義務者	・市内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・市内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する 施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有 しないもの 均等割 ・市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く) 均等割	・村内に事務所又は事業所を有する法人 均等割+法人税割 ・村内に寮、宿泊所、クラブ、その他これに類する 施設を有する法人で、村内に事務所又は事業所を有 しないもの 均等割 ・村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない 社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの (収益事業を行うものを除く) 均等割	○現行のまま新市に引き継ぐ	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		均等割	○制限税率 ・法人等の区分 資本金等の金額 市内従業者数 年税額 50億円超 50人超 3,600,000円 10億円超 50人超 2,100,000円 50億円以下 50人超 492,000円 10億円超 50人以下 1億円超 50人超 480,000円 10億円以下 50人以下 192,000円 1千万円超 50人超 180,000円 1億円以下 50人以下 156,000円 1千万円以下 50人超 144,000円 1千万円超 50人以下 60,000円 上記以外の法人等	○標準税率 ・法人等の区分 資本金等の金額 村内従業者数 年税額 50億円超 50人超 3,000,000円 10億円超 50人超 1,750,000円 50億円以下 50人超 410,000円 10億円超 50人以下 1億円超 50人超 400,000円 10億円以下 50人以下 160,000円 1千万円超 50人超 150,000円 1億円以下 50人超 130,000円 1千万円以下 50人以下 120,000円 1千万円超 50人以下 50,000円 上記以外の法人等	○前橋市の制度により調整する	
		法人税割	制限税率（14.7%）	標準税率（12.3%）	○前橋市の制度により調整する	
		減免措置	条例及び規則で規定	条例で規定	○前橋市の制度により調整する	
90	軽自動車税	納税義務者	・軽自動車等の所有者又は使用者	・軽自動車等の所有者又は使用者	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		税率	◎種別年額 ○原動機付自転車 ・総排気量50cc以下 1,000円 ・総排気量50cc超90cc以下 1,200円 ・総排気量90cc超125cc以下 1,600円 ・ミニカー 2,500円 ○小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクター等） 1,600円 ・その他（フォークリスト等） 4,700円 ○軽自動車 ・二輪車（側車付を含む） 2,400円 ・三輪車 3,100円 ・四輪貨物（自家用） 4,000円 ・四輪貨物（営業用） 3,000円 ・四輪乗用（自家用） 7,200円 ・四輪乗用（営業用） 5,500円 ・専ら雪上を走行するもの 2,400円 ○二輪の小型自動車 4,000円	◎種別年額 ○原動機付自転車 ・総排気量50cc以下 1,000円 ・総排気量50cc超90cc以下 1,200円 ・総排気量90cc超125cc以下 1,600円 ・ミニカー 2,500円 ○小型特殊自動車 ・農耕作業用（トラクター等） 1,600円 ・その他（フォークリスト等） 4,700円 ○軽自動車 ・二輪車（側車付を含む） 2,400円 ・三輪車 3,100円 ・四輪貨物（自家用） 4,000円 ・四輪貨物（営業用） 3,000円 ・四輪乗用（自家用） 7,200円 ・四輪乗用（営業用） 5,500円 ・専ら雪上を走行するもの 2,400円 ○二輪の小型自動車 4,000円	○前橋市の制度により調整する	
		納期	・5月1日から同月31日まで	・5月1日から同月31日まで	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		ナンバープレート の再交付	・ナンバー確認できる破損等 弁償金 なし ・ナンバーの盗難、紛失等 弁償金 300円 （盗難届出証明書がある場合を除く）	・ナンバー確認できる破損等 弁償金 なし ・ナンバーの盗難、紛失等 弁償金 200円 （盗難届出証明書がある場合を除く。）	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		課税保留処分事務	・昭和58年3月12日付地第276号による軽自動車税の課税保留処分事務取扱要領（準則）の全部改正についての通知を参考にしているが、策定はしていない。	・昭和58年3月12日付地第276号による軽自動車税の課税保留処分事務取扱要領（準則）の全部改正についての通知を参考にしているが、策定はしていない。	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		納税通知書	・管外の納税者について郵便振替用紙は同封していない。（問い合わせがあった場合は送付）	・管外の納税者について郵便振替用紙は同封していない。（問い合わせがあった場合は送付）	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		減免措置	・条例で規定 ・要綱を策定	・条例で規定 ・要綱を策定（平成20年4月1日施行）	○前橋市の制度により調整する	
91	たばこ税	納税義務者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		税率	・旧3級品以外1,000本につき3,298円 ・旧3級品 1,000本につき1,564円	・旧3級品以外1,000本につき3,298円 ・旧3級品 1,000本につき1,564円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		納期	当月の販売分につき、翌月末まで	当月の販売分につき、翌月末まで	○現行のまま新市に引き継ぐ	
92	入湯税	納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する	鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課税する	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		税率	・宿泊客 150円 ・日帰り客 50円	・宿泊客 150円 ・日帰り客 50円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		課税免除	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・治療又は療養のために入湯する者で、医師が発行した書類等を提示することによりその旨が確認できるもの。	・年齢12歳未満の者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・治療又は療養のために入湯する者で、医師が発行した書類等を提示することによりその旨が確認できるもの。	○現行のまま新市に引き継ぐ	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
93	税証明手数料		<p>◎証明の種類 件単位、無料理由 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得・課税証明 1枚 350円 ○(非)課税証明 1枚 350円 ○扶養証明 1枚 350円 ○所在地証明 1枚 350円 ○営業(個人)証明 1枚 350円 ○営業(法人)証明 1枚 350円 ○固定資産価格通知書 登記用 無料 ○評価証明 1枚 350円 ○公課証明 1枚 350円 ○資産証明 1枚 350円 ○税額証明 1枚 350円 ○土地証明 1枚 350円 ○閲覧 1回 350円 ○住宅用家屋証明 1枚 1,300円 ○名寄帳 1枚 350円 ○無資産証明 1枚 350円 ○納税証明 1枚 350円 ○軽自納税証明 車検用 無料 ○完納証明 1枚 350円 ○その他の税証明 1枚 350円 <p>※上記証明は共通の証明請求書を使用。 ※市税証明伝送システムにより市役所庁舎及び市内18か所において証明を発行。 ※前橋市手数料条例による。ただし、『住宅用家屋証明』は前橋市租税特別措置法関係手数料条例による。 ※証明書用紙は、改ざん防止用紙を使用し、公印は電子公印。(一部の証明において、普通紙使用による朱肉使用の公印の使用あり。)</p>	<p>◎証明の種類 件単位、無料理由 金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所得・課税証明 1枚 300円 ○(非)課税証明 1枚 300円 ○扶養証明 1枚 300円 ○所在地証明 1枚 300円 ○固定資産評価通知書 登記用 無料 ○評価証明 1枚 300円 ○公課証明 1枚 300円 ○資産証明 1枚 300円 ○税額証明 1枚 300円 ○台帳証明 1枚 300円 ○閲覧 1枚 300円 ○住宅用家屋証明 1枚 1,300円 ○名寄帳 1枚 300円 ○無資産証明 1枚 300円 ○納税証明 1枚 300円 ○軽自納税証明 車検用 無料 ○完納証明 1枚 300円 ○その他の税証明 1枚 300円 <p>※上記証明は共通の証明請求書を使用。 ※住基・税システム(e-SUITE)により税務課窓口にて証明を発行。 ※富士見村手数料徴収条例による。 ※証明書用紙は普通再生紙を使用し、公印は朱肉使用。(改ざん防止用紙、電子公印は使用していない。)</p>	○前橋市の制度により調整する	
94	課税台帳		たばこ税、入湯税以外は電算出力による	たばこ税、入湯税以外は電算出力による	○前橋市の制度により調整する	
95	各種様式		電算出力による <ul style="list-style-type: none"> ・調定、変更通知(現年度、前年度) ・課税状況調べ ・当初課税分各種集計表、一覧表 ・車種別標識番号簿 など 	電算出力による <ul style="list-style-type: none"> ・調定、変更通知(現年度、前年度) ・課税状況調べ ・当初課税分各種集計表、一覧表 ・車種別標識番号簿 など 	○前橋市の制度により調整する	
96	軽自動車 (125cc以下原付自転車及び小型特殊自動車)ナンバー交付及び廃車		・市民税課及び各支所窓口(大胡、宮城、粕川、城南)	・税務課窓口	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
97	申告受付		<ul style="list-style-type: none"> 市民税課及び3支所（大胡、宮城、粕川）に受付窓口を設置。（所得税申告の受付は分離譲渡、青色を除く） 本庁では、出張所やコミュニティーセンターの計11か所に出向き申告受付を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 役場及び行政区公民館等28か所で実施。（所得税申告の受付は分離譲渡、青色を除く。） 	○新市移行後、速やかに調整する	
98	市民税電算システム	オンライン等	<ul style="list-style-type: none"> ○所得・課税証明発行 <ul style="list-style-type: none"> 発行開始日 当初納税通知書発送日（賦課決定日）以後 当初課税後の申告に基づく同時発行 申告記載の所得金額のみ証明（但し書き付） 課税額の証明は賦課決定後 ○発行年数 <ul style="list-style-type: none"> オンライン2年、手書き6年 （現年及び過去7年） ○当初課税期間の処理 <ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書・申告書の入力 (1) 各資料とも内容点検後、ナンバーリングして業者へパンチ入力を委託。エラーリスト出力確認後、修正作業 ・合算処理 <ul style="list-style-type: none"> (1) ・給報合算（前職合算の有無） ・専給合算（専従者給与か通常の給与か） ・全件合算（申告書の金額と他資料の金額の整合） <p>以上、各段階でエラーリスト出力後確認、修正作業 また、合算処理と併せて徴収区分・住登外課税の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当初課税後の月例異動処理 <ul style="list-style-type: none"> 入力方法 バッチとオンライン処理の併用（現年と前年はオンライン、前々年以前はバッチ処理） 入力時期 月2回（普通徴収1回、特別徴収1回） 	<ul style="list-style-type: none"> 住基・税システム（e-SUITE） H18年度導入 ○所得・課税証明発行 <ul style="list-style-type: none"> 発行開始日 当初納税通知書発送日（賦課決定日）以後 当初課税後の申告に基づく同時発行 申告記載の所得金額のみ証明（但し書き付） 課税額の証明は賦課決定後 ○発行年数 <ul style="list-style-type: none"> オンライン8年（H12～） （現年及び過去7年） ○当初課税期間の処理 <ul style="list-style-type: none"> 給与支払報告書・申告書の入力 (1) 給与支払報告書の入力は、内容点検後、ナンバーリングして業者へパンチ入力を委託。エラーリスト出力確認後、修正作業 (2) 申告書の入力は、職員が端末により直接入力 ・合算処理 <ul style="list-style-type: none"> (1) ・給報合算（前職合算の有無） ・専給合算（専従者給与か通常の給与か） ・全件合算（申告書の金額と他資料の金額の整合） <p>以上、職員が端末により合算後、修正作業を行う。 また、合算処理と併せて徴収区分・住登外課税の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当初課税後の月例異動処理 <ul style="list-style-type: none"> 入力方法 オンライン処理 入力時期 随時入力 	○前橋市の制度により調整する	
99	固定資産評価審査委員会		<ul style="list-style-type: none"> ○委員 3人（弁護士、不動産実務経験者、建築士） ○報酬 委員長 9,600円（日額） 委員 8,700円（日額） ○任期 3年 	<ul style="list-style-type: none"> ○委員 3人（団体職員2人、無職） ○報酬 委員長 7,800円（日額） 委員 7,800円（日額） ○任期 3年 	○前橋市の制度により調整する	
100	たばこ販売協同組合補助金		○前橋たばこ販売協同組合 補助額 1,811,000円 （平成19年度予算額）	○富士見村たばこ小売人組合 補助額 280,000円 （平成19年度予算額）	○新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
101	事業所税	課税開始時期 (予定)	平成22年6月1日(最短で見込まれる課税開始期日) ※全国の課税団体等 課税団体 70団体(平成19年4月1日現在) 1) 東京都(特別区の存する区域に限る。) 2) 地方自治法第252条の19第1項の市(17市) 3) 2)以外の市で、首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市(8市) 4) 2)及び3)以外の市で、人口30万以上の市で政令で指定するもの(44市) ※ 前橋市は「市町村の合併の特例等に関する法律」の規定により、合併が行われた日(平成16年12月5日)から起算して5年を経過する日までの間は政令による指定は行われない。	課税権なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市が課税団体の指定を受けていない(課税開始前である)ことから、前橋市と同時の課税開始で調整する。	
		課税対象 (課税客体)	事業所等において法人または個人が行う事業	なし		
		納税義務者	市内に所在する事業所等において事業を行う法人または個人	なし		
		税率	《資産割》 事業所床面積1㎡につき600円 《従業者割》 従業者給与総額の0.25/100	なし		
		課税標準	《資産割》 課税標準の算定期間(該当事業の事業年度)の末日現在における市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積。 (免税点=事業所等の合計事業所床面積が1,000㎡以下。) 《従業者割》 課税標準の算定期間中に市内の各事業所に勤務する従業者に対して支払われた従業者給与総額。 (免税点=事業所等の合計従業者数が100人以下。)	なし		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		納税の方法	◎申告納付の方法で行う。 ・法人の場合は、事業年度終了の日から2か月以内に申告し納付する。 ・個人の場合は、事業を行った年の翌年3月15日までに申告し納付する。	なし		
102	固定資産税	納税義務者	固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者	固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		税率	1.4%（標準税率）	1.4%（標準税率）	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		課税標準	固定資産税の基準年度価格（土地、家屋、償却資産）	固定資産税の基準年度価格（土地、家屋、償却資産）	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		納期	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から同月25日まで	第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 11月1日から同月30日まで 第4期 翌年1月1日から同月31日まで	○前橋市の制度により調整する	
		納税通知書	発送件数 124,012件（平成19年度） 送達方法 郵送による 市外の納税義務者には郵便振替用紙を同封	発送件数 10,216件（平成19年度） 送達方法 郵送による 県外の納税義務者には郵便振替用紙を同封	○前橋市の制度により調整する	
		課税明細書	平成6年度から納税通知書と同封して送付 課税明細に誤り等があった場合の返信ハガキを同封	平成9年度から納税通知書と同封して送付 返信ハガキの同封なし	○前橋市の制度により調整する	
		共有資産の持ち分等管理	区分所有建物・敷地（オンライン管理） その他の共有資産（管理していない）	区分所有建物・敷地：なし その他の共有資産（紙台帳管理、一部システム管理）	○前橋市の制度により調整する	
		不均一課税	国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館に対する固定資産税の不均一課税（税率0.7%・登録日以後最初の3年度分）	国際観光ホテル整備法の規定により登録を受けたホテル又は旅館に対する固定資産税の不均一課税（税率0.7%・登録日の翌年度から5年間）	○前橋市の制度により調整する。ただし、富士見村において合併日より前に適用したものは、なお従前の例による。	
		固定資産税等過誤納金返還金支払要綱	返還金は、名寄帳の保存年限（10年）の範囲内とする。ただし、納税者が所持する領収書等により還付不能額が確認できるものについてはこの限りでない	返還金は、名寄帳の保存年限（10年）の範囲内とする。ただし、納税者が所持する領収書等により還付不能額が確認できるものについてはこの限りでない	○前橋市の制度により調整する	
		遡及課税	あり	あり	○前橋市の制度により調整する	
減免措置等に関する要綱等	固定資産税減免事務取扱要領	条例による減免措置	○前橋市の制度により調整する			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		家屋評価計算の民間委託	なし	非木造及び木造を委託（調査と評価計算）	○民間委託を廃止し、前橋市の制度により調整する	
103	特別土地保有税	納税義務者	取得後10年を経過していない土地の所有者で納税の猶予を受けている者	取得後10年を経過していない土地の所有者で納税の猶予を受けている者	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		税率	保有分 100分の1.4 取得分 100分の3	保有分 100分の1.4 取得分 100分の3	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		課税標準	土地の修正取得価格	土地の修正取得価格	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		免税点	5,000㎡未満	5,000㎡未満	○現行のまま新市に引き継ぐ	
104	都市計画税	納税義務者	都市計画区域のうち市街化区域内及び用途地域内に所在する土地及び家屋の所有者	平成元年に都市計画法の用途地域を定める。都市計画税は、課税していない。（土地区画整理事業を行っている区域については、事業完了時等の適切な時期に課税する予定。）	○前橋市の制度により調整する。ただし、富士見都市計画用途地域の区域に対し、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度の間に限り、課税を行わない。	
		税率	100分の0.2	課税なし	○前橋市の制度により調整する	
		課税標準	固定資産の価格（土地、家屋）	課税なし	○前橋市の制度により調整する	
		納期	第1期 4月1日から同月30日まで 第2期 7月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 12月1日から同月25日まで	課税なし	○前橋市の制度により調整する	
105	固定資産電算システム	<ul style="list-style-type: none"> ○オンライン処理 ・土地異動 ・家屋異動 ・宛名（住登外）異動 ・証明書発行（一部手処理） ○課税台帳等の帳票 ○その他システム ・過年度台帳検索システム（CSシステム） ・家屋評価計算システム（PC） ・土地課税標準額計算システム（PC） ・償却資産管理システム（CSシステム） ・固定資産税地図情報システム 	<ul style="list-style-type: none"> ○e-S U I T Eシステム ・土地異動 ・家屋異動 ・宛名（住登外）異動 ・証明書発行（一部手処理） ○課税台帳等の帳票 ○その他システム ・固定資産税地図情報システム 	○前橋市の制度により調整する		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
106	口座振替	口座振替手数料	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関 1件 10.5円 (消費税含) 農協 1件 10.5円 (消費税含) ゆうちょ銀行 1件 10円 (消費税含) 	<ul style="list-style-type: none"> 各金融機関 1件 10.5円 (消費税含) 農協 1件 10.5円 (消費税含) ゆうちょ銀行 1件 10円 (消費税含) 	○前橋市の制度により調整する	
		振替件数、金額、金融機関別振替割合(件数割)	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 487,009件 15,555,896,957円 75.1% 市農協 93,000件 2,723,402,800円 14.3% ゆうちょ銀行 68,544件 1,141,982,400円 10.6% 総計 648,553件 19,421,282,157円 100.0% 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行 31,988件 660,851,900円 54.6% 市農協 24,185件 479,861,600円 41.2% ゆうちょ銀行 2,480件 33,969,100円 4.2% 総計 58,653件 1,174,682,600円 100.0% (再振替) 銀行 638件 16,228,900円 62.1% 市農協 359件 9,763,800円 35.0% ゆうちょ銀行 30件 404,200円 2.9% 総計 1,027件 26,396,900円 100.0% 	○前橋市及び富士見村の制度により調整する	
		口座振替依頼書による振替開始期	<ul style="list-style-type: none"> 申込日の翌月以降の納期分から開始 申込人へ振替開始通知書は送付しない(申込時に説明しているため) 	<ul style="list-style-type: none"> 申込日の翌月以降の納期分から開始 申込人へ振替通知書を送付している 	○前橋市の制度により調整する	
		廃止届	口座振替依頼書と同様、申込日の翌月以降から廃止	口座振替依頼書と同様、申込日の翌月以降から廃止	○前橋市の制度により調整する	
		軽自動車税	1枚の申込書で、所有するすべての軽自税が口座振替となる ただし、「1台のみ」の口座振替はできない→通知書番号単位ではなく、税目単位で行われる	1枚の申込書で、所有するすべての軽自税が口座振替となる ただし、「1台のみ」の口座振替はできない→通知書番号単位ではなく、税目単位で行われる	○前橋市の制度により調整する	
		口座振替の推進	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関やゆうちょ銀行に啓発を依頼 広報紙等に都度掲載するなど推進強化を図る 徴収嘱託員による啓発も行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 未加入者の納税通知書にチラシを同封する他金融機関やゆうちょ銀行に啓発を依頼 広報紙等に都度掲載するなど推進強化を図る 	○前橋市の制度により調整する	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 納期延長した分についてはMTで口座振替依頼ができないため、紙ベースで随時依頼 随時分についても同様に紙ベースで依頼 紙ベースで依頼した分は不能理由が画面上に反映できない 	<ul style="list-style-type: none"> 納期延長した場合、MTで口座振替が可能 随時分もMTで口座振替が可能 紙ベースでの依頼はない 	○前橋市及び富士見村の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
107	納税電算システム	システムの特徴	<p>○システム開発業者及び開発年度 NEC（日本電気株式会社） 平成7年4月 連携業者 システムエンジニアリング株式会社</p> <p>○保守業者 ㈱GCC</p> <p>○システムの特徴 本市はACOS4というホストコンピュータを導入しており、大量かつ集中処理に対する圧倒的な処理能力と信頼性を持ち、オープンシステム（C/Sシステム）との連携機能に優れている 本市は他の町村と比較して納税者数が多いので、一時期に集中して大量の処理を安定して稼働させる必要があり、納税通知書や督促状といった帳票類の処理・出力が迅速に行えるという利点を持つ また、税オンラインシステムは、市県民税特別徴収、同普通徴収、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税がオンライン化され、課税各課の課税データが収納マスターと連動しているため、税額更正や還付充当が処理と同時に反映し、双方で確認することができる これには税の収納や税証明交付、また電話対応などの面で優れた効果がある さらに、消込み処理をホスト処理するため、直接消込みデータを用途に応じたリストとして出力することが可能（滞納者一覧表、町別集計表、過誤納リスト等） また、平成19年4月から実際に納税者が窓口等で納めた領収日のデータ化を実現した</p>	<p>○システム開発業者及び開発年度 ㈱GCC 平成7年4月</p> <p>○保守業者 ㈱GCC</p> <p>○システムの特徴 e-SUITEと称されたクライアントサーバ型のパッケージシステムを使用し、住基情報・税情報・福祉・医療情報を一括して管理している 課税から収納にいたる全ての運用を1つのパッケージシステムの機能で行っている。大量処理（プリント）については、開発事業者へ処理委託している なお、納税者が窓口等で納めた領収日については、データ化していない 税のオンラインシステムは、村県民税特別徴収、同普通徴収、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税がオンライン化されているが、法人村民税のシステムは、e-SUITEシステムとは連動していない 課税各係の課税データが収納マスターと連動しているため、税額更正や還付充当が処理と同時に反映し、双方で確認することができる これには、税の収納や税証明交付、また、電話対応などの面で効果がある 国民健康保険税マスターは、村県民税の申告情報と固定資産税の課税データとも連動しているため、所得や税額変更があった場合は、国民健康保険税の税額計算に反映できる 消込み処理を一括処理しており、データの即時更新と即時反映がされるため、消込みデータをすばやく用途に応じたリストとして出力することが可能（税目別未納者一覧、過誤納金リスト、督促状、催告者一覧及び催告書印刷等）</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する</p>	
		滞納整理支援システム (追加)	<p>○システム開発・保守業者 株式会社 シンク 平成19年7月より稼働</p> <p>○システム概要 以前は、上述のACOS4で収納管理と滞納者管理を一元的に行っていたが、細部にわたって滞納者管理を行う目的で導入したシステム(C/Sシステム)であるACOS4よりデータ種別により日次・月次・年次でデータ連携を行う。また、滞納処分に関する各種帳票類も充実しており、コンビニ収納用バーコード納付書の印刷にも対応している</p>	<p>○システム開発・保守業者 ㈱GCC 平成19年6月より稼働</p> <p>○システム概要 e-SUITEにある収納管理システムを拡充するための滞納管理システムを導入。滞納者台帳の管理や滞納処分に関する各種帳票類も充実している</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する</p>	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		口座振替関係	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、ゆうちょ銀行引渡書類 口座振替お知らせ書類 口座振替異動集計表 口座振替登録・異動状況確認リスト 金融機関別有効口座件数確認リスト 市税口座振替明細書 口座振替集計表（振替後） 口座振替不能者一覧表（振替後） 口座使用者非課税・解約残存データ調査リスト（年度末） 市税口座振替済通知書（1・3月） 軽自動車税振替済通知書（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関、ゆうちょ銀行引渡書類 口座振替お知らせ書類 口座振替登録・異動状況確認リスト 口座振替集計表（振替後） 口座振替不能者一覧表（振替後） （年度末） 村税口座振替済通知書（1月） 軽自動車税振替済通知書（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する 	
		収納管理関係	<ul style="list-style-type: none"> 過年度台帳業務（過年度収納データのPC管理） 市税徴収簿 過誤納金還付、充当業務 市税デイリー消込業務 収納管理業務 市税納付状況業務 決算処理業務 決算に係る不納欠損処理業務 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度台帳業務（過年度収納データのPC管理） 過誤納金還付、充当業務 収納管理業務 村税納付状況業務 決算処理業務 決算に係る不納欠損処理業務 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する 	
		徴収関係	<ul style="list-style-type: none"> (システム出力帳票) 明細書関係帳票 催告書 " 延滞金 " 受託証書 " 納付誓約 " 徴収猶予 " 換価猶予 " 差押 " 交付要求 " 公売 " 執行停止 " 調査 " 統計資料 " 名寄簿等 " その他 " 	<ul style="list-style-type: none"> (システム出力帳票) 明細書関係帳票 催告書 " 延滞金 " 納付誓約 " 徴収猶予 " 換価猶予 " 差押 " 交付要求 " （未使用） （未使用） 執行停止 " 調査 " 統計資料 " その他 " 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・合併時に前橋市のシステムに統一する 	
108	還付業務		<ul style="list-style-type: none"> 還付件数、金額 12,355件 376,181,708円（平成18年度） 還付回数 週1回（原則：木曜日） 還付通知の支払期限 1年後 （未受領の場合、時効になるまで毎年再発行） 支払方法 ①口座へ入金 ②現金受領（群馬銀行窓口） 現金払の通知書送付方法 配達記録郵便 （10万円以上、県外・死亡は口座照会） 	<ul style="list-style-type: none"> 還付件数、金額 41件 2,254,258円（平成18年度） 還付回数 随時 還付通知の支払期限 1年後 （未受領の場合、時効になるまで毎年再発行） 支払方法 ①口座へ入金 ②現金受領（出納室窓口） 現金払の通知書送付方法 普通郵便 （死亡の場合は相続人に通知） 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
109	コンビニ収納		<p>○開始時期 平成18年5月～ 軽自動車税 その後、平成19年4月～ 固定資産税 平成19年6月～ 市県民税普通徴収 平成19年7月～ 国民健康保険税 及び全税目滞納繰越分</p> <p>○収納代行業者 ㈱N T T データ</p> <p>○コンビニ取扱件数 平成18年度実績（軽自動車税のみ） 確報ベース：24,570件 124,534,900円</p>	<p>○開始時期 なし</p> <p>○収納代行業者 なし</p> <p>○コンビニ取扱件数 なし</p>	○前橋市の制度により調整する ・24時間営業のコンビニエンスストアでの支払が可能となり、住民の利便性が向上する。	
110	収納業務	収納率向上対策	<p>新規滞納者及び高額滞納者を重点に納税指導と滞納処分を強化するとともに口座振替を促進 ・財務部・市民部特別滞納整理の実施（18年5月 5日間） 徴収実績 572件 6,179,401円 ・全庁特別滞納整理の実施（18年12月 7日間） 1,378件 23,266,410円 ・県との合同特別滞納整理の実施 県行政事務所と合同実施（18年2月 2日間） 宮城支所管内、粕川支所管内 計40件 ・徴収引継（地方税法第48条）の実施 引継件数24件 引継金額20,767,900円 収納金額14,517,600円 ・夜間電話催告、夜間相談・徴収の実施（18年度） ①夜間電話催告 現年度督促状発布に合わせて随時実施 ②夜間相談・徴収 年3回 延べ15日間（5月、12月、3月） ・休日訪問調査・徴収 年4回 延べ4日間（5月、12月、3月） ・日曜臨時窓口の開設 特別滞納整理、年度末に合わせて日曜窓口を開設（年3日間）</p> <p>○収納率（平成17年度）（平成18年度）</p> <p>・一般税 現年度分 97.9% 98.2% 滞納繰越分 18.9% 22.4% 計 90.0% 91.2%</p> <p>・国保税 現年度分 89.8% 91.2% 滞納繰越分 17.1% 20.6% 計 66.5% 69.2%</p>	<p>新規滞納者及び高額滞納者を重点に納税指導と滞納処分を強化するとともに口座振替を促進 ・総務グループ・住民課での特別滞納整理の実施（18年12月、19年3月 7日間） 徴収実績 685件 4,675,000円 ・全庁特別滞納整理実施（18年5月、11月、9日間） 訪問件数 894件 2,343,300円 ・県との合同特別滞納整理の実施 県行政事務所と合同実施（18年5月、6月、11月、12月、3月、19日間） ・徴収引継（地方税法第48条）の実施 引継件数20件 引継金額7,404,000円 収納金額5,715,751円 ・夜間電話催告、夜間相談・徴収の実施（18年度） ①夜間電話催告 催告書発送時期に合わせて随時実施 ②夜間相談・徴収 随時（7月～12月） ・休日訪問調査・徴収 随時 ・日曜臨時窓口の開設 年末出納閉鎖に合わせて日曜窓口を開設（2日間） 19件 391,500円</p> <p>○収納率（平成17年度）（平成18年度）</p> <p>・一般税 現年度分 97.0% 97.4% 滞納繰越分 18.9% 26.3% 計 90.3% 90.9%</p> <p>・国保税 現年度分 92.1% 93.1% 滞納繰越分 20.2% 22.4% 計 78.5% 78.9%</p>	○前橋市の制度により調整する	
		職員研修等の実施	都市税協徴収部会（部会長収納課長）等の研修、課内研修、徴収新任担当者研修を実施する他、全課員による合同会議（月1回）、プロジェクト会議及び課内管理職による係長会議（随時）を開催	県市村町課及び県税事務所等の研修参加、税務課として月1回課内会議を開催	○前橋市の制度により調整する	
		納税のPR活動	口座振替の推進、納期ごとの広報、HP等による啓発、税に関する標語の表彰等	口座振替の推進、納期ごとの広報、HP等による啓発、税に関する標語の表彰等	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		管外徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・県外出張徴収（関東一円） 17年度 8月・11月・12月・3月 徴収実績 61件 5,819,357円 18年度 5月・6月・7月・11月・1月・2月 徴収実績 50件 4,408,351円 ・預金の郵送差押 	<ul style="list-style-type: none"> ・県外出張徴収（埼玉県・東京都） 17年度 3月 徴収実績 12件 11,800円 18年度 7月・10月・2月・3月 徴収実績 21件 10,274,390円 ・預金の郵送差押 	○前橋市の制度により調整する	
		高額滞納者対策	<ul style="list-style-type: none"> ○高額滞納者に対する滞納処分の強化 高額滞納者に対するケース検討（随時） 悪質者に財産の差押えを執行 ○不動産公売 17年度 6件 214,389,000円 18年度 3件 6,811,800円 ○動産インターネット公売 17年度 17件 1,963,739円 18年度 11件 1,214,920円 	<ul style="list-style-type: none"> ○高額滞納者に対する滞納処分の強化 悪質者に財産の差押えを執行 ○不動産公売 なし ○動産インターネット公売 なし 	○前橋市の制度により調整する	
		差押執行要件	<ul style="list-style-type: none"> ①滞納期間が1年程度以上、文書催告、電話・訪問等の催告にもかかわらず自主納付されないとき ②分納約束が不履行になったとき ③法人が倒産したとき ④滞納者の財産について競売が開始されたとき ⑤その他必要と認めるとき 【18年度実績】 不動産 587件 698,488,919円 債権 2,916件 1,579,057,575円 動産 7件 38,358,997円 合計 3,510件 2,315,905,491円 	<ul style="list-style-type: none"> ①滞納期間が1年程度以上、文書催告、電話・訪問等の催告にもかかわらず自主納付されないとき ②分納約束が不履行になったとき ③法人が倒産したとき ④その他必要と認めるとき 【18年度実績】 不動産 2件 1,992,031円 不動産参加 2件 485,800円 債権 84件 33,841,466円 給与差押 11件 990,480円 自動車差押 2件 546,995円 合計 101件 37,856,772円 	○前橋市の制度により調整する	
		執行停止	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第15条の7に基づく停止事由 倒産、失業、死亡などにより滞納処分をする財産がないとき(1号) 失業、廃業、病気、生保受給開始など滞納処分により生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(2号) 無届転出で行方不明のものなど、住所、財産ともに不明であるとき(3号) 【18年度実績】(件数、金額) 第1項第1号(第5項該当) 2,964件 287,656,756円 第1項第1号 11,252件 758,206,387円 第1項第2号 1,375件 90,895,381円 第1項第3号 923件 49,589,930円 合計 16,514件 1,186,348,454円 (一般税・国保税の合計) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第15条の7に基づく停止事由 倒産、失業、死亡などにより滞納処分をする財産がないとき(1号) 失業、廃業、病気、生保受給開始など滞納処分により生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき(2号) 無届転出で行方不明のものなど、住所、財産ともに不明であるとき(3号) 【18年度実績】(件数、金額) 第1項第1号(第5項該当) 3件 2,252,046円 第1項第1号 0件 0円 第1項第2号 0件 0円 第1項第3号 5件 1,347,223円 合計 8件 3,599,269円 (一般税・国保税の合計) 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		不納欠損	<p>【平成18年度実績】 (県民税を含む一般税・国保税の件数、金額) ・法第18条に規定する消滅時効によるもの 法第15条の7第1項規定の滞納処分停止中のもの 11,960件 669,657千円 滞納処分の停止をしていないもの 0件 0千円 ・法第15条の7第1項に基づく滞納処分の停止を行い同条第4項に基づき3年経過により不納欠損した もの 1,144件 64,178千円 ・法第15条の7第1項第1号に基づく滞納処分の停止を行い、かつ同条第5項に基づく即時欠損をした もの 3,919件 283,175千円 合計 17,023件 1,017,010千円</p>	<p>【平成18年度実績】 (県民税を含む一般税・国保税の件数、金額) ・法第18条に規定する消滅時効によるもの 法第15条の7第1項規定の滞納処分停止中のもの 70件 4,382千円 滞納処分の停止をしていないもの 100件 5,682千円 ・法第15条の7第1項に基づく滞納処分の停止を行い同条第4項に基づき3年経過により不納欠損した もの 40件 2,419千円 ・法第15条の7第1項第1号に基づく滞納処分の停止を行い、かつ同条第5項に基づく即時欠損をした もの 21件 697千円 合計 231件 13,180千円</p>	○前橋市の制度により調整する	
		交付要求(破産事件等含)	<p>【平成18年度実績】 ・交付要求額 480件 682,887,566円 ・債権現在額申立 167件 243,996,655円 ・配当結果 41件 74,533,904円</p>	<p>【平成18年度実績】 ・交付要求額 33件 9,290,369円 ・債権現在額申立 21件 7,824,684円 ・配当結果 2件 869,067円</p>	○前橋市の制度により調整する	
		収納嘱託員制度	<p>・収納率向上、徴収事務の効率的運営のため、収納嘱託員制度を設置(19年8月現在10人任用) ・非常勤嘱託員で、報酬額は勤務日数に応じた基本報酬、訪問実績、口座振替促進等に応じた能率報酬で支払額を決定 ・(職務)国民健康保険税を含む市税の収納に関すること</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		支所・出張所で の収納事務	<p>・納付書による収納事務 ・納付書を持参しない市民には、各支所はオンライン配備のため、納付書を打出して対応 ・出張所(地区公民館)はオンライン接続でないため、収納課に電話で税額を聞き取り、手書きの領収書(済通知書)で対応</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		県税収納業務	あり(大胡支所、宮城支所及び粕川支所)	あり	○前橋市の制度により調整する ・大胡支所、宮城支所及び粕川支所の例による。	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
111	役務等業務	業者登録	<p>○前橋市役務等業務に関する業者登録要綱 前橋市が発注する前橋市契約規則に定める清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務（以下「役務等業務」という。）を受注する者に必要な資格について定め、もって役務等業務の契約事務の円滑化及び適正化に資することを目的としたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期受付 2年に1回実施 有効期間2年（随時受付を実施） ・定期受付期間 10月から11月にかけて ・契約課において役務等業務登録者名簿を作成する。 ・登録の資格審査は前橋市物品購入等業者選定審査会が行う。 ・登録資格の取り消し又は停止の審査は前橋市物品の製造等指名停止審査会が行う。 ・登録申請、登録内容の変更については、ぐんま電子入札共同システムポータルサイトから行う。 	<p>○富士見村契約規則 富士見村が発注する物品の購入及び物品の製造契約並びにその他の契約の一般競争入札、指名競争入札に参加する者に必要な資格等について定め、役務等業務の契約事務の円滑化及び適正化を目的としたもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本受付2年に1回（有効期間2年） ・追加受付1年に1回 本受付、追加受付とも受付期間は、2月1日～2月末 ・企画財政課において、役務等業務登録者名簿を作成する。 ・登録の資格審査は、富士見村公共工事等審査会が行う。 ・登録の資格の取り消し又は停止の審査は、富士見村公共工事等審査会が行う。 	○前橋市の制度により調整する	
		役務等の提供に係る業務委託並びに賃貸の契約事務	<p>○前橋市契約事務取扱規程 ・清掃等役務の提供に係る業務の委託及び動産の賃貸借の契約については当該事務事業を主管する課において契約手続をする。 役務等業務に係る契約事務取扱要領 ・前橋市契約規則に定める清掃等役務の提供に係る業務及び動産の賃貸借業務に係る契約事務の適正化及び円滑化を図るため必要な事項を定め、この要領に基づき各課で契約の事務処理を行っている。</p>	<p>○富士見村契約規則 ・富士見村契約事務取扱規程 ・契約規則により当該事務事業を主管する課において契約手続をする。</p>	○前橋市の制度により調整する	
112	電子複写機の賃貸借契約		<p>継続して賃貸借（保守を含む。）している電子複写機（ゼロックス17台・リコー14台）については契約課で契約している。支払は使用している各課で予算執行している。（新規契約は各課で対応）</p>	<p>継続して賃貸借（保守を含む。）している電子複写機については、各課で契約し、支払いも各課の予算で執行している。（総務課3台・その他の課14台・小中学校6台）（ゼロックス9台・リコー10台・キャノン4台）新規契約は、企画財政課で契約し、支払いは使用する課で執行する。</p>	○前橋市の制度により調整する	
113	役務等業務委託契約検討委員会		<p>○前橋市役務等業務委託契約検討委員会設置要綱 役務等業務委託契約に関する事項その他必要な事項について検討及び協議する組織で委員会と幹事会からなる。 会議は必要に応じ随時開催となっている。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
114	備品の管理		<p>○前橋市財務規則 ○前橋市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 備品その性質及び形状を変えることなく比較的長期間継続して使用又は保存に耐え得るもので、1品の価格が1万円以上のものをいう。 物品（決算書のとおり重要備品1品100万円以上、美術工芸品類のうち書画、骨董品類1品50万円以上） 備品の登載、所属替、貸付、廃棄、売り払い等</p>	<p>○富士見村財産規則 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例 ※主務課長は、使用備品整理簿を備え、管理する。（金額等の明確な基準なし。）</p>	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
115	公共料金、燃料費の支出		電気、ガス、電話、水道、郵便、ガソリン、燃料については、契約課が代理執行（科目集合により各課予算の執行を行う）	電気、ガス、電話、水道、ガソリンは管理課毎に支出。郵便の支払は月締めで、各事業予算毎に企画財政課で一括執行	○前橋市の制度により調整する	
116	年間購読参考図書購読		・各課が年間購読する法令資料、参考図書は各課の予算で対応 （参考図書等年間購読物審査会要綱は廃止） ・各課が購読する新聞は原則1紙以下とする。	要綱等はなし ・各課において必要に応じて購入 ・新聞購読については、各施設ごとに必要に応じて購読	○前橋市の制度により調整する	
117	小規模契約希望者登録		○前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領 ・発注の対象 工事、修繕 ・発注の上限 50万円以下 ・登録の要件 本店・事業所が本市区域内にあること、本市の入札参加資格の認定を受けていないこと、市税・消費税の滞納が無いこと、実績があること ・登録申請の時期 定期申請……2年ごと 随時申請……随時 ・登録限度 3種別を限度	○富士見村小規模契約希望者登録要領 ・発注の対象 工事、修繕、物品等 ・発注の上限 工事、修繕130万円以下、物品80万円以下 ・登録の要件 本店・事業所が本村内にあること、本村の入札参加資格の認定を受けていないこと、村税・消費税の滞納が無いこと ・登録申請の時期 定期申請……2年ごと 随時申請……随時	○前橋市の制度により調整する	
118	物品購入の契約、入札	財務規則等	○前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ・議決に付すべき契約 予定価格 2,000万円以上 ○前橋市財務規則 ・物品の買入等を契約課で行うことの手続き規程 ○前橋市契約規則 ・原則指名競争入札（同等品競争） ・随意契約（指名競争見積）予定価格額80万円以下 原則2者以上の見積書徴収 見積書省略（1者随契）予定価格額10万円以下等 ・契約書作成 1契約 50万円超 契約書 1契約 10万円超50万円以下 請書 1契約 10万円以下 請書省略 ○前橋市契約事務取扱規程 ・物品購入等業者選定審査会（開催は月1回） 予定金額80万円以上の物品を付議 審査会は、委員長及び委員（市の部長級職員7人）で構成（要綱有） ○前橋市物品購入等契約事務取扱要領 ・1件に係る選定業者数（原則） 予定価格 10万円超80万円未満 3者以上 80万円以上 4者以上 ・1件の予定価格が50万円未満の購入は予定価格調書を省略 ○前橋市入札執行要領 公正な指名及び優れた品質の確保を図るため要領を定めている。	○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 ・議決に付すべき契約 予定価格700万円以上 ○富士見村契約規則 ・原則指名競争入札（同等品競争） ・随意契約（指名競争見積）予定価格額80万円以下 原則2者以上の見積書徴収 見積書省略（1者随契）予定価格額10万円以下等 ・契約書作成 1契約 80万円超 契約書 1契約 10万円超80万円以下 請書 1契約 10万円以下 請書省略 ○富士見村契約事務取扱規程 ・10万円以上の物品購入手続きを、企画財政課で行う。 ○富士見村公共工事等審査会設置要綱 ・1,000万円以上の物品購入について入札参加者を審査する。	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
119	物品の業者登録	業者登録	<p>○前橋市契約事務取扱規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格等について (参加者の資格・資格審査の申請の時期・方法等について定めあり。) ・競争入札等に参加しようとする者の資格、審査を行うため物品購入等業者選定審査会を設置する。 ・定期受付 2年に1回実施 有効期間2年 (随時受付を実施) ・定期受付期間 10月から11月にかけて ・契約課において物品購入等競争入札参加登録者名簿を作成する。 ・登録の資格審査は前橋市物品購入等業者選定審査会が行う。 ・登録資格の取り消し又は停止の審査は前橋市物品の製造等指名停止審査会が行う。 ・登録申請、登録内容の変更についてはぐんま電子入札共同システムポータルサイトから行う。 	<p>○富士見村契約規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見村入札参加資格申請要領により申請し、登録する。 ・登録：年1回(本受付、追加受付) ・有効期間：本受付 2年間(4月1日登録) 追加受付 1年間(4月1日登録) ・契約不履行、贈賄、不正行為等を起こした場合、業者の指名停止を審査する。(要綱有) 審査は、富士見村公共工事等審査会で行う 	○前橋市の制度により調整する	
120	建設工事・測量、コンサルタント業務等の入札及び契約		<p>○契約事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務担当 <p>契約事務取扱は、下記の金額区分により担当する</p> <p>工事担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・設計金額が130万円以下 業務委託・・・設計金額が 50万円以下 <p>契約課</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・設計金額が130万円超 業務委託・・・設計金額が 50万円超 <p>ただし、工事担当課が取り扱う金額区分でも入札に付す場合は、契約課で取り扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等について <p>契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・130万円超 業務委託・・・ 50万円超 <p>請書</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・130万円以下 業務委託・・・ 50万円以下 <p>*前橋市契約規則</p> <p>*前橋市契約事務取扱規程</p> <p>契約事務の取扱について必要な事項を定める</p> <p>*前橋市工事等入札契約事務取扱要領</p> <p>入札及び契約事務の執行について必要な事項を定める</p>	<p>○契約事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務担当 <p>契約事務取扱は、下記の金額区分により担当する</p> <p>工事担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・設計金額が130万円以下 業務委託・・・設計金額が 50万円以下 <p>企画財政課</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・設計金額が130万円超 業務委託・・・設計金額が 50万円超 <p>ただし、工事担当課が取り扱う金額区分でも入札に付す場合は、企画財政課で取り扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書等について <p>契約書</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・130万円超 業務委託・・・ 50万円超 <p>請書</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設工事・・・130万円以下 業務委託・・・ 50万円以下 <p>*富士見村契約規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画財政課において、業務登録者名簿を作成する。 ・登録の資格審査は、富士見村公共工事等審査会が行う。 ・登録の資格の取り消し又は停止の審査は、富士見村公共工事等審査会が行う。 <p>*富士見村契約事務取扱規程</p> <p>契約事務の取扱について必要な事項を定める。</p>	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>○入札事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者数 建設工事の設計金額が 700万円未満 5者以上 700万円以上 10者以上 業務委託の設計金額が 100万円未満 5者以上 100万円以上700万円未満 7者以上 700万円以上 10者以上 <p>○前払い金 前橋市契約規則 前橋市建設工事等の前払金取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払金の対象となる契約 建設工事・設計金額が300万円以上 業務委託・設計金額が200万円以上 ・前払金の支払い割合 建設工事・契約金額の4/10以内 業務委託・契約金額の3/10以内 <p>○契約保証金 前橋市契約保証金取扱要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の免除 競争入札に付して契約を締結する場合のうち設計金額が200万円以下の建設工事、設計金額が100万円以下の業務委託、随意契約を締結する場合、単価契約を締結する場合 	<p>○入札事務 企画財政課が入札を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者数 建設工事の設計金額が 300万円未満 3者以上 300万円以上1,500万円未満 7者以上 1,500万円以上5,000万円未満 10者以上 5,000万円以上 12者以上 業務委託の設計金額が 300万円未満 3者以上 300万円以上1,000万円未満 5者以上 1,000万円以上 7者以上 <p>○前払い金 富士見村会計事務規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前払金の対象となる契約 建設工事・設計金額が300万円以上 業務委託・設計金額が300万円以上 ・前払金の支払い割合 建設工事・契約金額の4/10以内 業務委託・契約金額の3/10以内 <p>○契約保証金 富士見村契約規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金の免除 契約の履行が確実に見込まれる場合で、設計金額が工事300万円未満、業務委託300万円未満に該当するとき、随意契約を締結する場合 		
121	指名参加資格申請及び資格審査等	建設工事入札参加資格申請等	<p>○建設工事入札参加資格申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請(ぐんま電子入札共同システムによる) ・随時受付を実施 (毎月15日受理分までを翌月1日認定。格付は翌年度から) (本受付を2年に1回、中間年に格付見直しと工種追加の受付を1月頃実施) ・申請できる者 希望する工事種別の建設業の許可を受けていること、希望する工事種別の建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値を受けていること、国税・市区町村税を完納していること ・市内業者のうち、希望する工事種別が8業種に限り総合評定値等を基に格付を実施 ・市外業者及び市内業者で上記以外は名簿登載のみ <p>○業務委託入札参加資格申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請(ぐんま電子入札共同システムによる) ・随時受付を実施 (毎月15日受理分までを翌月1日認定。格付は翌 	<p>○建設工事入札参加資格申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年に1回受付を実施(2月中) (本受付、中間受付を1年おきに実施) <ul style="list-style-type: none"> ・申請できる者 建設業法第3条第1項の規定により建設業の許可を受けていること、建設業法第27条の23の規定により経営事項検査を受けたこと <p>○業務委託入札参加資格申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回受付を実施(2月中) 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			年度から) (本受付を2年に1回、中間年に業種追加の受付を12月頃実施) ・申請できる者 希望する業種の営業に関し法律上必要とする資格等を有していること、希望する業種の必要とする技術者の資格を有する者がいること、営業後1年以上経過していること、国税、市区町村税を完納していること	・申請できる者 登録証明書 建設コンサルタント、補償コンサルタント及び計量明事業の登録を受けている場合は、「部門」が明記されているもの		
122	業者選定	建設工事等業者選定審査会設置要綱	○前橋市建設工事等業者選定審査会要綱 会の組織及び運営に関し必要な事項を定める ・審査会は、月2回開催（原則第1、3火曜日） ・審査会対象金額 建設工事・設計金額2,500万円以上 業務委託・設計金額1,000万円以上 ○前橋市建設工事業者選定要領 競争入札に参加させようとする者の選定について必要な事項を定める ○前橋市測量、建設コンサルタント業務等業者選定要領 競争入札に参加させようとする者の選定について必要な事項を定める ○前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱 審査会の組織及び指名停止の措置について必要な事項を定める	○富士見村公共工事等審査会設置要綱 会の組織及び運営に関し必要な事項を定める ・審査会は、随時開催 ・審査会対象金額 建設工事・設計金額1,000万円以上 ○建設工事業者選定要領 なし ○測量、建設コンサルタント業務等業者選定要領 なし ○富士見村請負契約等に係る指名停止の措置要領 審査会の組織及び指名停止の措置について必要な事項を定める。	○前橋市の制度により調整する	
123	指名停止	建設工事等業者指名停止措置要綱	○前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱 審査会の組織及び工事事故、賄賂、不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について必要な事項を定める	○富士見村請負契約等に係る指名停止の措置要領 工事事故、賄賂、不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置について必要な事項を定める	○前橋市の制度により調整する	
124	入札・契約制度の検討	建設工事入札・契約制度等検討委員会設置要綱	○前橋市建設工事等入札・契約制度等検討委員会設置要綱 入札・契約制度等の新たな取り組み等を検討するための会の設置及び運営に関し必要な事項を定める	○富士見村公共工事等審査会で協議	○前橋市の制度により調整する	
125	契約方法等	条件付き一般競争入札試行要領	一般的に行う契約方法は、指名競争入札であるそれ以外の契約方法は、下記のとおり ○前橋市条件付き一般競争入札取扱要領 条件付き一般競争入札の取扱いに当たり必要な事項を定める ・土木一式工事・概ね 1億円以上 ・建築一式工事・概ね 3億円以上 ・設備工事等 ・概ね 1億円以上	一般的に行う契約方法は、指名競争入札である ○条件付き一般競争入札（事後審査方式）試行要綱 ・土木一式工事・概ね 3千万円以上 ・建築一式工事・概ね 5千万円以上	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		契約方法等	<p>○前橋市簡易型条件付き一般競争入札取扱要領 簡易型条件付き一般競争入札の取扱い当たり必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木一式・概ね1,500万円以上1億円未満 ・建築一式・概ね3,500万円以上3億円未満 ・設備工事等・概ね1,500万円以上1億円未満 <p>○前橋市公募型指名競争入札試行要領 公募型指名競争入札の試行に当たり必要な事項を定める（運用していない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事・・・10億円未満 <p>○前橋市工事等随意契約事務処理要領 随意契約による契約事務の適正かつ円滑な事務処理を行うため必要な事項を定め処理する</p> <p>○前橋市緊急工事事務処理要領 災害又は事故等により緊急に工事発注する場合の事務処理について定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるもの <p>緊急に工事を発注しなければ、市民に重大な支障を及ぼすようなもの</p> <p>○前橋市少額工事事務処理要領 少額工事の契約事務の処理方法について定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるもの <p>50万円超130万円以下の工事……小規模工事 50万円以下の工事及び修繕……修繕工事 10万円以下のもの……簡易修繕</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		特定建設工事共同企業体運用基準等	<p>○前橋市特定建設工事共同企業体運用基準 共同企業体により競争を行わせる場合の基準等について必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事・・・5億円以上 ・建築工事・・・10億円以上 ・その他の工事・3億円以上 <p>○特定建設工事共同企業体の結成及び契約に係る事務処理要領 申請の受付審査、資格の認定等について定める</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
126	入札執行		<p>○前橋市入札執行要領 入札執行について必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週木曜日……紙入札を実施 金曜日……電子入札を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・入札の回数・・・1回とする ・予定価格は、設計価格と同額としている ・入札書の提出と同時に、予定価格が2,500万円以上の建設工事と1,000万円以上の測量、建設コンサルタント業務等については、積算内訳書の提出を求める 	<p>○富士見村契約規則 ・月2回入札執行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札の回数・・・1回とする ・予定価格は、設計価格と同額でない。 ・入札書の提出と同時に、予定価格が1,000万円以上の建設工事と測量、建設コンサルタント業務等については、積算内訳書の提出を求める。 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
127	元請、下請関係の適正化		<p>○前橋市建設工事の施工体制の適正化に関する要綱 元請・下請関係の適正化と合理化、建設産業の生産性の向上を図るため必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額130万円超2,500万円未満の工事を請け負った元請業者に「下請状況報告書」を提出させる ・契約金額が2,500万円以上の工事を請け負った元請業者に「施工体制台帳の写し」、「施工体系図の写し」、「下請契約書の写し」及び「工事現場状況報告書」を提出させる 	<p>○富士見村建設工事の施工体制の適正化に関する要綱 元請・下請関係の適正化と合理化、建設産業の生産性の向上を図るため必要な事項を定める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額130万円超2,500万円未満の工事を請け負った元請業者に「下請状況報告書」を提出させる ・契約金額が2,500万円以上の工事を請け負った元請業者に「施工体制台帳の写し」、「施工体系図の写し」、「下請契約書の写し」及び「工事現場状況報告書」を提出させる ・130万円を超える工事については、施工体系図を作成し、工事現場の適切な場所に掲示させる。（提出は上記のとおり） 	○前橋市の制度により調整する	
128	談合問題	談合情報対応マニュアル等	<p>○前橋市公正入札調査委員会設置要綱 入札の適正を確保し入札談合に関する情報に対して的確に対応するため必要な事項を定める</p> <p>○談合情報対応マニュアル 談合情報の処理方法等について定める</p>	<p>○富士見村公正入札調査委員会設置要綱 入札の適正を確保し入札談合に関する情報に対して的確に対応するため必要な事項を定める</p> <p>○談合情報対応マニュアル 談合情報の処理方法等について定める</p>	○前橋市の制度により調整する	
129	低入札価格調査制度		<p>○前橋市建設工事低入札価格取扱要領 低入札価格調査制度の手続きその他必要な事項を定め試行している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるもの 設計金額が2,500万円以上の建設工事 	<p>○富士見村建設工事低入札価格調査制度調査対象工事における事務処理要領 低入札価格調査制度の手続きその他必要な事項を定め試行している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象となるもの 設計金額が700万円以上の建設工事 	○前橋市の制度により調整する	
130	入札、契約の公表		<p>前橋市建設工事の発注見通し等の公表に関する要綱に基づき、下記事項について公表している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注見通し（年4回） ・競争入札に参加する者に必要な資格 ・有資格者名簿 ・一般競争入札に関する事項（入札公告・確認結果） ・指名基準 ・指名業者名（入札執行後） ・指名理由（入札執行後） ・入札結果（入札執行後） ・予定価格（契約締結後） ・設計価格（契約締結後） ・最低制限価格（契約締結後） ・低入札価格調査基準価格（契約締結後） ・低入札価格調査の経緯（入札参加者へ結果通知後） ・随意契約の相手方の選定理由（契約締結後） ・契約の内容に関する事項（契約締結後） ・契約変更に関する事項（契約締結後） 	<p>公共工事の入札及び契約の適正化法の促進に関する法律の施行に伴い下記事項について公表している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注見通し（年2回） ・指名業者名（入札執行後） ・入札結果（入札後公表） ・予定価格（入札執行前） 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
131	専門の工事検査員の設置	工事検査規程等	<p>○前橋市工事検査規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門の工事検査員を設置している。 土木工事担当 4人 建築工事担当 1人 計 5人 <p>※年度末の繁忙期には、技術指導担当4人の職員が応援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額500万円以上の建設工事について、専門の工事検査員が完成検査、部分完成検査、出来形検査及び中間技術検査を実施している。 ・契約金額500万円未満の工事は工事担当課検査員が実施している。 <p>○前橋市工事検査実施要領 ○前橋市中間技術検査要綱</p>	<p>○富士見村公共工事検査規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額に応じ富士見村公共工事等審査会を構成する委員で検査を実施している。(事務は企画財政課) <ul style="list-style-type: none"> ・1,500万円以上 工事検査員(企画財政課長等) ・500万円を超え1,500万円まで指定検査員(富士見村公共工事等審査会を構成する委員) ・500万円以下は工事担当課で実施 <p>○富士見村公共工事検査実施要領</p>	○前橋市の制度により調整する	
132	工事成績評定書の作成		<p>○前橋市工事成績評定要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額130万円を超える建設工事について、検査時に工事成績評定書を作成している。 <p>《工事を評価し、評点を付け請負者に通知し、公表している。》</p> <p>○前橋市工事成績評定通知公表実施要綱 ○前橋市工事成績評定評価委員会設置要領</p>	<p>○富士見村工事成績評定要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額500万円を超える建設工事について、検査時に工事成績評定書を作成している。 <p>《工事を評価し、評点を付け請負者に通知している。》</p> <p>○富士見村公共工事検査規程</p>	○前橋市の制度により調整する	
133	優良建設業者の表彰		<p>○前橋市優良建設業者表彰要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度に完成した契約金額500万円以上(原則)の優良な建設工事を対象に、工事担当課からの内申に基づき、表彰審査会で審査のうえ、建設業者及び当該工事を担当した技術者を表彰している。 <p>○前橋市優良建設業者選考評定基準 ○表彰審査運用基準</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
134	建設工事の設計審査の実施		<p>○前橋市建設工事設計審査試行要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事発注課が施工回いを回付する前に、工事の妥当性、経済性、安全性及び水道局を含めた全庁的な統一性を確保する観点から、特定部門(建設監理課)で事前審査を実施している。 <p>土木工事担当 3人 建築工事担当 1人 電気・機械工事担当 2人(他課職員が兼務) 計 6人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額2,000万円以上の建設工事について実施している。 ・平成12年度から試行実施している。 <p>○設計審査における事務取扱い</p>	<p>○富士見村公共工事設計審査要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富士見村公共工事等審査会を構成する委員で審査を実施している。(事務は企画財政課) <ul style="list-style-type: none"> ・設計金額1,000万円以上 	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
135	公共工事コスト縮減計画の実施		○「前橋市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」実施要領 ・平成13年度で旧行動計画が終了したので、平成14年度に新たに「前橋市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、平成14年度から20年度の7年間工事コストの低減だけでなく総合的なコスト縮減に取り組んでいる。 ○前橋市公共工事コスト縮減対策検討委員会設置要綱	○富士見村公共工事設計審査要綱 ・設計審査を実施した中でコスト縮減について確認している。	○前橋市の制度により調整する	
136	土木設計積算システムの導入	土木工事設計積算システム	・土木工事の設計に当たり、群馬県で開発した「土木工事設計積算システム」を賃借し、業務の効率化に努めている。	・土木工事の設計に当たり、群馬県で開発した「土木工事設計積算システム」を賃借し、業務の効率化に努めている。	○現行のまま新市に引き継ぐ	
137	公共工事の再評価		○前橋市公共事業再評価実施要綱 ・前橋市が行う公共事業の再評価を実施し、効率性及び透明性の向上を図っている。 ○前橋市公共事業再評価審査会設置要綱	なし	○前橋市の制度により調整する	
138	CALS/ECの推進（電子納品・情報共有）		○前橋市CALS/EC推進委員会設置要綱 ・公共事業で作成する図面、書類、写真等の情報を電子化し、通信ネットワークを利用するなどを行うことで事務の効率化を行っている。 CADソフトの導入（V-nas発注者版） 導入形態：買い取り 電子納品保管管理システムの構築	・公共事業で作成する図面、書類、写真等の情報を電子化し、通信ネットワークを利用するなどを行うことで事務の効率化を行っている。 CADソフトの導入（V-nas発注者版） 導入形態：リース	○前橋市の制度により調整する	
139	土木工事用材料単価表の公表		○前橋市土木工事用資材単価の公表取扱いについて ・前橋市が発注する土木工事の積算に使用する材料単価を市場調査により設定し公表することにより、公共事業における公平性・競争性及び透明性を図っている。	なし	○前橋市の制度により調整する	
140	指定金融機関等	指定金融機関	・群馬銀行	・群馬銀行	○前橋市の制度により調整する ・収納代理金融機関については、現在の前橋市の収納代理金融機関で網羅している。	
		指定代理金融機関	・しのめ信用金庫 ・東和銀行	なし		
		収納代理金融機関	・みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 足利銀行 横浜銀行 北越銀行 みずほ信託銀行 中央三井信託銀行 栃木銀行 大光銀行 高崎信用金庫 桐生信用金庫 利根郡信用金庫 アイオー信用金庫 北群馬信用金庫 商工組合中央金庫 あかぎ信用組合 かみつけ信用組合 あすなる信用組合 中央労働金庫 群馬県信用農業協同組合連合会 前橋市農業協同組合	・みずほ銀行 ・東和銀行 ・足利銀行 ・しのめ信用金庫 ・高崎信用金庫 ・かみつけ信用組合 ・あかぎ信用組合 ・前橋市農業協同組合		
		口座振替手数料支払の有無及び額	・あり ・平成18年度 1件 10.5円(消費税込)	・あり ・平成18年度 1件 10.5円(消費税込)	○前橋市の制度により調整する	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
141	口座振替取扱手数料等	取扱税目等	・市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、保育料、介護保険料、住宅使用料、墓地管理料、幼稚園保育料、有線放送使用料、住宅新築資金等貸付償還金	・村民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、保育料		
142	ゆうちょ銀行での公金の取扱	振替による納付の実施の有無	・あり ※市税については、公金指定様式を使用	・あり ※村税については、公金指定様式を使用	○前橋市の制度により調整する	
		自動払込実施の有無	・あり	・あり		
		取扱税目等	・市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、保育料、介護保険料、住宅使用料、墓地管理料、幼稚園保育料、有線放送使用料	・村民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、介護保険料、保育料		
143	債権者への支払方法	口座振替払い	・毎週 月・木曜日（例外あり）	・毎月 13日・23日・月末（例外あり）	○前橋市の制度により調整する ・口座振替払いは、前橋市の制度になることにより月3回から週2回に増える。 ・窓口払いについては、支所の組織、人身体制等と併せて今後調整する。	
		窓口払い	・毎週 火・金曜日（例外あり）	・随時		
		納付書払い	・随時（原則として納付書の納期限日）	・随時（原則として納付書の納期限日）		
144	選挙管理委員会	選出地域の配慮	・選管委員の選出に地域性は配慮していない。	・村内4ブロック 各ブロックから委員1人補充員1人選出	○前橋市の制度により調整する	
		委員の構成	・委員4人 補充員4人	・委員4人 補充員4人		
		委員の任期	・4年	・4年		
		委員の報酬	・委員長 月額 72,000円 ・委員 月額 51,000円	・委員長 年額173,000円 ・委員 年額133,000円		
145	委員会の開催	定例会	・毎月1回開催	・定時登録時に開催	○前橋市の制度により調整する	
		臨時会	・選挙時など必要に応じ開催	・選挙時など必要に応じ開催		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
146	投票区	投票所設置要件	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者数500人以上5,000人以下を基準とし地域性や投票所として使用できる施設の有無等を勘案して設置。 ・参考 投票所数 99箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性や投票所として使用できる施設の有無等を勘案して設置。 ・参考 投票所数 10箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・有権者数500人以上5,000人以下を基準とし、地域性や投票所として使用できる施設の有無等を勘案して設置する。ただし、富士見村の投票所は、当分の間は、現行のままとする。 	
147	期日前投票事務		<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票事務は「期日前投票管理システム」により処理し、従事者は各課選抜で委嘱。 ・期日前投票所は全9箇所 ①市役所1階市民ロビー ②大胡支所 ③宮城支所 ④粕川支所 ⑤上川淵公民館 ⑥桂萱公民館 ⑦元総社公民館 ⑧南橋公民館 ⑨城南公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ・役場に期日前投票所をそれぞれ1箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○現行のまま新市に引き継ぐ 	
148	不在者投票事務		<ul style="list-style-type: none"> ・病院施設・滞在地・郵便等投票は「不在者投票管理システム」により処理し、従事者は各課選抜で委嘱。 ・不在者投票所は、市役所7階選挙管理委員会に1箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・施設・滞在地・郵便投票等不在者投票の従事者は、総務課職員を委嘱。なお、期日前投票の従事者は、各課選抜で委嘱。 ・不在者投票所は、役場に1箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する ・不在者投票所は、1箇所にまとめる方向で検討する。 	
149	不在者投票及び在外投票を処理する指定投票区数	指定投票区	<ul style="list-style-type: none"> ・1箇所（在外投票の処理投票所も同様。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定投票区 なし ・指定在外選挙投票区 1箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	
150	開票区		<ul style="list-style-type: none"> ○開票区数 1開票区 ○開票所 市立前橋高等学校体育館 	<ul style="list-style-type: none"> ○開票所数 1箇所 1開票区 ○富士見村中央公民館 	<ul style="list-style-type: none"> ○新市に移行後、速やかに調整する 	
151	選挙長等の報酬額		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙長 勤務1回の額 10,600円 ・選挙立会人 勤務1回の額 8,800円 ・投票立会人 日額 10,700円 ・開票立会人 勤務1回の額 8,800円 ・投票管理者 日額 12,600円 ・開票管理者 勤務1回の額 10,600円 ・期日前投票所の投票立会人 日額 9,500円 ・期日前投票所の投票立会人 日額 11,100円 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙長 勤務1回の額 10,600円 ・選挙立会人 勤務1回の額 8,800円 ・投票立会人 日額 10,700円 ・開票立会人 勤務1回の額 8,800円 ・投票管理者 日額 12,600円 ・開票管理者 勤務1回の額 10,600円 ・期日前投票所の投票立会人 日額 9,500円 ・期日前投票所の投票立会人 日額 11,100円 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	
		作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・専用郵便ハガキに自家汎用コンピューターで「4人1枚の圧着ハガキ方式」で作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用紙1人1枚方式（株）GCCに委託 	<ul style="list-style-type: none"> ○前橋市の制度により調整する 	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
152	投票所入場券	プリント項目	・選挙人の住所、氏名、性別、投票所名、投票所案内図等の他に選挙人のデータをバーコード印刷。	・選挙人の住所、氏名、性別、生年月日、投票所名		
		送付方法	・ハガキ形式で郵送（5人以上世帯は2通目以降のハガキとなる）	・郵送（世帯ごとに封筒にまとめて4人分まで）		
153	選挙人名簿	調製	・磁気ディスクをもって自家汎用コンピューターで調製 *平成19年6月2日現在名簿登録者総数 259,556人 50分の1の数 5,192人 6分の1の数 43,260人 3分の1の数 86,519人	・住民データをもとに（株）GCCに委託 *平成19年6月2日現在名簿登録者総数 18,251人 50分の1の数 366人 6分の1の数 3,042人 3分の1の数 6,084人	○前橋市の制度により調整する	
		閲覧	・公職選挙法に基づく実施	・富士見村選挙人名簿抄本閲覧事務取扱要綱 ・内容 閲覧の範囲、閲覧の拒否等、閲覧の申請、閲覧の方法、閲覧者の責務、委員会に対する報告、作成資料の返還		
154	選挙公報の配布方法		・新聞折り込み及び新聞未購読者には郵送 ・市役所、その他各地区の公共施設等に備置きによる配布	・区長依頼	○前橋市の制度により調整する	
155	ポスター掲示場設置条例の有無		・市長、市議ともあり (695箇所)	・村長、村議ともあり (75箇所)	○前橋市の制度により調整する	
156	選挙公営条例の有無		○市長、市議ともあり ・自動車使用 ・ポスター作成 ・ビラ作成（市長）	なし	○前橋市の制度により調整する	
157	農業委員選挙に関する事項		○投票区数 ・第1選挙区 8投票所 ・第2選挙区 6投票所 ・第3選挙区 5投票所 ・第4選挙区 3投票所 ・第5選挙区 3投票所 ・第6選挙区 4投票所	○投票区数 ・1選挙区 4投票所	○前橋市の制度により調整する ・投票区等は、合併後最初に行われる農業委員会の委員の選挙までに調整する。	
			○選挙人名簿の調製 ・「農業情報システム」により作成	○選挙人名簿の調製 ・「富士見村農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」により作成		
158	総代選挙を管理する土地改良区		・中群馬土地改良区 ・天狗岩堰土地改良区 ・広瀬桃木両用水土地改良区 ・群馬用水土地改良区	・富士見・北橋土地改良区 ・大沼用水土地改良区 ・群馬用水土地改良区 ・赤城西麓用水土地改良区	○現行のまま新市に引き継ぐ	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																																				
159	監査委員		<p>○構成</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>定数</td> <td>現在数</td> </tr> <tr> <td>・識見を有する者からの選任</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>（うち常勤）</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>・議員からの選任</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> </table> <p>○任期</p> <table border="0"> <tr> <td>・常勤監査委員</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>・非常勤監査委員</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>・議員からの選任</td> <td>議員の任期</td> </tr> </table> <p>○報酬</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>条例規定</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>常勤監査委員</td> <td>月額622,200円</td> <td>月額622,200円</td> </tr> <tr> <td>非常勤監査委員</td> <td>月額240,000円以内</td> <td>月額140,000円</td> </tr> <tr> <td>議員からの選任</td> <td>月額 38,500円</td> <td>月額 38,500円</td> </tr> </table>		定数	現在数	・識見を有する者からの選任	2人	2人	（うち常勤）	1人	1人	・議員からの選任	2人	2人	・常勤監査委員	4年	・非常勤監査委員	4年	・議員からの選任	議員の任期		条例規定	支給額	常勤監査委員	月額622,200円	月額622,200円	非常勤監査委員	月額240,000円以内	月額140,000円	議員からの選任	月額 38,500円	月額 38,500円	<p>○構成</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>定数</td> <td>現在数</td> </tr> <tr> <td>・識見を有する者からの選任</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>・議員からの選任</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> </table> <p>○任期</p> <table border="0"> <tr> <td>・識見監査委員</td> <td>4年</td> </tr> <tr> <td>・議員からの選任</td> <td>議員の任期</td> </tr> </table> <p>○報酬</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>条例規定</td> <td>支給額</td> </tr> <tr> <td>識見監査委員</td> <td>年額238,000円</td> <td>年額238,000円</td> </tr> <tr> <td>議員からの選任</td> <td>年額198,000円</td> <td>年額198,000円</td> </tr> </table>		定数	現在数	・識見を有する者からの選任	1人	1人	・議員からの選任	1人	1人	・識見監査委員	4年	・議員からの選任	議員の任期		条例規定	支給額	識見監査委員	年額238,000円	年額238,000円	議員からの選任	年額198,000円	年額198,000円	○前橋市の制度により調整する	
	定数	現在数																																																								
・識見を有する者からの選任	2人	2人																																																								
（うち常勤）	1人	1人																																																								
・議員からの選任	2人	2人																																																								
・常勤監査委員	4年																																																									
・非常勤監査委員	4年																																																									
・議員からの選任	議員の任期																																																									
	条例規定	支給額																																																								
常勤監査委員	月額622,200円	月額622,200円																																																								
非常勤監査委員	月額240,000円以内	月額140,000円																																																								
議員からの選任	月額 38,500円	月額 38,500円																																																								
	定数	現在数																																																								
・識見を有する者からの選任	1人	1人																																																								
・議員からの選任	1人	1人																																																								
・識見監査委員	4年																																																									
・議員からの選任	議員の任期																																																									
	条例規定	支給額																																																								
識見監査委員	年額238,000円	年額238,000円																																																								
議員からの選任	年額198,000円	年額198,000円																																																								
160	監査の内容	定期監査	・地方自治法第199条第4項の規定により毎会計年度1回以上、期日を定め、本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、全庁を2年サイクルで監査している。	・地方自治法第199条第4項の規定により、毎会計年度1回以上、期日を定め、本村の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査している。	○前橋市の制度により調整する																																																					
		随時監査	・地方自治法第199条第5項の規定により、工事監査を行っている。監査委員協議前の調査を事務局で行う工事監査を年3回、技術士に調査を委託して行う委託工事監査を年3回行っている。	・必要があると認める時は、実施することとしている。	○前橋市の制度により調整する																																																					
		財政援助団体等監査	・地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体、出資団体並びに公の施設の指定管理者の監査を7～8団体を対象に行っている。	・必要があると認める時は、実施することとしている。	○前橋市の制度により調整する																																																					
		行政監査	・地方自治法第199条第2項の規定により、一般行政事務について、法令の定めるところに従って適正に行われているか等について監査している。	・必要があると認める時は、実施することとしている。	○前橋市の制度により調整する																																																					
		決算審査	・地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算その他の関係諸表の計数の正確性の検証と基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施している。	・地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算その他の関係諸表の計数の正確性の検証と基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼に審査している。	○前橋市の制度により調整する																																																					
		基金の運用	・地方自治法第241条第5項の規定により、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼に実施している。	・必要があると認める時は、実施することとしている。	○前橋市の制度により調整する																																																					

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		例月出納検査	・地方自治法第235条の2第1項の規定により、現金出納機関（公営企業含む）の現金の出納が適正かつ正確に行われているか検査している（全監査委員による検査を3か月に1回行い、他は代表監査委員が行う。）	・地方自治法第235条の2第1項の規定により、現金出納機関（公営企業含む）の現金の出納が適正かつ正確に行われているか検査している。	○前橋市の制度により調整する	
161	大学	前橋工科大学	○大学の状況 平成19年4月1日現在 ・敷地面積79,907.62㎡ 建物総面積25,992.24㎡ ・学科数 6学科 学生数 1,080人 ・大学院博士前期課程 3専攻 71人 ・大学院博士後期課程 1専攻 17人 ・授業料 昼間主コース・大学院 年額535,800円 夜間主コース 年額401,800円 ・入学料 市民141,000円、市民以外の者282,000円 ・平成19年10月1日より、富士見村民である入学者の入学料は、条例改正により前橋市民と同等となった。 ・平成19年10月1日以降に実施する平成20年度学生募集要項から、市民枠（推薦）は富士見村民も前橋市民と同等扱いとなった。	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
162	地域団体等への助成	大胡支所	○支所運営事業 ・大胡地区防犯灯維持管理事業補助 2,943,000円 ○地域振興事業 ・大胡祇園まつり補助 2,700,000円 ・大胡地区ゲートボール協会運営補助 40,000円 ・大胡地区行政連絡事務調整交付金 1,588,800円	/		
		宮城支所	・宮城地区納涼祭実行委員会 3,600,000円 (納涼祭実施に対する補助) ・ふるさと地域づくり推進協議会 5,500,000円 (花いっぱい活動、足立区との交流事業、グリーンツーリズム事業等に対する補助) ・桜守の会運営費補助金 100,000円 (千本桜を守る団体への助成) ・どんぐりの森管理補助金 50,000円 (足立区との交流のシンボルどんぐりの森の管理補助) ・オオムラサキ飼育管理補助金 100,000円 (宮城総合運動場内のオオムラサキ飼育ハウス管理補助金)			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		粕川支所	<p>○前橋市粕川まつり補助 粕川地区において、伝統ある粕川まつりを盛大に開催することにより、市民相互のふれあいを図り、活力ある粕川地区の地域づくりを推進することを目的に前橋市粕川まつり実行委員会に補助している。 450万円</p> <p>○前橋市粕川地区産業文化祭補助 粕川地区において、公募により募集した作品の展示や芸能発表、フリーマーケットなどを開催することにより、市民相互の交流を図り、産業、文化振興への意欲向上と明るい地域づくりを推進することを目的に前橋市粕川地区産業文化祭実行委員会に補助している。 300万円</p> <p>○農政課 ふれあい体験交流事業 ・粕川町室沢区の棚田における農業体験事業 現在、室沢地区では田園自然環境整備事業により棚田の整備を行っているが、耕作放棄地の解消を図り棚田の自然環境を保全するため、市民等を対象に体験農業を実施している。市からは地元検討委員会に対して補助を実施している。 10万円</p> <p>○地域農業強化支援事業 大豆生産振興と地産地消の拡大を目的に、粕川ふるさと館で深津機械化組合が取り組んだ豆腐加工に対して助成を行った。 18年度（終了） 560万円</p>			
163	自然環境保全地域保育管理事業	宮城支所	<p>県自然環境保全地域に指定された「赤城神社参道松並木」について、県から管理事業委託金及び清掃管理事業委託金を受け入れ、保育管理及び清掃管理を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の委託料（事業費） 2,425,000円 ・うち県からの委託金（歳入） 820,000円 			
164	3支所管内コンベンション協会支援のイベント等		<p>【大胡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さくらまつり （4月：ぐりーんフラワー牧場） 630千円 ・ウインドミルフェスティバル （10月：ぐりーんフラワー牧場） 1,030千円 ・祇園まつり写真コンテスト （10月：ぐりーんフラワー牧場） 100千円 <p>【宮城】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千本桜まつり （4月：赤城南面千本桜） 1,145千円 <p>【粕川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粕川まつり （8月：粕川小） 100千円 ・のびゆくこどものつどい （5月：粕川公民館） 30千円 			
			<p>行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく事務</p> <p>○行旅病人又はその同伴者の引取り、又はその救護費用の弁償を得られない場合の引取り又は費用の弁償</p> <p>○行旅死亡人の取扱費用の弁償を得られない場合の費用の弁償</p>		<p>【中核市移行後のメリット】</p> <p>○社会福祉法人の設立や民間保育所等の児童福祉施設設置の認可、身体障害者手帳の交付や身体障害児の育成医療の給付など、市で申請、審査、決定、交付まで一括した事務処理が可能となり、効率化が図れるとともに、各種福祉サービスの早期利用が可能となる。</p>	

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
165	中核市移行後の 主な移譲事務	民生行政に関する 事務	児童福祉法に基づく事務 ○児童福祉審議会の設置運営 ○民間保育所の設置認可、実地検査 ○民間児童福祉施設（母子生活支援施設・助産施設）の設置認可、費用補助		○社会福祉審議会の設置や民生委員の定数の決定など、地域に配慮した福祉のあり方が審議されたり、地域住民のニーズに即したきめ細やかなサービスの提供ができる。	
			民生委員法に基づく事務 ○民生委員の定数の決定 ○厚生労働大臣に対する民生委員の推薦 ○民生委員の指揮監督、指導訓練計画の策定・実施			
			身体障害者福祉法に基づく事務 ○身体障害者手帳の交付申請の受理、障害認定及び手帳の交付 ○身体障害者手帳に係る診断書を作成する医師の指定及び指定の取消 ○身体障害者手帳の交付を受けた者の居住地変更の届出の受理等			
			生活保護法に基づく事務 ○指定医療機関等の指定、指導監督 ○診療報酬額及び介護報酬額の決定 ○居住地がない者等の保護に係る費用負担			
			社会福祉法に基づく事務 ○社会福祉審議会の設置及び運営 ○社会福祉法人の設立認可 ○社会福祉事業を経営する者に対する指導監査			
			知的障害者福祉法に基づく事務 ○知的障害者の相談等を知的障害者相談員へ委託 ○在宅心身障害児（者）福祉対策費補助金の交付申請等			
			老人福祉法に基づく事務 ○老人居宅生活支援事業の開始・廃止等の届出の受理 ○老人デイサービスセンター等の設置の届出の受理 ○養護老人ホーム、特別養護老人ホームの認可及び指導監査			
			母子及び寡婦福祉法に基づく事務 ○母子・寡婦福祉資金の貸付 ○母子家庭等日常生活支援事業の届出の受理 ○母子・寡婦の就業支援事業の実施			
			地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく事務 ○整備施設に係る施設設置者の届出の受理			
			構造改革特別区域法（老人福祉法の特例関係）に基づく事務 ○特定の区域内での社会福祉法人に対する特別養護老人ホームの設置の認可			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考	
			<p>障害者自立支援法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害児に対する育成医療の給付決定 ○指定自立支援医療機関の指定・指導監督 ○障害児等療育支援事業の実施 	/			
			<p>各種統計調査に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉行政報告例 ○社会福祉施設等調査 	/			
			<p>公職選挙法施行令に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投票方法の特例の適用を受ける身体障害者であることの書面による証明 	/			
			<p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害時の感染症等の発生予防・まん延防止のために行った措置に要する経費に対する国からの交付金等の受領 	/			
		保健衛生に関する事務	<p>食品衛生法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生指導監視計画の作成 ○飲食店営業等の許可 ○食品、添加物、器具、若しくは容器包装に起因した中毒への対応 ○営業者等からの報告の聴取、立入検査及び取去検査 	/	<p>【中核市移行後のメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前橋市保健所の設置に伴い、保健所の運営主体となり、保健予防、生活衛生、食品衛生など地域保健衛生に関する事務が一元化され、より身近で充実したサービスの提供が可能となる ○飲食店や公衆浴場などの営業許可や立入検査を行い、食中毒や感染症等の発生を防止するとともに、健康危機管理事案の発生時に自ら迅速に対応することが可能となる。 ○野犬などのつながれていない犬の抑留や飼い犬の適正な飼育についての啓発を通じて、人と動物が共に生活できる環境づくりが可能となる。 ○精神障害のある人の日常生活などの相談を行い社会復帰に向けて支援する。 		
			<p>墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○墓地、納骨堂、火葬場の経営（変更・廃止）の許可 ○火葬場の立入検査又は墓地、納骨堂、火葬場の管理者への報告の要求 	/			
			<p>興行場法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○興行場の営業許可 ○営業者等から衛生に必要な措置の報告の徴収、立入検査 ○営業許可の取消、営業停止命令 	/			
			<p>旅館業法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅館業の許可 ○許可への条件付与 ○施設の立入検査 ○施設改善の措置命令 ○営業許可の取消、営業停止命令 	/			
			<p>公衆浴場法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公衆浴場の経営許可 ○許可に必要な条件の付与 ○営業者等から衛生に必要な措置の報告の徴収、立入検査 ○営業許可の取消、営業停止命令 	/			
			<p>狂犬病予防法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○狂犬病予防員の任命 ○予防員による犬の抑留 ○予防員による市長が指定した捕獲人の使用による犬の捕獲 ○公示期間満了後の犬の処分 ○抑留所の設置 	/			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			母子保健法に基づく事務 ○低体重児の出生の届出の受理 ○未熟児に対する訪問指導 ○養育医療の給付			
			動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務 ○犬又はねこの引取り ○負傷動物等の通報の受理 ○負傷動物、死体の収容			
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務 ○医師からの感染症患者等の届出の受理 ○感染症患者等に対する質問・調査 ○感染症のまん延防止のための交通の制限又は遮断 ○医師からの結核患者の届出の受理 ○結核接触者検診の実施			
			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく事務 ○施術者に対する衛生上の指示 ○施術所の開設、変更、休廃止、再開等届出の受理 ○施術所への立入検査 ○施術所の構造及び衛生上の不適合に対し、使用制限、禁止、改善等の命令			
			医療法に基づく事務 ○診療所、助産所の開設の許可 ○診療所、助産所の休止、廃止、再開等届出の受領 ○診療所、助産所に対する使用の制限、禁止、改善命令			
			栄養士法に基づく事務 ○免許照合書及び栄養士免許取得（見込）証明書			
			温泉法に基づく事務 ○温泉利用の許可 ○温泉利用許可の取消 ○温泉の立入検査			
			各種統計調査に基づく事務 ○人口動態調査 ○医療施設調査 ○患者調査 ○国民生活基礎調査			
			化製場等に関する法律に基づく事務 ○化製場又は死亡獣畜取扱場の設置（変更）の許可 ○公衆衛生上に関する報告の徴収及び構造設備等の立入検査 ○化製場等の構造設備の改善命令 ○化製場等の設置許可の取消、施設の使用制限・禁止命令			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく事務 ○と畜場において処理する牛の特定部位の学術研究の用に供するための使用許可			
			クリーニング業法に基づく事務 ○クリーニング所の開設届の受理 ○クリーニング所の構造・設備の使用前検査 ○クリーニング所への立入検査 ○クリーニング所の営業停止・閉鎖命令			
			検疫法に基づく事務 ○検疫所長が指示した事項の市長への通知の受理 ○緊急避難の際の検疫等の措置実施			
			健康増進法に基づく事務 ○国民健康・栄養調査の実施 ○専門的な栄養指導その他の保健指導の実施 ○特定給食施設の届出の受理 ○特定給食施設への立入検査			
			建築基準法に基づく事務 ○特定建築物の確認申請に関する建築主事等からの通知の受理 ○建築基準法上の許可・確認についての特定行政庁への意見			
			建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務 ○特定建築物の所在場所、用途等の届出の受理 ○建物の衛生に関する報告徴収又は立入検査 ○維持管理の改善命令、設備等の使用停止又は制限の命令			
			酒に酔って公衆に迷惑をかける行為等の防止に関する法律に基づく事務 ○酩酊者がアルコールの慢性中毒者の場合の警察官からの通報の受理 ○同通報に係る者に対し、医師の診察の受診勧奨			
			歯科衛生士法に基づく事務 ○歯科保健指導の業務に関する指示			
			歯科技工士法に基づく事務 ○歯科技工所の開設、変更、休止、廃止、再開届の受領 ○歯科技工所の構造設備の改善命令 ○歯科技工所の立入検査			
			死体解剖保存法に基づく事務 ○死体解剖の許可 ○解剖室以外で解剖する場合の許可 ○死体保存の許可			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>柔道整復師法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衛生上害を生じるおそれがある場合の柔道整復師への指示 ○施術所の開設、変更等の届出の受領 ○施術所への立入検査 ○施術所の使用制限、使用禁止、改善等の命令 	/		
			<p>児童福祉法に基づく事務（小児慢性特定疾患治療研究事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療給付の申請の受理 ○受診券の交付 ○医療の給付 ○小児慢性特定疾患児手帳の交付 	/		
			<p>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食鳥処理事業の許可 ○大規模食鳥事業所の食鳥処理に係る検査（生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査） ○認定小規模食鳥処理業者の監視 ○食鳥処理場への立入検査 	/		
			<p>水道法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専用水道（自家用その他特定の者に給水する水道であって、給水対象の居住者が101人以上又は飲用水の1日最大給水量が20 t以上のものをいう。）の確認申請の審査その他の指導監督業務 ○簡易専用水道（水道水のみを水源とし、受水槽の容量が10 tを超えるものをいう。）の指導監督業務 	/		
			<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般からの診察及び保護の申請、警察官からの通報の経由 ○入院中の精神障害者からの退院の申し出に関する精神病院の管理者からの届出の経由 ○医療保護入院者の入・退院の届出、定期病状報告の経由 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する相談指導、相談にあたる医師の指定、医療施設の紹介 	/		
			<p>地域保健法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健所の設置 ○所長その他所要職員の配置 ○保健所運営に関する厚生労働大臣への報告 	/		
			<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校における保健に関する教育委員会からの協力要請の受諾 ○学校における保健に関する教育委員会への助言援助 	/		

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			毒物及び劇物取締法に基づく事務 ○毒物・劇物販売業の申請の受理・登録 ○毒物・劇物販売業に対する報告徴収、立入検査 ○法律違反業者への登録の取消、業務停止命令			
			と畜場法に基づく事務 ○と畜場の設置の許可 ○獣畜のと殺前、解体前、解体後の検査 ○業務の停止命令			
			難病対策に関する事務 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○訪問相談事業 ○医療相談事業 ○訪問指導（診療）事業			
			美容師法に基づく事務 ○美容所の構造、設備の使用前検査の実施 ○美容所の衛生上必要な措置の実施状況についての立入検査 ○美容所の閉鎖命令			
			保健師助産師看護師法に基づく事務 ○保健師の業務に対する指示			
			母体保護法に基づく事務 ○受胎調節実地指導員の指定等の申請の経由 ○不妊手術又は人工妊娠中絶についての医師等からの届出の経由			
			薬事法に基づく事務 ○卸売以外の一般販売業及び特例販売業等の許可、届出等の受理 ○卸売以外の一般販売業及び特例販売業、薬局開設者、病院等への立入検査、改善命令 ○薬局等からの許可更新届・廃止届等の受付、県への送付、申請者への交付			
			有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく事務 ○基準に適合しない家庭用品、重大な健康被害が発生した場合の家庭用品の製造、輸入、販売業者に対する回収・措置命令 ○家庭用品の製造を行う者等に対する報告徴収、立入検査			
			予防接種法に基づく事務 ○予防接種実施事務の保健所長への委任 ○予防接種を受けた者の数の報告の受理			
			理容師法に基づく事務 ○理容所の構造、設備の使用前検査の実施 ○理容所の衛生上必要な措置の実施状況についての立入検査 ○理容所の閉鎖命令			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>臨床検査技師等に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○衛生検査所の登録及び廃止、休止、再開等の届出の受理 ○衛生検査所への立入検査 ○衛生検査所の登録の取消、業務の停止命令 	/		
		環境行政に関する事務	<p>大気汚染防止法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ばい煙発生施設設置等の届出の受理 ○ばい煙量等が排出基準に適合しない場合の構造等の改善命令等 ○揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出の受理 ○粉じん発生施設設置等の届出の受理 ○粉じん発生施設が基準に適合しない場合の改善命令等 ○自動車排ガスの濃度測定 ○大気汚染の状況の常時監視 	/	【中核市移行後のメリット】	○公害に関する届出窓口の一本化や産業廃棄物処理などに関する独自の規制や指導ができ、環境保全に係る事務を一貫した体制のもとで行うことが可能となり、総合的な環境対策を進めることができる。
			<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般廃棄物処理施設の設置許可・取消 ○一般廃棄物処理施設に係る改善命令等 ○産業廃棄物処理業（収集、運搬、処分業）の許可・取消 ○産業廃棄物処理業者（収集、運搬、処分業）に対する事業停止命令 ○産業廃棄物処理施設の設置許可・取消 ○生活環境保全上の支障の除去等の措置 ○産業廃棄物処理施設に係る改善命令 ○産業廃棄物処理業者に対する立入検査、改善命令及び措置命令 	/		
			<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公害防止統括者・管理者（ばい煙・粉じん発生施設）を選任したとき等の届出の受理 ○特定工場への立入検査 	/		
			<p>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定施設等の設置等届出の受理及び基準に適合しない場合の改善等の措置命令及び一時停止命令 ○特定事業場への立入検査 	/		
			<p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出の受理 ○事業者が平成28年7月までにポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分しなかった場合においての、当該事業者への措置命令 ○事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管または処分に関する報告の徴収 ○事業者等の事業場等への立入検査 	/		

総務部会 行政制度比較表

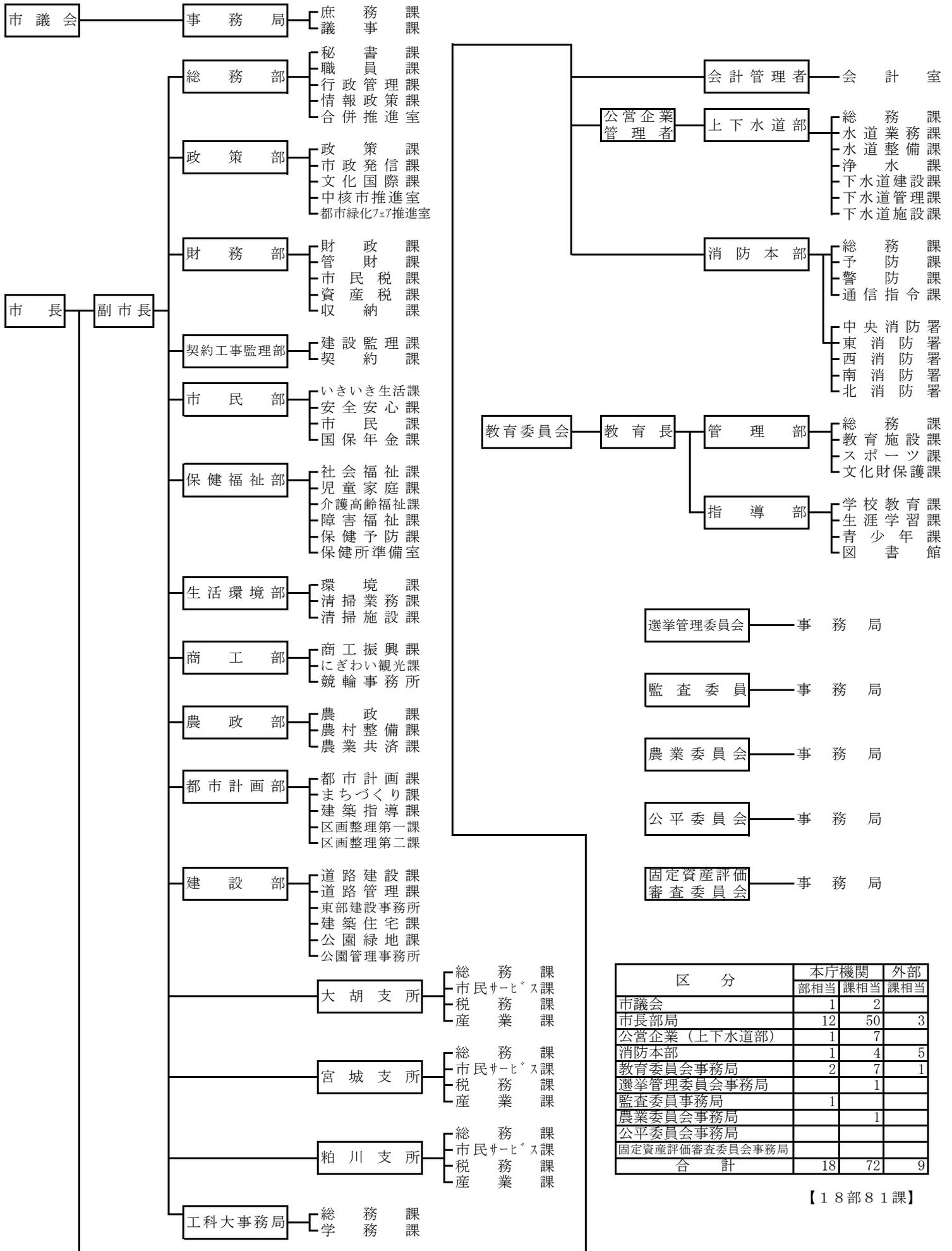
部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○使用済自動車引取業者の登録及び登録の取消し ○フロン類回収業者の登録及び登録の取消し ○使用済自動車の解体業の許可及び許可の取消し ○解体自動車の破砕業の許可及び許可の取消し ○関連事業者の事務所又は工場等への立入検査 	/		
			<p>浄化槽法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽の設置等の届出の受理、催告及び変更命令 ○保守点検又は清掃についての改善命令等 ○条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度 ○浄化槽管理者等に対する保守点検等に関する報告徴収、立入検査 ○設置後の水質検査についての受検催告及び命令 	/		
		都市計画・建設行政に関する事務	<p>屋外広告物法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置の禁止 ○広告物の表示又は掲出物件の設置の制限 ○広告物の表示又は掲出方法の基準等の設定 ○屋外広告業を営もうとする者の登録の義務付け 	/	【中核市移行後のメリット】 ○都市景観形成に配慮した独自のまちづくりの展開が図れ、地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりを推進することが可能になる。	
	<p>流通業務市街地の整備に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○流通業務地区内の施設建設等に係る許可 ○違反施設に対する施設の移転等の命令 ○命令を命ずべき者が確知できないときの措置、公告 		/			
	<p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画施設の区域内の土地等を譲渡しようとする場合の届出の受理 ○地方公共団体等による都市計画施設区域内の土地等の買取り希望の申出の受理 ○土地買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及びその旨の通知 ○土地買取りの協議を行わない旨の通知 		/			
	<p>都市緑地法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地保全計画の策定（緑地保全地域の都市計画決定を受けて） ○緑地保全地域における行為の届出等の受理、処分 ○特別緑地保全地区（都市計画決定事項）における行為の届出等の受理、処分 ○特別緑地保全地区内の土地の買入れ 		/			
	<p>農住組合法に基づく事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○組合設立の認可の申請受理 ○設立の認可 ○交換分合計画の認可の申請があった旨の公告、計画書の縦覧 ○交換分合計画の認可 		/			

総務部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく事務 ○供給計画の認定 ○供給計画変更の認定 ○認定事業者からの報告の徴収 ○認定事業者に対する住宅の建設・管理に係る改善命令			
			建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく事務 ○特定優良賃貸住宅について、認定事業者が、特定入居者（耐震改修により仮住居を必要とする者）に賃貸しようとするときの承認			
			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務 ○工事受注者に対する助言及び勧告 ○工事受注者に対する再資源化等の方法の変更等必要な措置命令 ○工事受注者からの再資源化等の実施に関する報告の徴収 ○建設工事の現場等への立入検査			
			高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務 ○供給計画の認定 ○供給計画の変更の認定 ○目的外使用の承認 ○認定事業者に対する報告の徴収			
		文教行政に関する事務	文化財保護法に基づく事務 ○重要文化財に関する現状変更等の許可等 ○重要文化財の保存に係る報告徴収、立入調査 ○出品された重要文化財等の管理事務			
			地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく事務 ○県費負担教職員の研修			
166	中核市法定事務	包括外部監査に関する事務	地方自治法に基づく事務 ○包括外部監査 「財務に関する事務の執行」及び「地方自治体経営に係る事業の管理」のうち、必要と認められる特定の事件を監査人が選定し監査する。		○既存の監査委員の機能と併せ、外部の専門家による監査を実施することにより、監査機能の独立性・専門性の強化を図っていく。	

平成20年度前橋市組織機構図

平成20年4月1日現在



区分	本庁機関		外部 課相当
	部相当	課相当	
市議会	1	2	
市長部局	12	50	3
公営企業（上下水道部）	1	7	
消防本部	1	4	5
教育委員会事務局	2	7	1
選挙管理委員会事務局		1	
監査委員事務局	1		
農業委員会事務局		1	
公平委員会事務局			
固定資産評価審査委員会事務局			
合計	18	72	9

【18部81課】